

## 予 算 特 別 委 員 会 ( 4 日 目 )

1. 開会及び閉会 令和2年3月23日(月) 午前9時30分 開会  
午後6時34分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	岡 本 吉 司
副委員長	松 林 謙 司
委 員	杉 本 訓 規
〃	梨 本 洪 珪
〃	谷 原 一 安
〃	川 村 優 子
〃	増 田 順 弘
〃	西 井 覚
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	下 村 正 樹
議 員	奥 本 佳 史
〃	内 野 悦 子
〃	藤井本 浩
〃	吉 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	松 山 善 之
教 育 長	杉 澤 茂 二
企画部長	吉 川 正 人
総務部長	吉 村 雅 央
総務財政課長	米 田 匡 勝
〃 主幹	中 文 子
管財課長	吉 田 和 裕
収納促進課長	和 田 善 弘
市民生活部長	前 村 芳 安

保険課長	新 澤 明 子
〃 補佐	葛 本 康 彦
環境課長	庄 田 康 則
〃 補佐	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	白 澤 真 治
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中 井 智 恵
長寿福祉課長補佐	鬼 頭 卓 子
健康増進課長	東 錦 也
こども未来創造部長	中 井 浩 子
上下水道部長	西 口 昌 治
下水道課長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
教育部長	森 井 敏 英
学校教育課長	内 蔵 清
学校給食センター所長	油 谷 知 之
会計管理者	門 口 昌 義

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	関 元 瞳
〃	福 原 有 美

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第18号 令和2年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第19号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第23号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 議第20号 令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第22号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第21号 令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第27号 令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 議第26号 令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

**岡本委員長** ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は予算特別委員会4日目の委員会であるわけでございます。一般会計の総括質疑、討論、採決、その後特別会計7会計、事業会計2議案、審議をお願いするわけでございます。本日は最終ということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

それから、委員外議員の紹介をさせていただきます。委員外議員、内野議員、藤井本議員、吉村議員、奥本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いをいたします。

委員各位におかれましては、質疑簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いをいたします。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いをします。また、答弁者については部長または担当課長でお願いをいたします。

先に、前回の委員会で答弁漏れがありましたので、先に答弁を求めます。

内蔵課長。

**内蔵学校教育課長** 皆さん、おはようございます。学校教育課の内蔵です。

歳入で先週、川村委員の方からご質問ございました幼稚園の預かり保育の利用料926万4,000円の件につきまして、ご答弁させていただきます。

本市の公立幼稚園では、これまで保護者の病気や事故、出産など、一時的に家庭での保育が困難となった児童を預かる一時預かり保育というのを平成28年度から実施していましたが、近年の核家族化や就労状況の変化等に伴う保護者のニーズ、さらには保育所の待機児童解消策の一環といたしまして、令和2年度、新年度の方から市内の公立幼稚園5園におきまして、共働きなどを理由に子どもさんを預けることができる預かり保育を実施いたします。

今回歳入で計上しております926万4,000円につきましては、この預かり保育に係る保護者からいただく利用料でございまして、この預かり保育につきましては、今年度10月から施行されております幼児教育・保育の無償化関連の法律改正によりまして、共働き世帯、あるいはシングルで働いておられる世帯などにつきましては限度額の範囲内で無償となるわけなんですけれども、この預かり保育料につきましては、国が示しますように償還払い方式となっております。保護者の方から利用料をいただき、後で無償化の対象者に返す、償還するとな

っておりますので、歳入予算で保護者の方からいただく分利用料を計上し、歳出予算、具体的に申しますと8款教育費の中の幼稚園管理費、子ども子育て支援事業の施設等利用給付費3,836万4,000円を計上しておるんですけども、そのうち702万円なんですけれども、こちらの歳出予算の方で、保護者の方へ返す分、償還する分を計上しております。

次に、歳入予算の算出根拠なんですけれども、利用見込人数につきましては、新年度から新たに実施するということで実績等がない中、私立の幼稚園に通われている方の預かり保育の利用状況等々から、全体の3分の1から4分の1ぐらいの園児の方が利用されるのではないかと見込んでおまして、具体的には5園全体で1日120人の利用を想定しております。この120人に利用料金、4時間までの利用が日額400円、夏休みなど4時間を超える利用が日額800円、さらに年間の預かり保育の利用見込日数を乗じまして、年間の預かり保育の利用料を歳入で計上しております926万4,000円としております。

以上でございます。

**岡本委員長** 川村委員、よろしいか。

**川村委員** わかりました、結構です。

**岡本委員長** それでは、ご苦労さんでした。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう、十分ご留意をいただきたいと思えます。

それでは、質疑ありませんか。

増田委員。

**増田委員** それでは、総括質疑ということで、若干お尋ねをいたします。

大変厳しい財政状況やということで、今回の予算編成に当たっては大変ご苦労願った予算かなというふうに思います。私、市のホームページの方、予算編成についていろいろと資料出ておりましたので、それをもとに若干質問をさせていただきたいと思えます。

まず「予算／財政」というホームページのところで、これはまだ前年度の分しか載っておりませんが、平成31年度予算編成方針、これは原課に対して、市長の方から編成に当たって毎年10月ごろに出される1つの文書であるのかなというふうに、私、認識をしておりますが、このページの書き出しには出し人と宛名が書いてないんです。要するにホームページですので、市民に対してこの編成方針を出されてるというふうに、私、最初わからなかったから、そういうふうに見たんです。ちょっとお手持ちの、そういう情報通信の持っておられる方あったら、見ていただいたらいいんですけども。その中には、非常に財政状況なり編成に当たっての考え方なりというところが載っております。当然、市長が原課に対して出される文書の内容ですので書き方が、言葉尻のところで言うと、「徹底した市役所内部経費の削減をされたい」、それから「的確かつ確実な収入確保に努めるよう強く要望する」と、こういうふうな書きっぷり、当然そういう文書ですので、そういう書きっぷりなんですけども。ちょっとこれ、市民向けにこういう文書が出ておりますと、何か市民に対して、「俺らにそれ言うてんの」みたいなとられ方になるので、このページの編成に当たっては今後ちょっとご留意いただくか、もう少しこういうページを削除するか、どちらかしていただいた方がいい

いのかなというふうに感じました。

それから本題の方ですけども、違うページに行きますと、令和元年10月17日、葛総第37号、これも阿古市長が部課長各位という形で文書を出しておられます。その中には先ほど言ったような書きっぷりで、ここには本市の平成30年度一般会計決算においてはということで、約2,100万円の税収が減ったよと、それから公債費で5,700万円増えてるよと、それから経常収支比率が3.3%上昇して、98.9%になったよと、それから財政調整基金も、繰入れも減少はしたけども、3年連続で基金取崩しの決算になったよと、こういうことをまず前段で述べられておいて、先ほどと同じく、最後は「これまで以上に思い切った財政構造の改革と慎重な財政運営に努めていくものとする」。以上のことから、5万人チャレンジとかいろいろと挙げておられますけども、前年度当初予算における一般財源ベースより縮減した要求額とすること、こういうふうには市長の方からお達しを出しておられます。

ところが、原課から上がってきた数字かどうかわかりませんが、結果的には12億5,000万円の増額予算になっておるということでございます。これ、それぞれ原課がこのお達しの指示に従わないで、増額の予算編成をしたから増えたとしか言いようがない。それか、横から何か特別な予算を上乗せしたのか、どっちかしかないんですけども、それぞれ原課に増額した、おまえらこれ市長に言われて、現状維持やと言われているのに何で増やしてあるのと一々聞いたらいいんですけども、時間的な都合もあるかと思しますので、もしその整合性、市長が出されておる予算編成方針と、結果との整合性についてお尋ねをいたします。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 皆さん、おはようございます。副市長の松山でございます。

まずは先週まで3日間一般会計の審議をしていただいて、その審議の内容と少し離れたご質問をされておられますが、ご質問いただいておりますのでお答えを、ご説明をしたいと存じます。

まずは予算編成方針でございますが、これは市長が各部課長に対して、次年度の予算についてどういった態度で編成すべきかということ、基準も含めてその大枠を示したものでございます。したがってその結果としての予算については、当然それが市民生活にも影響してまいりますので、そういった判断からこのホームページの各ページ全てを、申しわけありませんが市長でありますとか私がチェックをしているわけではございませんが、担当課の方が、これは市民にもごらんいただくべきであろうと判断をして登載をしたものであろうと思っておりますが、ただ、この予算編成方針自体の位置づけがどういったものであるかということも丁寧に説明をした上で登載すべきであったのではないかという意味では、委員からご指摘をいただきましたとおり、そこについては今後留意をして登載をしてまいりたいと存じます。

さて、令和2年度の予算編成方針に当たりましては、これはまずは経費を4つに分けております。1つは経常経費、もう一つは義務的経費、それから政策経費のハード事業とソフト事業であります。経常経費につきましては、これは対前年度でシーリング枠配分という形、これは私、葛城市副市長に就任以来、予算編成方法についていろいろ改革をしていくべきと

ということでご提案を申し上げておりましたが、その中の1つとして、多分ひよっとしたら過去に、両町時代にはやっておられたかもしれませんが、市としては、今の予算編成に携わるそれぞれの部課長については多分初めての経験だったろうと思いますが、経常経費につきましては3%のシーリングをかけた上での一般財源を配分をいたしまして、これを超えないように要求するようというふうにいたしました。

義務的経費、これは生活保護でありますとか福祉医療でありますとか、こういった主に福祉の制度であります、扶助費、こういったもの、それから公債費、これも過去に借りた地方債の償還でありますので、これはもう支出の額が確定をしております。これにつきましては特にそういった制限は設けずに、ただしっかりと精査をするという形で臨んでおります。

政策経費につきましては、基本的には対前年度の一般財源を守って要求をしてほしい、ただし市長が掲げておられます5万人チャレンジについては、これはこういった考え方とは別に、その枠の考え方に縛られずに自由な発想で積極的に要求を上げてほしい。そして、そういった形で担当課からそれぞれ要求をされたものにつきまして、予算査定の過程で内容を精査をして積み上げをしたものが、今回ご提案をしている予算案になったものでございます。したがって、これはあくまで予算編成方針でございますので、基本的には内部規律、内部方針であります、結果が予算案としてあらわれるという意味では、委員の方からその部分について内容をご確認いただいて、お問合せいただいたことについては十分にそれをご理解を申し上げた上で、こういった内容であったということをお踏まえていただきますと、先ほど委員からは、方針とこの結果が矛盾しているのではないかとといったようなお問い合わせであったかと思いますが、それに対しましては、そういった形の予算編成方針をもとに予算編成作業をした結果が今お示しをしているものでありまして、内容が矛盾しているものではございません。

以上でございます。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。この最初のページについては、またちょっと工夫をしていただけたらなと思います。

それからあとの部分の、令和2年度の予算編成方針との整合性ですけども、今、副市長がご説明いただきましたように、経常的なもの、義務的なもの、それから政策的なもの、3つがあると。4つ目に市長の肝いりの予算と、こういうこと。原課に対してはいろいろとそういうことで、指示に従ったある一定の意識を持って予算編成をしていただいたけども結果的に増額になったと、こういうお話でございますけれども。一生懸命こんなにご心配を内部でされて、編成方針の中でも危惧される言葉がたくさん出ておりますし、私もそういうふうに思いますし、監査委員さんからもそのような、平成30年度決算においてはご指示もあったかというふうに思いますけども、市長の施政方針の中にも、やはりこの予算編成のときに語られてる、こういう状況を踏まえた施政方針というふうな言葉があるべきかなというふうに思うんですね。それが見当たらないんですよ。

だから市民の、過去には市長の方から、非常にこれから厳しい財政状況になるけども、市

民の方にも理解をしていただきながら財政の立て直しをすると、こういうふうにおっしゃってた。そういう言葉も私、耳に残ってるんですけども、今回の令和2年度の予算並びに施政方針の中ではそういう気持ちといたしますか、方向といたしますか、そういうものが前向きな予算というふうなことでは非常に評価をしたいというふうには思いますけども、この状況をどう切り抜けるんだという危機感的なお言葉がない。あると思うんですけども、言葉として、文字としてそういうものが、数字としても、先ほど言いましたように12億5,000万円の増額になっておると。結果が全てではございませんけども、そういうふうなことをちょっと懸念をいたしますので、質問をさせていただきました。

何かご答弁ございましたら、お願いします。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 改めて、ちょっと施政方針読まないとわかりませんが、気持ちとしては予算方針といえますか、各部課に求めました編成予算、予算方針に基づいた予算を組んでおります。ですから、経費としては義務的経費系統以外は極力節約するよという方針でございます。ただ、政策的なものを一定書いてるわけなんですけども、その大半の部分は期限がついたものであるということ、予算の中ではご理解いただいているのかなと思います。耐震補強であったりですとか、特に安全の部分ですと緊防債という期限つきの有利な起債を使ったものであるとか、もしくは蓄電池等の廃棄に当たりましては90%ほどが国から援助をいただけるような形の事業であったりですとか、GIGAスクール構想、これは子どもたちに対する将来的な投資でございますし、そのような予算編成をしておるといってございませう。

ですから、金額的には確かに上がりますが、その裏となるべき財源というものは確保させていただいておりますので、確かにどこの自治体も経常収支比率が悪化してきているというのは事実でございます。ただ、その状況の中で最大限市民にとって有益な施策を持っていくということが大切でございますので、葛城市の場合は、市民に関するサービスは現状維持、もしくは若干なりとも向上するような施策をとって、なおかつ将来において時間の特に限られた事業につきましては、それを最大限国の補助事業の中で入れてきているという予算編成をさせていただいたわけでございます。金額ベースだけでははかり知れないその内容、予算特別委員会の席でもご審議をいただいたものと考えております。

財政調整基金からの繰入金約2億円、昨年度よりかは減収しているということもご理解いただけたらなと思います。

予算編成としては、そのような形での予算編成をさせていただいたものでございませうので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** 市長の方からご答弁、ありがとうございます。

経常収支比率が全国的にといいますか、特に奈良県においては全体的に下がっているという部分は、私も承知をしております。葛城市だけが低いのではないと。ただ、経常収支比率のことを語ると、これ非常に問題となっているのが、全国ベースで奈良県がワースト1とか2と



かというレベルなんですよ。隣が悪いから、うちも悪くなったから隣も同じように悪いねんというのは、それはいたし方ないとはしても、全国的なレベルからいくと非常に低い状態で、隣同士が下の方で争う、全国レベルでいくと後ろに、全国の非常に多い自治体がある中で下から200番目ぐらいの位置に葛城市がおると。こういう経常収支比率のレベルやということも、県内を比較するんやなしに全国レベルでいくと非常に問題やぞということ、知事の方も県の各自治体に警鐘を鳴らしておられたということも私、記憶をしておりますので、皆悪いからうちもというふうな、社会現象も含めて悪くなってるということも十分承知をしておるわけでございますけれども。

先ほどから私もちょっと説明しましたように、財政調整基金は2億3,000万円減少していただいたけども、それでも3年連続で財政調整基金を使って収支を合わせてるんだよと、こういうことを言いたかったので、減ったことに関しては財政調整基金の繰入れを2億3,000万円、ちょっと努力していただいたというのはもう承知の上の話でございます。ただ、やはりこういう情勢やということ、やっぱり危機感の共有をしていただくというふうなことを踏まえて、今年度はそれでもこういうふうな予算を組んだんだよということ、やはりわかりやすく市民の方にも情報として伝えておくべきか。気持ちで、非常に査定段階でいろんな予算を切り詰めていただいたということは原課の方からも聞いておりますし、当然そうであろうというふうには私も理解はしておりますが、結果的にそういうことであるということだけ申し上げておきたいと思っております。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。私も、今質問された増田委員と同じような問題意識で質問していきたいと思っております。

葛城市の財政事情が急速に悪化しているという現状があるかと思っております。その中での本予算案であると思っておりますので、全体にわたるところで幾つか質問する中で、このことについてもご意見を申し上げたいと思っております。

まず最初に、会計年度任用職員制度が本年度から導入されました。これが人件費、物件費になりますけれども、上げるということは、これはもう委員の皆さんもよくご存じだろうと思っております。そこで具体的にお聞きしますけれども、予算書の中の180ページに会計年度任用職員制度ということで、これまでは臨時、非常勤職員というか、非常勤職員の人数をここに書いていたわけですが、これまでは大体300人程度の非常勤職員がいらっしゃるというふうに私は認識しておったんですけれども、ここを見ますと407人となっております。100人ぐらい増えたということで、これは事前にお聞きしますと嘱託員制度というのが葛城市にありまして、3年間できるだけ有能な方には継続して勤めていただきたいということで、主に保育、福祉関係の職員で非常勤の方が嘱託員制度という制度で利用していただくということもあって、400人程度になったということでもありますけれども、この会計年度任用職員の総時間数、つまりこの単価の見積りになった総時間、つまり幾ら臨時雇用で働く方の時間があるのかということ、

それとあわせて前年度比、こうした非常勤、嘱託員の方の、いわゆる物件費に当たったんだらうと思いますけれども、その費用と、今年度費用の差額が大体どの程度出ているのか、あわせてこの会計年度任用職員制度については、要は昇給制度になっております。昇給制度になっているというのは、これまで非常勤職員の場合は何年働いても一定の金額での賃金だったわけですが、これは同一労働同一賃金ということで、非正規雇用の方の職の待遇改善ということで、毎年賃金が上がってまいります。つまり、そうすると次年度の見込みとして大体どういふふうな、恐らく継続雇用されると思いますので、どうなっていくのか、そこら辺の見込みについて、まず会計年度任用職員制度のこれは圧迫要因になっていこうと思います、将来的な財政の。ということになりますので、この点について1つ質問をさせていただきます。

2つ目でありましてけれども、財政調整基金についてお伺いいたします。この財政調整基金というのは、葛城市における自由に使える貯金です。目的別に基金も蓄えて貯金も持っておりますけれども、目的かわりなく自由に使えるということで、財政調整基金というのを葛城市は持っているわけですが、最も財政調整基金が積み上がったのは、平成26年度に34億7,000万円ほど財政調整基金が積み上がっております。現在、この財政調整基金が幾ら残って、今年度、先ほどありました昨年度9億円、財政調整基金から引き出す予算だったわけですが、必ずしも全額使ったわけではありませんが、また戻入して今年度末、大体幾らぐらい残っているのでしょうか。まだ決算が出てませんからわかりませんが、そういう財政調整基金、今年度末大体幾らぐらいの予想で、そこから今年度は7億円余り引き出すこととなります。幾ら今年度の予算を執行した場合残ることが予想されるのか、もちろん全額、財政調整基金7億何がしかを使うとは限りません。節約に努められて再度財政調整基金に戻すということはあるわけですから、そうはいきませんが、大体予想としてどうなるかということについて、2つ目お伺いします。

3つ目です。これは財政規模についての考え方ですけれども、実は葛城市は合併して16年、17年目になるわけですが、ご存じのとおり合併特例債というものを葛城市は利用して合併事業を進めてまいりました。99億9,000万円、非常に大きな財政の膨らみが生じたわけでありまして。阿古市長は合併バブルというふうな言い方もされておりました。決算ベースで平成28年度、これは前市長が最後の年に組んだ予算での決算ベースで、約188億円の歳出になったんです。これを、言ってみれば合併特例債がなくなる、そしていわゆる合併特例による地方交付税の優遇措置、それぞれ旧當麻町、旧新庄町、小さな町ほど地方交付税は厚く配分されるわけですから、1つの市になってしまうと、これは地方交付税の算定の基準が変わりますから減額になるわけですが、両町の部分をそのまま10年間いただいて、その計算でいただいて、そして5年間段階縮小して、16年目からはその本来の人口3万5,000人以上の都市の、そういうレベルの基準で地方交付税を計算するから減額になっていくわけですが、したがって、合併がもう既に16年、17年目に入って非常に収入の面でも、あるいは起債の面でも非常に圧迫されていくわけですが、この点について、先ほど増田委員からもご心配の指摘がございました。阿古市長が組まれたときの予算の決算ベースは14億9,000万円です。平成29

年度、14億9,000万円の決算。その次の年が14億7,000万円、つまり2年間は縮小して、阿古市長は、これを何とか財政の縮減を図ってソフトランディング……。

(「140億円」の声あり)

**谷原委員** 149億円と147億円、その次の年がね、ごめんなさい。149億円が平成29年度、平成30年度が147億円の決算ベースだったと思いますけど、約です。だけど令和元年、これが大体幾らぐらいの決算ベースになるかという、これは先ほどの、この3月定例会の補正予算が出ておりました。一般会計補正予算(第4号)を見ますと、これを見ますと大体155億5,000万円程度ですから、言ってみれば10億円ぐらい膨らんだ歳出になりました。12億円ぐらい膨らんだ歳出予算になったわけですよ。それを更に今年度、予算編成に当たりまして160億円を超える大きな予算増額を出してこられたと。だからこら辺の認識、どのような認識でこのような増額予算をされたのか、つまり今の葛城市の財政見通しについてどのようなお考えを持っておられるのかについて、今年度予算を組んだこの財政見通し、この間の合併にかかわる様々な要因、その中でこうした財政を組まれたという、そのお考えについてちょっとお聞きします。

**岡本委員長** 吉川部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めにご質問がありました、会計年度任用職員の件でございます。

予算書の180ページに会計年度任用職員の状況を記載させていただいているところでございますが、来年度、令和2年度からこの会計年度任用職員制度が新たに始まるわけございまして、この会計年度任用職員の部分が予算書にも新たに追加されたというところでございます。来年度、令和2年度では会計年度のフルタイムが12人とパートタイムが407人の、合計で419人ということで予算計上をさせていただいております。現状のアルバイト、それから嘱託員の合計が368人でございますので、約50人の増加ということになってございます。この人数の、407人のパートタイムの部分でございますが、これは短時間の者も含まれておりまして、1日7時間の3日勤務であったり、2日勤務であったりとかいう人も1人として勘定しておりますので、その分で膨らんでいる部分もございまして、主に人数として増加いたしましたのは子育て福祉課の部分で、保育士や学童支援員の確保が必要やということで増えておる部分と、今度幼稚園で延長保育を実施いたしますので、それにかかわる部分の会計年度任用職員を任用するというので、人数的にはその部分で主に増えている状況でございます。

それから、この会計年度任用職員によりまして増加する部分でございますけども、特にこれ、今回新たに期末手当が支給されるということになりましたので、この表の下の部分で期末手当と記載しております4,463万1,000円、これは純増ということになってございます。それから、あとこの会計年度任用職員をするに当たりまして、先ほど谷原委員も申されましたように同一労働同一賃金という部分がございます、それまでの令和元年度のアルバイトの単価の引上げも行ってございます。その引き上げの部分といたしまして約1,179万円の増ということで、あとその単価を引き上げることに伴いまして、時間外勤務手当でありましたり、

共済費、社会保険料、この辺も増えるわけですが、この辺の計算がちょっとできておりませんが、ただいま申し上げました単価増と期末手当の増で、合わせまして5,642万1,000円の増となる予定でございます。

それから、総時間数とおっしゃいましたけども、この総時間数については現在計算はしておりませんが、今ざっと計算いたしますと、大体通常の会計年度任用職員が1日7時間、月大体20日間の勤務をされますということで、これが12カ月ということになりますと約1年間で1,680時間、これが419人で計算いたしますと70万3,920時間になるかなというふうに考えております。

それからあと、最後申されました昇給の見込みでございますけども、おっしゃいましたように会計年度任用職員、会計年度内の任用でございますけども、その年度の評価に応じて翌年度以降も任用することができる、3年間できるということになってございますので、同一人物が翌年度も任用されるということになりますと、やはり昇給という部分が出てくるわけでございますけども、その部分につきましては、申しわけございませんけども今のところ見込みというのは立てておりませんので、申しわけございません。

以上でございます。

**岡本委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問で、財政調整基金の見込みということでご質問をいただいたかと思えます。まず、平成30年度末現在の財政調整基金残高といたしましては約21億4,000万円でございます。令和元年度の当初予算におきましては、約9億8,700万円の財政調整基金を繰り入れた中で予算編成をさせていただいたところでございます。そして、このたびの3月の一般会計補正予算（第4号）におきまして、3億4,164万6,000円を繰戻しさせていただいております。財政調整基金の現計予算といたしましては、14億9,756万4,000円となっているところでございます。

令和元年度の決算見通しということでございますが、ここからまた決算を迎えますと幾らかの余剰金、また不用額があると見込んでおるところでございます。したがって、令和元年度末の財政調整基金残高を約16億円から17億円程度と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。谷原委員のご質問の3点目、財政規模についてのお話でございます。

方針、考え方につきましては、後ほど市長の方からまたお述べいただくこととして、まず委員、質問の中でお触れいただきました財政制度について、若干説明を申し上げたいと思います。

まず予算規模についてのお話でございます。過去の2年間の決算規模で大体140億円程度であったものが、今度は150億円を超えるのではないかという件でございますが、3月の、今回お願いをしております補正予算後の現計予算の規模としては、確かに150億円余の予算

規模になる見通しであります。ただしこれは予算でありまして、それとともにご紹介いただきました決算につきましては、これは実は、決算額といいますのは前年度から繰越しされた予算の執行も決算には入っておりますし、残念ながらこれ、予算特別委員会でもいろいろご意見も賜っておりますけれども、今回も逆に令和元年度予算に計上しております、いろんな諸事情から翌年度に繰越しすべきものにつきましては、これは逆に令和元年度の決算には含まれません。いずれにしましても予算と決算の乖離、あるいは先ほどから財政調整基金の繰戻し等のお話もございましたが、やはり予算としては組んでおかないと入札等が執行できないんですけども、契約の結果の契約差金等が、逆に言うと不用額として出てまいりますので、そういったことからいたしますと、委員ご紹介の中の決算で10億円増えるじゃないかということにつきましては、申しわけございませんが、今の時点ではそのことを断定的に議論することはできないかと存じますので、その点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

予算の今後の規模の考え方につきましては、市長の方からご答弁をお願いしたいと思いません。

以上でございます。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 私の方から予算規模について説明させていただきます。

委員が数字を述べていただきましたので、その数字に関しては述べる必要はないかと思えます。私自身の予算規模の感覚といたしましては、葛城市の今の3万7,000人の人口規模からいいますと、大体120億円から130億円というのは、これはもう合併した当時の実は予算規模でございまして、その当時の予算規模としてはそれがふさわしいであろうという認識を持っておりました。それから約16年がたちました。その間に、残念なことに借金の返済額等、扶助費等が増加しておりますので、約15億円ぐらいはそこから基本的な経費としては上がっているであろうという認識を持っております。ですから、下の下限からいいますと、120億円プラス15億円、135億円から145億円ぐらいがほぼ葛城市の財政規模としては適当であろうという認識を持っております。

委員ご指摘のとおり、過去に2年間の財政規模がそれぐらいにあったというのが、実はその規模であったという具合に考えておるところでございしますが、この2年間につきましては非常に投資的なもの、それと災害に対するものが非常に多うございました。過去において、葛城市において2年連続被災をいたしました。台風及び水害、土砂災害等の被災がございましたので、その部分の事業規模というのが膨れ上がっておるといのが実情でございします。

それと、それに伴いまして、災害に対するものに対する投資をしております。昨年度計上いたしました、今年も計上しておりますが消防団の屯所の建替え、これは緊防債という期限付きの起債を使っております。合併特例債よりかは率はいいんですけども、それにさらに中央公民館並びに新庄スポーツセンター体育館の耐震補強を入れております。それともう一つは、これは幼稚園の建替えですとか、それですとか学童保育所の建設並びにGIGAスクール、クーラーの設置、この辺も、クーラーの設置も実は緊防債に切りかえております。ですから、本来葛城市としてこの16年間にやってこなくてはいけなかった事業というものについて

てやっているというのが実情です。その間、学校等の耐震化等は非常に先んじてやれたんですけども、それ以外の施設等が幾分置き去りになっていたものがございましたので、その部分を新たに入れてきている、その金額が非常に多いということでございます。

それともう一つは、国の補助事業を見た中で、新庄庁舎の太陽光パネル並びに非常用蓄電池等の設置、ゆうあいステーション等のコージェネ導入に伴い、さらに蓄電池等の設置、災害に対する投資部分、これも国の非常に率の高い補助事業を入れながら取り組んできている。ですから、事業規模としては膨れ上がっておりますが、これは必ず理由があります。特に市民の安全に関するもの、それと市民がこれから葛城市として必ず必要であるものというものに限定した中での金額が膨れ上がっておるということでございます。ただ単純に金額だけが膨れ上がっているということではなく、その部分に対する財政的な裏づけも組み入れた中で、国の援助をいただいた中での予算編成をさせていただいてるということでございますので、その部分もご確認いただけたらありがたいと思います。

財政規模につきましては以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。まず会計年度任用職員制度につきましては、どういうふうな人数で金額が幾ら増額するか、総時間数についてもお話しいただきました。ありがとうございます。

ただ、昇給見込みによる次年度の負担については、まだそこまでは及んでないということでありました。しかしながら、これは意見になりますけれども、これが圧迫要因になっていくことは間違いないわけで、先ほどから経常収支比率の悪化ということが葛城市では問題になってくるよという、増田委員からの指摘もありました。これについては本当に負担が強くなっていくことは間違いないと思いますので、引き続きこの点については注視していただきたいと思ひますし、また総時間数、私、言いましたけれども、この総時間数で、やっぱりコスト管理をきちっとやっていくというのは大事であろうかと思ひます。最初に副市長の方のご答弁でありましたシーリングを設けて、経常経費についてはマイナスシーリングで査定していくというふうな考え方、その上でも細かいコスト管理ができての上での、初めてマイナスシーリングができるわけですので、今後原課でも様々な点について、正確な数字の把握をお願いしたいと思います。つけ加えて言うならば、清掃費が非常に上がってるなど、全体を見て思ひました。清掃費については入札等も落札率が非常に高値でとまっているとか、個別のことについて、本当にこれから財政が厳しくなる中で、議会でも厳しい議論をしていくようになるかと思ひますので、こうした数字の把握、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは意見として述べておきます。

それから、続いて2つ目の財政調整基金についてお伺ひしました。この点についても、先ほどありましたけれども、今年度末で大体14億9,000万円程度ですか、15億円程度で、来年度7億円余り財政調整基金から取り崩して一般会計に繰り入れるということですが、それにつきましては、むしろそれをまた全部戻すような形で何とか16億円ぐらい保ちたいということだろうと思ひますが、それにいたしましても、先ほど言ひましたピーク時より20億

円ぐらい減ってきているわけです。そこで再度ちょっと質問しますけれども、葛城市の市債残高が幾らになっているのかについてお伺いします。これは2点目にかかわっての2つ目の質問になります。

それから、3つ目の行財政改革についての、財政規模についての考え方ですけれども、今阿古市長からもご答弁いただきました。3万7,000人の人口規模からすると大体120億円、130億円程度の、本来財政規模が望ましいということですが、これ、ちょっとまた数字を聞くんですけれども、この件に関してお聞きしたいんですけれども、手元になかったら結構ですけれども、葛城市のいわゆる標準的な財政規模というんですか、標準財政規模というものを幾らだというふうに、今年度は予想になるかと思いますが、昨年度からここ数年、標準財政規模が幾らなのか。標準財政規模というのは、標準的な状態で通常収入されるであろう収入を示しております。いわゆる地方税、市税、それから地方交付税等も通常、毎年葛城市の今の現状では、ほぼこういう標準的な収入があるということを経営されていると思うんですけれども、それが幾らかということについてお伺いします。

**岡本委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田と申します。よろしくお願ひいたします。谷原委員のご質問でございます。市債の残高ということでございます。

まず、平成30年度末の地方債残高といたしましては、204億1,002万6,000円ということになっているところでございます。また、令和元年度末の地方債残高の見込みといたしましては、当初予算書の一番最後のページにその見込みが載っております。額で申し上げますと207億2,619万8,000円ということでございます。この分につきましては、令和元年度の起債の借入れがまだ行われておりませんので、令和元年12月議会が終了した時点での市債の現計予算を捉えて積算した数値となっているところでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。標準財政規模についてのお問ひでございます。

ここで少し、標準財政規模というものについてご説明を申し上げたいと思いますが、これは財政指標の一種でございます。各団体のまさに財政といいますが、予算の規模をはかる1つの目安でございます。そしてこれは統計指標でありまして、決算において計算をしますのでございます。その内容は、基本的にはこれ、一般的な用語で申し上げますと地方公共団体の経常的な収入の総額であって、規模をはかるものになりますが、具体的に申し上げますと、標準税収入にプラス地方交付税の総額であります。この標準税収入といいますが、これ、今回予算案でお示しをしております税の、市税の合計の数字とは少し違ひまして、あくまで国が示します地方税法に基づく標準税率によります税収入でございますので、そういった意味ではちょっとすいません、今、予算段階で単純には計算できませんので、もし必要であれば後ほどご報告を申し上げたいと存じます。そこに地方交付税を足した額になりますので、実際市の活動といたしましてはそれ以外にも経常的に活動する中で、例えば施設の利用の収入でありますとか各種の負担金でありますとか、いろんな収入もございまして、そう

いった意味ではこれ自体で全てをはかるのはなかなか難しいかもしれませんが、決算ベースでは大体葛城市の場合は、約90億円ぐらいが葛城市の標準財政規模ではなかろうかというふうに考えております。

なお、ちょっと数字、今すぐさま計算はできませんが、来年度におきましては、これも委員からお尋ねがありましたように、会計年度任用職員制度でありますとか、あるいは幼児教育の無償化に伴います費用等が交付税にも加算もされておりますので、そういった意味では標準財政規模が多少は、令和2年度予算においては増加してくるのではなかろうかというふうな見通しでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 最後、意見として言いつ放しになりますけれども、今、標準財政規模が約90億円、それから起債残高、市債の残高が約207億円程度の見込みになるということでありました。葛城市の財政状況をずっと見ますに、市債残高が一番少なかったのは大体100億円程度ですよ。合併してから当初の4年、吉川元市長の時代、非常に堅実財政に努められて、ある意味では市債をどんどん返済していくと。財政調整基金も減りましたけれども市債も減って、約100億円程度でした。その後合併特例債等を利用した合併事業の中で、今日はもう200億円を超える残高になっております。この間予算特別委員会で議論してまいりましたけれども、そのためには借金返済のための公債費、いわゆる返済金が毎年1億円、2億円増えて、ピークの令和4年には19億円になると。財政規模が大体150億円程度ですから、1割以上が要は公債費として、義務的な経費として圧迫してくることになります。

今、標準財政規模をお伺いしました。いわゆる経常的に入ってくる収入ですよ。それが大体90億円なんです。その財政規模をどう捉えるかといったときに、先ほど阿古市長がおっしゃったように、やっぱり130億円、140億円程度かなというふうに私は思います。この間ずっと膨らんできて、結果何が起きてるかという、要は市の財政が赤字に、毎年なっております。これは収支は4つの収支がありますから、歳入歳出を引いた形式収支とか、あるいはそこから実質的な収支を出した実質収支とか、単年度収支、ありますけれど、私が一番重視しなければならないのは実質単年度収支だと思います。これは昨年度の決算で私、聞きましたけれども、昨年度で8億5,000万円、実質単年度収支が赤字になっております。これは平成27年度から4年連続、葛城市の実質収支は赤字になっております。なぜ赤字になるかという、財政調整基金を取り崩していつてるからです。

先ほどありましたように、35億円財政調整基金がありました。今年度末で、予想で、これは私は希望的観測かなと思うんですが、15億円の財政調整基金が残ると。20億円減らしたということは、要は貯金を取り崩して、そして穴埋めしてきたというのが葛城市の現状なわけでありまして。その一方で市債も増えてると。これは非常にゆゆしきことなんです。一般家庭で考えていただいたらわかりますけれども、借金をして、貯金を取り崩していろんなことをやると。それは将来どういうことが起こるかというのは一般家庭に置きかえたらわかるわけですし、最初に、この予算特別委員会の当初に西川委員がおっしゃったように、1つ1



つの今回の施策、特に市民にとって悪いことはないですよ。全てやったらいいことばかりです。それは阿古市長が今おっしゃったとおりですよ。我々、そのGIGAスクールについても、太陽光、CO<sub>2</sub>削減についても、いろんな施策、悪いということは思いませんよ。しかし持続可能なSDGsをおっしゃるけど、持続可能な葛城市の発展のためには政策の優先順位を決めて、今は我慢してほしいと、今はこれは必要ですということをやらないと、合併16年目に入って様々な合併優遇策がなくなった中で、いつまでも続けられないわけですから。むしろ施設もそれぞれの市に1つずつある。そういうふうな状態の中で、本当に葛城市が全国住みよさランキング34位ですか、それはいいことだし、それをぜひ続けたいんだけど、その上で財政上、今の状態では大変大きな不安があるというふうに私は申し上げたいんです。つまり、市債を増やし貯金を取り崩す、これに対しての見通しが立たない中での今回の財政予算というふうになってるので、これについて私は、残念ながら評価できないところだなというふうに考えております。今後、本当に葛城市が、本当に市民サービスを維持しながら堅実な財政運営に戻ることを、私としては要望したいと思います。

以上です。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。意見のみということですが、ちょっとお触れになった数字について、その訂正だけ申し上げたいと思います。

実質単年度収支について、委員8億円とおっしゃったと思いますが、8,500万円でございます。8,500万円の、前年度からのマイナスでございます。

以上でございます。

**谷原委員** 8,500万円ですね。申しわけありません。この点については非常に努力されてるけど、4年連続赤字ということは間違いないわけですから、これについてはちょっと。

ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

川村委員。

**川村委員** 総括質疑ということでございますので、これまでの質疑の中でちょっと総合的な施策にならないかという観点から、この総括質疑でさせていただきたいと思います。

まず1点目は、先日からコロナウイルスにつきましては本当に、もう世界中が本当に大変な危機になっている、こういった危機管理のことにつきましてでございます。葛城市も、市長がご答弁なさいました、当初この発生がちょうど始まりかけのときに、消毒液等の購入というふうに対応したということはお聞きをいたしました。しかし先日、西井委員がおっしゃいましたように、防災の倉庫の中にある備蓄品、このマスクをどのように活用するかということは、もうどれだけ減ってるかということは私らも、残はわかりませんが、今後においてこういった危機管理をしのぐために、要するに福祉的分野、また教育的分野、いろんな、葛城市のあらゆる分野の市民を守っていくための施策ということをしっかりと考えていっていただかなければいけないのではないかと。

といいますのは、もうそろそろ集会等の対策につきましては、ある意味自粛という対策も

ございますが、やはり高齢者施設とか、それから今保育所も、そして幼稚園も稼働しております。これから教育、小学校、中学校も入学式をこれから迎えていくわけでございますけれども、やはり体力的に弱い人たちに対する対策というのを全面的に考えていくべきではないのかなというふうに思います。このマスクを介護施設、特に来る人ももちろんそうですが、介護従事者とか、それからやはり保育士とかそういった教育関係、幼稚園の先生、そういう先生たちが、まずマスクが今、不足していないのかどうかということも含めて、今後どのようになさるのかということ全般に、このマスクの、防災倉庫に眠っている、防災というところにある備品をどうして活用していくかという点につきましてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、あと2点ございますが、もう1点は、今回一般会計、6款土木費にございました市道の新町・柳原線の委託費に入っております8,600万円余りの金額でございます。この件は、非常にこれからの葛城市、将来にわたって工場誘致をし市税を確保するための、そういった都市計画の中に入っているというふうなご答弁もいただきました。ただそういった分野と、また農業というエリアであるという今この新町工業系ゾーンは、要するに自然と工業との融和という非常に難しいエリアであるということは承知をしておりますけれども、今回の予算計上されましたこの分野につきまして、非常に多方面にわたっての調整ができていくのかということが、非常に私としては危惧するところでございます。これは過去から、このゾーンにつきましては今始まったわけでもなく、今までの流れというのがあったはずであります。今回の答弁にそういったことはあまり、過去からどういう経緯で今回8ヘクタールのこのゾーンを変える都市計画を、新しいゾーンにしていくかという計画の中でのこの委託費でございますが、要するに準備の部分ですよ。全てそうだと思うんですけど、消防のときもそうだったと思うんですが、しっかりと計画を、全体の都市計画の県との調整とか、そういったゾーン全体のまちづくりのあり方ということがあまり伺えてなかったのも、農業政策と一緒にそのエリアの、葛城市全体のまちづくりということの考え方につきまして、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから最後に財政の問題でございますが、これまで増田委員や谷原委員、いろいろとご質問をなさいました。私も今、この財政規模につきまして、規模は大きいけれども何ひとつ、私らがしたらいけないと大きな声を張れるようなものはないというふうに、そういった意見を先ほどから申されておりますが、私も実はそういう思いでおります。ただ、市長が財源確保、この期限をつけるという、その期限ということにつきまして非常に焦りを持った、今言う緊防債もそうですし、今回も令和4年度までに社会資本の整備事業費が5%アップするというような、そういう期限つきにつきまして非常にこだわりを持ってらっしゃる。昔、こんな昔のこと言ったらだめなんです、市長は幾ら国の財源であっても、国民の税金である。その財源を確保するということに対しても非常に異論を唱えておられたというふうに私は、ずっと記憶の中がございます。

全く同じような構図を今回も、物申してこられた市長が、今年度にかけては非常にそういった、これまででももちろん経常経費や義務的経費というのはそれなりにあったと思います

が、ことさら今年度から、これから将来に向けて、先ほど会計年度任用職員制度、また扶助費等の高騰によりまして高額な予算になる、そういった扶助費の背景というものもちろん、高齢化社会ということもあります。子育て支援という分野もあります。どれも削るといふわけにはいかない施策であります。その施策の中をしっかりと分析した中でのこういった、要するに先ほど言われました、自由に政策経費として持っていけるための予算組みやと。もちろんその意気込みというのは理解できますけれども、意気込み余って財政のことも考えないで、意気込みが余ることについて、阿古市長がご答弁されるにはちょっと違和感を感じる。阿古市長がこれまで言ってこられたことについて、要するに節約財政、そして投資的な財政のバランスということについて、ことさら神経をとがらせてこられた阿古議員であつて阿古市長であると私は思っております。ですから、そのあたりの予算の編成につきましては、今回なぜこんな大きな予算組みにされたかということにつきましては、やっぱりちょっと市長の方から、その当時から振り返ってどういった考え方に変わっていったのか、それとも変わっていったのかということを一度確認をさせていただきたいと思ひます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。川村委員のご質問3点のうちの1点目と2点目の一部について、私の方からご答弁を申し上げたいと思ひます。

まずは危機管理についてであります。マスクにつきましては、先日の委員会でも西井委員の方からいろいろご提案をいただいているところでございます。これにつきましては、まずそのときもご答弁申し上げたのでありますが、市が直接に対応しなければならない部分の、例えば保育所でありますとか幼稚園、それから学童保育、それぞれ子どもたちと直接接する職員につきまして、これはまずは配置、これはしております。それ以外に、先日西井委員の方からは医療機関等についても配置すべきではないかと、これについては国の方からもいろんな意見なりが出ていますようでございますが、このあたりはしっかりと情報収集しながら、それぞれ市としての役割を果たしていきたいと存じます。とりあえず、市で今持っております備蓄につきましては、こういったときにこそ当然活用すべきものでありますので、市が直接責任を果たすべき分野について、まずは優先的に配置をしているという状況でございます。

来年度の当初予算につきまして、新型コロナにつきまして明確に予算措置をしているわけではございませんが、これにつきましては引き続き既定予算、あるいは、場合によっては国の対応と連動した形での補正予算等も含めて、議会としっかりとご意見を賜ってご相談も申し上げながら、対応については進めてまいりたいと存じます。

それから、2点目の新町・柳原線につきましてでございます。方針、考え方等につきましては市長の方からご答弁をさせていただきたいと存じますが、まず制度的な経緯につきまして、もう一度確認をしたいと存じますが、これ、都市計画法、土地の利用につきましてはいろんな形の法律の規制がございますが、まずは都市計画法の中におきましては市街化調整区域でございますので、基本的には建物の建築等については制限がかかる地域でございますが、これに対しまして市街化調整区域におきます開発許可の許可基準といたしまして、県の方で工業系ゾーンということで、一定の要件を満たせば開発許可の審査をしますよといった要件

の緩和をしていただきました。ところがこれ、先日来の委員会でも議論のございますように、別の法律、農地法におきましては第1種農地のままの位置づけでありますので、なかなか農地法の縛りの中で、そのままでは土地の利用が、他の法令の規制がかかりまして土地の形状の変更ができないといった状況でございますが、これにつきまして、県も関与して工業系ゾーンの設定もなさっておりますので、何とかこの利用が図れないかということについては、ずっと事務的には県の方と調整もしてまいったところでございますが、このたびそういった中で一定の方向性がひょっとしたら示せるかもしれないというふうな段階になっておりますので、この場でオープンにできることにつきましては、先日の委員会でも申し述べたことでございます。

それとあわせて京奈和自動車道、これがどんどん整備が進んでおりますが、これのアクセスをする道路としまして、県の方で整備をなさいます県道樫原・新庄線、これは京奈和道のアクセス道路でございます。こちらと薑の工業団地を接続する形、これは既存の工業地域を接続をするという意味におきましても、この現道新町・柳原線の現道の拡幅については、それは非常に有用であろうということで今回ご提案を申し上げてることございまして、関係機関とずっと調整はしてまいったことでございます。議会に対しましては、それぞれご説明のできる段階で説明のできる内容を、できるだけ早くご説明をしてまいったつもりではございますが、委員のお立場からするとまだまだ調整というか説明が不十分ではないかというご意見を賜っているということにつきましては、理事者側といたしまして真摯に受けとめて、今後ともしっかりと議会とご相談を申し上げながら、事業について進めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 副市長の方からもうかなりの部分答えたんですけども、一部補足も含めて申し上げたいと思います。

マスクについてのご質問、更にまたしていただきましてありがとうございます。アルコール消毒、手指消毒の消毒液とマスクは、実はもう早い段階で発注はかけました。かけたんですけども、そのときにアルコールは確保できたんです。各小学校、幼稚園、保育所、教室に1つずつと、それと施設も、カウンター見ていただいたらわかりますけども、市の施設はほとんどのところ置くだけの分量、それと予備的に残す分の確保はできたんですけども、その時点でマスクが、実は発注かけたときに2週間後に入ってくるという業者の返答やったんですけど、最終的に入ってこなかったんです。多分よそに需要があって、そっちへ回ったのかなとは思いますが、それです。マスクの方は新たな補給はできませんでした。

ただ防災倉庫に1万枚ございましたので、ただ、そのマスクは不織布マスクです。医療用マスクではございません。不織布というたら、使い捨てのきれいみたいな感じの、紙みたいな感じのあの手のマスクです。よく市販で50枚入りやとか60枚入りで、パックで売ってるような感じのマスクなんですけども。ですから、医療には使えないんです。ですから通常、その配分といいますか、持っていつてるところはといいますのは、よく新聞ではどここの保

育所に市から持って行きましたとか載ってますけど、実はそんなこと発表なしに、保育所、それから幼稚園、学童保育所、福祉関係、それと、どうしてもやらないといけない集まり等がありましたときに手配できない場合がございますので、そのとき用に持っているということでございます。1万枚ほどしかございませんので、これをどこかに配るというような形には到底できませんので、そういう福祉、教育、保育、そっちの方に要望を出していただいたら、先生方の分も含めて、何箱要りますねん、どれぐらい要りますねんということであれば、随時持っていっております。

それとあと、それ以降早い段階で手配をかけてるやつがあります。ハンドソープも手配かけております。そちらの方は、これからの分も確保、終わっております。当然アルコール消毒がございませんし、これからまた学校も始まってくる状況になってくると思います。ですから、それに対応するべきものは準備できております。それと、発注かけて入らなかったものが1つあります。非接触型の体温計、体温を一瞬ではかれるというやつも発注かけたんですけども、そちらの方も手配できませんでした。

今現在福祉関係、特に保育所、幼稚園も含めまして学童保育所も全て、37.5度以下でない子どもたちも職員も出てはいけないという規制を入れております。現在、市の職員さんの場合も同じ規定に基づいて通達をしておるところでございます。現状といたしましてはそういう状況でございますので、マスクについては思うだけの数は確保できませんでしたので、ある中で、優先順位を決めた中で配置をしているというのが実情でございます。

それと、先ほど委員お述べになりました、いや、市長、以前言うてることと違うやないかというお話の部分でございます。考え方としては全く同じでございます。合併特例債のときに申しあげました。使えるからといって全部使うことは非常に危険ですよというお話をさせていただいたように思います。まさに考え方は今も変わっておりません。ただ、こここのところについて、非常に今財政規模が上がってますよとおっしゃる部分の大半の部分は安全なんです、実は。緊防債の部分が非常に多うございます。中央公民館、体育館の耐震補強、それとクーラーも実は緊防債を使って、体育館のクーラーも緊防債を使っております。それから、これは緊防債ではありませんけども、太陽光パネルとコージェネレーション、蓄電池等も安全対策の部分で入れてます。なぜ、じゃあこれを分散できないのかという議論やと思います。

これは、分散できるんやったら分散したいんです、本当のことを言いますと。ただ、その緊防債の使える期限があります。令和3年という期限を打たれてる中での事業になりますので、今このタイミングを逃すと、その事業ができなくなる。中央公民館の耐震化というのは、これはもうずっと懸案やったんです。私が就任したときからの懸案でございました。多分それ以前からやったと思うんです。思うんですけども、何とかしたいという思いの中で、これは避難所としての変更事項によると、緊防債対象になるという工夫をしたんです。その中で、緊防債としてやりますので3億円、今年かかりますけども、これは今やらないと来年、再来年やれないんですよ。ですから、このタイミングで上がってきている。この2年間、見ていただいたらわかると思います。何にお金を使ってるか見ていただいたらわかると思います。安全対策について、非常にウエートを高くしておるとというのが実情です。

それともう一つは、将来のためのまちづくりの中で必要であるという事業です。皆さん方と考え方はほとんど一緒です。財政をどのように継続していくのか。行政は継続しますと言いましたけど、行政はなくなるということはないんです。必ず継続はするんやけども、いかに健全な状態で継続していくのかという議論やと思います。委員お述べになりましたように、葛城市というのは12市ある中で、財政の悪い方からいうたら8番目です。いい方からいけば実は4番目なんです。そやけども、全国的に見たら私も低いと思ってます。それから、それを持っていきたいんやけど、今はそこに行くよりも市民の安全をまず確保しないと、市の税収を上げることの施策を確保しないと、今このタイミングしかできないんです。このタイミングを逃してしまうと、後に分散してやることができない。ですから、このタイミングで財政としては膨れ上がる。膨れ上がるけども、内容を見ていただいたらわかりますように、決して単費で膨れ上げた内容ではございませんので、その辺はよく慎重に見ていただけたらと思います。

安全対策については、これから私は特に市民の財産、生命を守ることが地方自治体の一番のキーワードになると思ってます。近年の災害の状況を見ますと、いや、もう安全なところでないと住みたくない。それが私は、特にこれから日本国民の意識の一番中心になると思います。住みやすいまち、住みたいまちの一番が安全になると私は考えます。ですから、安全については今やれることを最大限やるということが大切である。国が援助していただける期間にやるということが私は大切であると思っておりますので、この2年間、確かに財政は膨れ上がるかもわかりませんが、それを通り越したときには、必ず財政規模は落とします。それは間違いない作業をいたします。ただ、この2年間については皆さんがおっしゃるように、財政規模としては私自身が10億円は大きいのかなというような思いは、事実持っております。

以上でございます。

緊防債、令和2年度、1年ずれましたので、令和2年度が期限になっております。

以上でございます。

**岡本委員長** 川村委員。

**川村委員** コロナウイルス対策、さきの答弁からも変わっていない答弁をしていただいたわけですが、私は今、枚数をそこに分けても、今、高齢者が、今言う福祉関係とおっしゃったので、そういった介護施設も入ってるのかなというふうに思ったんですが、そこは入っていないような感じなんですけど、そこについての考え方だけ、ちょっともう一回答弁をしていただきたい。

それから、これから都市計画を県と調整を図るところに違う法令がかかっている、農地法という部分について協議をしていかないといけないという状況である。もちろん今の市長の答弁からも、市税を上げていくために、活力ある葛城市にしていくためにこれは急務のことやと、5%を上乗せできることも1つの大きな財政確保やというふうに思っては思うんですけど、ただいろいろと準備が、なかなか難航する部分もあるのではないかと、私なりに危惧するところなんです。そこにつきましては、またこれからこの財政について、我々がしっかり確保していくべきかと判断するかということにつきましては、また皆さんのご議

論をいただきたいなと思っておりますので、それは答弁で、もうそれ以上は多分答えられないと思いますので、結構です。

市長が本当に安全、安心という思いで、今回は膨れ上がる。これも本当に理解できます。みんな、自分がもし市長やったらそう思うと思うんです。その気持ちはよくわかるんです。今、緊防債、前は合併特例債を早く使うことに対して、道の駅かつらぎに大きな資金投入をすることが非常によくはないというふうに言ってこられた経緯もあって、しかし見えないもの、実際にはどうなるかというのは見えないです。これ、実際予算組みしても、この事業がしっかりきっちり進捗していくかどうかはわからないんですけれども、その中の我々は精査するという立場ですので、しっかりと市長の思いというのは一定理解をさせていただきましたので、我々もしっかり絞り上げて、絞り込んで答えを出していきたいと思っております。ありがとうございます。

**岡本委員長** 答弁よろしいの。

**川村委員** 今の、マスク。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

マスクの件について再度のご質問かと存じますが、確かに他府県等で、介護施設等においてクラスターの発生とか、いろんな状況がニュースで報道されておりますが、まずは先ほど申し上げましたように、市が直接に責任を果たせるべき分野に優先的に、今は配置をしております。医療機関とか介護施設も含めまして、市以外の民間が主体となって運営なさっているものについて、今後どういう対応をしていくかということにつきましては、国・県とも協調しながら、その施策、方向性に従いながらの対応になるかと存じます。現時点では明確な方針、在庫もございませんので、明確な方針としては申し上げることはできませんが、委員がご心配なさっていることも重々踏まえまして対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**岡本委員長** 川村委員。

**川村委員** マスクの件いろいろと、これからどんな方向に、もうマスク自身がなくなるのか、でも生産もしてるから入ってもくるというタイミングもあると思います。必ず今あるのがもう最後であるということはないという、これも十分な考えの中にはありますけれども、ただ、今の現状からいうと、医療や介護の分野は県ともいろいろとご協議をなさるべきだということは、やっぱりそのエリアの病院とか介護施設というのは非常に体が、今もデータから見ても、やっぱり持病を持ってらっしゃる方が非常にかかりやすい状況である。みんな病院に普通の定期健診で行ったりすることすらもちゅうちょするような状況の中で、介護従事者がマスクがないと。ただ、今市長が言われたみたいに、今持ってる在庫は医療用じゃないと、そんなことはわかってますよ。そんなことはわかってても、このマスクがあるかないかという、今、次元に来てると。これが医療用やったらもうそれはしなくていいのかと、そういう問題じゃないんです。今、やっぱり市民が一番安全、安心してやれる方向はどうかということになるので、ぜひともしっかりと調査をしていただきまして、適切な対応をしていただきたいと

いうふうに願っております。

以上です。

**岡本委員長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

**岡本委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしく願いいたします。私の方からは契約事務手続、市政の契約事務手続全般について、ちょっとお伺いさせていただこうと思います。

私、一般質問の際も契約事務の手続きについてというところで質問させていただいたわけですが、その際はリサイクルプラザの建築というところに焦点を当てて質問させていただきました。その際よくわからなかった、私の中でわからなかった疑問を並べさせていただいたんですが、厚生文教常任委員会の方で西井委員長の計らいもあって、副市長の方から一部ご答弁を追加でいただいておりますが、まだその段階でもちょっと私の中でこの契約に関してわからないことがございますので、今後予算を執行していくに当たって、この契約事務について非常に重要な案件になってくると思いますので、この場をお借りして少し聞かせていただきたいと思います。

まず、私が聞いた内容をちょっと整理させていただくと、リサイクルプラザ、前年のストックヤード、現葛城市リサイクルプラザの建築において、5月29日に電気工事入札が不調だったと。それに関しては4月18日の業者選定委員会で電気工事入札が行われるということで、業者選定がされたわけなんですけれども、これが不調で、その後、この契約に関しては6月11日に追加で変更契約をされてるということを確認したわけなんです。ここが、私はやはりどうしても理解ができないといいますか、なぜ電気工事の入札があった後に建築業者に対する変更契約に変わるのかというところが、どうしてもやっぱり理解できないんです。それと、11月27日の外構工事、こちら外構は通常土木ですべきだと私は思うんですけれども、建築業者さんで入札されてるというところのこの2点について、今後の契約に関して入札のあり方、そのことも含めて管財課の考え方であったり、それから原課、今回は環境課ですので環境課の考え方、そして業者選定委員会ではどういった議論をされるのかということも含めて、ちょっともう一度、再度教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。担当課について具体的なお指名もございましたが、まずは業者選定委員会の委員長も兼ねておりますので、私の方から概況についてご答弁を申し上げたいと存じます。

まず、業者選定委員会自体は入札についてのできるだけ適正な方法を、入札といいますか、その契約についてできるだけ適切な方法を確保するために、庁内の関係部長、それから私で構成される庁内の組織でありまして、最終的にその判断は尊重されますが、最終的にどうい



った形で契約をするかというのは、これは市長名で契約をいたしますので最後は市長の判断といたしますか、市の判断ということになります。お尋ねの件につきましては、これは委員からもご紹介ありましたが、先ごろの厚生文教常任委員会の中でお時間をいただいてご説明をいたしました中で、まずはご理解を賜りたいのは、一番このことの取っかかりと申し上げますか、一番一連のいろんな作業のきっかけとなったものにつきましては、これは当初のコンポスの建設からリサイクルプラザに、建設の内容が急遽変更しなければいけなかったということでもあります。そのことが判明をいたしましたのが9月でございましたので、次年度、すなわち平成30年度の予算を組む際に、本来であればしっかりと、まずは設計を外注をした上で実施設計の結果に基づいて工事費を計上して、順次執行すべきであったところではあります。実施設計の費用と、それから工事費、これは概算の工事費を合わせて予算計上した上で執行しようとしたところ、執行の段階で、当初見積もったよりもどうも用意をした工事の予算額が足りない。どこの部分を、設計の内容を、部材を変えたりして工事費を削減できるかできないかということを検討しながらやってまいった中で、なかなかすんなりと契約ができずに順番に来たと。

ただ、業者選定委員会の判断といたしましては、今委員ご質問の電気工事の部分につきましても、本来はやはり電気工事として電気の業者に、これは競争していただける可能性があるんだから一度は競争をしていただくということでチャレンジをしたわけですが、それに対して業者の選定ができなかったと、実際の入札事務が執行できなかったということで、工期の問題もございますので、そういった意味で既存の契約の業者に追加をしたところでございますし、外構工事につきましても、外構工事自体は整地をしたりとか溝をつけたりとか、これはもう土木工事ですので、土木の業者でも当然実施ができるわけですが、これにつきましては先日ご説明をしましたように、まずは、もともとは一括して発注しよう、建築と一体として発注しようとしていたものでもあり、また既に建築業者として事業をされておられますところがございますので、そういった意味では全体の工事費の中で、その現場経費等、必ず優位な価格の提示ができる業者が存在をしているということも含めて、これは建築の業者でもできるし土木の業者でもできるという中で、これは建築の業者に指名しよう、これはそういったいろんな議論を業者選定委員会の議論の中でしたものでございまして、そういう経過をたどっております。先日の説明で説明不足の点がありましたということであれば、それについてはおわびを申し上げたいと存じます。

なお、補足がありましたら、担当部長あるいは課長から説明をさせていただきます。

**岡本委員長** ほか、何もないの。

**松山副市長** ちょっと具体的に説明させていただきます。

**岡本委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

電気設備工事の契約でございますが、電気設備工事に取りかかるタイミングとしましては、7月の基礎工事と並行して電気配管等の施工をしないことには、壁や床、基礎等に余分な工程が増え、変更工事が発生する事態となります。それを避けるには6月中旬には業者を決定

しなければならなかったので、5月29日の入札を予定しておりましたが、4者中3者が辞退し、入札が中止になりました。2回目の入札を実施すると契約が1カ月以上遅れることになり、また施工監理者との打合せ協議もしなければならず、それを考慮すると7月の基礎工事に間に合わなくなり、建築工事と電気設備工事ともに支障を来すこととなります。そのため、選択肢として追加変更契約するしかなく、電気設備工事につきましては6月11日に新和建設と追加変更契約させていただいた次第であります。

以上でございます。

**岡本委員長** 課長、俺、構うたらあかんけど、今質問してはることについて副市長も端的に答えてあげんと。今、ぱっと俺聞いたんは、電気工事入札して不調に終わった言うとのわけやろ、電気工事の。それを梨本委員、聞いてはるわけやんか。だからそのときに、今、課長の説明やったら基礎工事とかいうけども、それは市の勝手な話であって、本当にそれができるんかと聞いてはるから。電気工事で発注して建築業者に分離発注する計画だったのと違うんか、それをはっきり言うたらんと、梨本委員、それを聞いてはると思うで。私、ちょかちょか構うたらあかんけど。

**西川委員** 構うたらあかんやんか。構うたらあかんやろう、そんなもん。本人がきちっと言うたらええねやんか。

**岡本委員長** それを答えたらなあかんのと違うかと言うてるねん。

松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

委員長からご助言もございましたが、再度申し上げたいと存じます。もともと本当は、市の方で目指しておりましたのは全て一括して発注することでございます。それがなかなか工期の問題と、それからもともとそういった非常事態の中での予算組みの問題の兼ね合いで、なかなかうまくいかなかったと。実際には一番最初は全てをまとめて一括発注しようとして、一度は入札を実施しようとしたわけでございますが、行かなかったので順次内容を見直したところであります。その中で、こちらにつきましては課長が先ほどご説明いたしましたように、工期的にはなかなかタイトなスケジュールでありましたので、本来であれば最初から追加といいますか、建築工事とあわせて追加の変更契約をするという考えも、実は内部ではございました。

ところが、その追加の変更契約を最初からするのではなく、1回でも入札競争していただける時間的な余裕といいますか、1回であれば何とかその競争入札を実施できるタイミングがあるんじゃないかということで、電気業者に競争をしていただくということでチャレンジをしたわけでございますが、結果不調に終わったので、もう時間がないということで追加契約に切りかえさせていただいたといった次第でございます。この件に限らず入札手続の適正化、契約手続の適正化につきましては各委員からそれぞれご意見をいただいているところで、ここはやはり市民の皆さんにもしっかりと説明しなければいけませんので、引き続き十分いろんなことに関心、ご意見もいただきながら、市の方でもしっかりとそのあたりは理解をしながら適切手続に努めてまいりたいと存じますが、そういった事情の中で、最終的に

は請け負って工事をしてくれる業者が確保できなければ契約自体ができませんから、現場も動かないわけですので、そういったことも含めて総合的な判断の中で、今回はこのような異例続きの手續になってしまったということでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 今、副市長から丁寧にご答弁をいただきました。私もこの工事に関しては本当に綱渡り、時間のない中で、何とか原課の方でもこの工事を完成させようという意思の中でいろんなことをやってこられたというのは重々理解しております。そういった意味では、原課も本当に大変苦勞されながらやってこられたと思うんです。

ただ私は、先ほどこちよつと委員長もおっしゃられたように、一旦分離発注をされた後に追加変更契約に戻されてるというところが、どうも私の中でずっともやもやとしているといえますか。といいますのも、やはり工期の問題はあったにしても、そのことを理由にして何らかの説明のつかない手續が途中でまぎってしまうと、これは本当に意図したものでないような事態が起こってしまう可能性も、私は否定できないと思うんです。やはり契約、競争の公平性を保つためにも、一旦この工事業者を分離発注したのであれば、これが電気工事業者と随意契約をされてるということであれば私はまだ納得できるんですけども、これはどうも、やっぱり建築業者にまた変わってしまったというところで、これがちょっと、こういうことが続いてしまうと、少しいろんなところで問題が生じるのではないか。実際に今年度は入札監視委員会ということで、こちらの方も立ち上げられるということで、なおそういったところも厳格にされていくこととは思います。ただ、これも管財課の方でやられるということですので、私が葛城市契約事務取扱に関する基準を読みますと、原課が起案書に係る書類を添えて必要な決裁を受けた後、案件を管財課長に提出し業者選定委員会に諮り、業者の選定及び契約方法の決定を受ける。そして管財課において入札を執行した後、原課で契約締結伺いに入札結果書類を添えて必要な決裁を受け、契約を締結し事業を執行する。このように書いています。

ここに、不調の場合はどうするかというところが、ここからは読めないわけです。ただ、これは平成30年度に改訂された中で、最後のところに契約事務にかかる管財課長の合議等についてというところがございます。葛城市事務決裁規程の規定にかかわらず、予定価格が50万円以上の契約の着手についてはすべて管財課長の合議を必要とするというふうになっているわけです。ということは、やはりそのあたり、原課の方でこういうふうにしたんだということであっても、一旦管財課とどういった合議がなされるのか、その辺が見えてこないとなかなか、一旦管財課は入札だけ、業者選定委員会は業選だけというふうに言われても、またそれが原課に戻って、今までのルールといえますか、今までの流れとは違うような動きをされてしまうと、じゃあ管財課は何だったんだと、業者選定委員会は何だったんだということになってしまうと思うんです。そのあたりの規則的なところをちょっと確認させていただきたいというところで聞かせてもらってるので、そのあたり、ちょっとルールだけ、どういうふうにされるのかということだけ明確に教えていただければと思います。よろしく願ひ

します。

**岡本委員長** 吉田課長。

**吉田管財課長** 管財課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いたします。ただいま梨本委員の質問にお答えさせていただきます。

管財課としての、課長としての50万円以上の合議ということですが、入札の流れといたしましては、各課の方から入札の案件が出てきましたら、先ほど委員のおっしゃるとおり決裁の流れという形で、50万円以上の入札案件については私の合議が要ということになります。ただし、合議というものになるんですけれども、それは執行伺の、まず起案の合議です。それから、入札の業者選定委員会に案件として上げる内容について合議をする部分がございます。この2点でありまして、その後の、入札を終えてからの契約伺につきましては、管財課の合議は必要がないということになっております。

以上でございます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

手続自体の適正性の確保についての委員のお問いであったかと存じますので、管財課長は自分の所掌範囲についてお答えを申し上げたわけですが、基本的にはその事業を執行して実施する課と、まずは入札の手続監視をする課、これは分ける必要があると存じます。そこについて管財課という課で、もともと総務財政課という大きな課の中でやっておったわけではございますが、これを明確にして機能を強化、分離しようということで管財課という課を分離しまして、ここで契約事務について、その適正性を確保するための部分のみを切り出して、手続的な部分を事務局としてつかさどっているということを今、管財課でやっております。さらには、管財課が所管いたします中では、先ほど申し上げましたように業者選定委員会、これは委員会の委員長は副市長が務めますが、あと、関係の部長が集まって構成をしておるものですが、あくまでその委員会として客観的に、それぞれの事業の主体の課の契約方法について、一般競争入札が適切であるか、条件付きの一般競争入札であればその条件をどのように付すか、指名競争入札であれば指名の業者をどのグループからどのような形で選ぶのが適切か、そして随意契約の場合は随意契約の理由が明確であるかどうか。様々なことについて議論をするのが業者選定委員会でございます。その結果が結果的に執行に反映されるといった仕組みになっております。

なお、今回の予算で提案させていただいております入札等監視委員会につきましては、やはりその業者選定委員会の選定の中で、やはり私たちも大変個別の案件について迷いながら、悩みながら、明快にすぐに答えを出せるものもあるんですが、迷いながらやっておる部分もございまして、そういったあたりのアドバイスでありますとか、あるいは業者選定そのものの結果につきまして、それぞれ専門的な見地からアドバイスいただけるのではないかと期待をしておるところでございます。これからも適正な手続の確保については、それぞれ役割分担をしながら実施をしてみたいと存じます。

以上でございます。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ご答弁ありがとうございました。

来年、この予算でそういった入札監視委員会ということも、今副市長からも専門的な見地からアドバイスをいただくということもおっしゃっていただいておりますが、先ほど私が言わせていただいたその点、もう少しやっぱりクリアになるような形での、何か取り決めであったりとか、もしくはどこで意思決定がされているのかということが少なくとも見えてくるような形で、来期以降そういった契約の執行手続をやっていただきたいということだけ、最後にご要望させていただきます。

あと、それとは別になんですけれども、ここまで一般会計の審査を行ってきたんですけれども、私、可燃ごみ処理事業に関する質疑に対する答弁を聞かせていただいて、私としては可燃ごみ処理事業、そして資源ごみの収集事業にかかわる予算は、少し納得できないところがございます。ですので、該当する予算について減額する修正議案を本委員会開催中に提出し、委員会で審査していただきたいので、委員長、取り計らいのほどよろしく願いいたします。

**岡本委員長** ちょっと休憩させてくれる。暫時休憩します。

休 憩 午前11時33分

再 開 午前11時34分

**岡本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに、総括質疑。ほかに質疑ありますか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私は、先ほどの川村委員の質問ともちょっと関連があることなんですけれども、新型コロナウイルスにかかわる備蓄品のマスクの件でちょっとお伺いをしたいんですけれども、マスクというのは国民生活安定緊急措置法を適用して転売を禁止すると、国の方針なんですけど。また布製マスク2,000万枚を国が一括して購入し、介護施設や保育所などに配布するとともに、医療用マスクも1,500万枚を確保して医療機関に優先的に配布をするという流れにはなっておるんですけれども、このことを市行政当局もご存じか、周知されておるのかということと、そしてコロナ関連で、重症患者のコロナウイルスの患者さんが、奈良県で受入れをできる病院というのは6つほどあると思うんですけれども、そのベッド数も限界があって、軽症の方は自宅で、恐らく今後蔓延期を迎えて、自宅でちょっと療養してくださいねと、そういうケースもまた出てくるのかなと思うんですけれども。そうなれば、特に私がちょっと心配してるのはお年寄りで、ひとり暮らしのお年寄り、誰か一緒にご家族の方がいて、看病してくれるご家族がおれば別なんですけれども、ひとり暮らしで自宅に帰られて、食料、食べ物もないというような状況で、やっぱり安否確認というのか、そこらの対応というのはちょっと考えておられるのかなという、そこら辺の2点をちょっとお聞きしたいんですけれども。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。松林副委員長のご質問にご答弁をさせていただきたいと存じます。

まず先ほども申し上げましたが、新型コロナにつきましては明確な形でいろいろと項目立てをした中で来年度の予算案、当初予算案に計上しているわけではございませんので、既定の経費の中で、当然市の活動としてやるべきことをやっていくという中では、予算関連のご質問かということでご答弁申し上げたいと存じます。この介護施設でありますとか民間の医療機関につきまして、これを市が独自に、市の責任として関与すべきかどうかということにつきましては、まだ現時点では国並びに県の方から明確な指示をいただいているところではありません。国家全体としてはまさに副委員長おっしゃるように、いろんなことについて配慮、懸念をしていくべきかと存じますが、当然それぞれの行政機関ごとに役割分担を確認しながらやっていかないと、これは財源の問題もございますので、いろいろと難しゅうございますので、そのあたりにつきましては、ただこれは緊急事態でございますので、しっかりと情報収集もしながら、国・県と連携をしながら進めてまいりたいと存じます。

なお、ひとり暮らしの方の対応等につきましても、これはそもそも既存の市の行政の中でもできることについてはケアをしておりますので、そういった現時点では既存の枠組みの中で対応すべきものであり、対応が必要な方につきましては既に個別の案件として、ケースとして対応しておりますので、その形の中で十分意識をしながら対応を実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** これ、国の方からはこういうふうなマスクが配布されるよという、そういう通達というのか、そういうのはなかったんでしょうか。そういうのはないんですか。

**岡本委員長** 巽部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部の巽でございます。

ただいまの国からの通達等の関係でございますが、当然いろんな施設関係、例えば介護施設であったりとか、高齢者の介護施設であったりとか障がい者の施設であったり、これは市町村にもいろんな通達が来ますが、そちらの方も県を通じて施設関係にも通知は行っておると考えております。そちらの方で、そやから市を通じてその施設に通達を渡すとかいうことじゃなしに、直接県の方からも施設関係、当然県で認定している施設等もございますので、そちらの方に直接行っておるという考え方でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 市行政当局を経由せずに、直接県の方から通達をして配布をされるということで理解をいたしました。またひとり暮らしのお年寄り、コロナウイルスに感染して自宅療養と、こちら辺についてもまたひとつ、どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに総括質疑はありますか。

西川委員。

**西川委員** この予算特別委員会に入るときに、僕が一番最初に言いましたように、そのときおっしゃ

いましたよ。これは参考やから、これに基づいて審議するのと違うんやと。この予算をやるねんと、そんなん当たり前のことや。言われやんでもわかってある、そんなものは。ただ、市長のこの人口5万人チャレンジで上げてるここの部分、これが全部ここに出てきてるから、そして総務部長の中には、これは5万人チャレンジのやつやいうて説明までしてるわけで、一番最初にこういうことは、こんな5万人チャレンジなんて言わんと住みたいまちと、住んでよかったまちと、こういうふうにされたらどうですかと。せやけれども、いや、これやるねんというふうにおっしゃるから、もう私は総括で、これ言うよりも初めからそのところの審議のやり方を、そこから修正をしはったらどうですかということ言うてんのに、そのまま来てあるから。それでいろいろと市長おっしゃったけれども、これ、最終的な入を見ますと、市債、ほんまにこれ僕が言うてるように教育委員会や、そういうふうな防災や、そんなんやらんなんのはわかってます。

1つ1つ見れば、これ要らん、あれ要らんというような事業はありません。せやけれども、先ほどからみんなおっしゃってるように、このまま膨らんでいってええのか。市長もやっぱり、いやいや、こうやおっしゃってるわけやから。それを今、これだけちゃんと聞いてくださいよ。教育費の中でも、本当に防災に係るようなことでやらんなん部分と、そしたら将来、これ今、名乗り上げないかんねんということやけども、本来このGIGAスクールというのがほんまに今、名乗り上げんなんのか。補正予算で出てたから、そういう精査を、僕はそこをやめて、それはおっしゃってることはそうですよ。今の時代やから、早いことそういうふうな教育に進んでいかないかんというのは、否定するものと違いますよ、それは。せやけれども財政とのバランス、いろんなことで今、市長もおっしゃったように分散して、それができるのか、できへんのか。

そして、この中で特にこういうふうな形でうたってある中で、今さらもう後戻りできへんねんと、それで、緊防債は2年で終わるねんと、そういう、令和2年度やから令和3年の3月やろうと思うけれども、それで終わるから、これ駆け込んでねんとおっしゃるんやけども、僕はそうかなと、今の制度はそうやと思いますけれども、国として予想するんですよ。予想したら、これ、東南海のことがいろいろやかましい言われてる中で、ほんまにこの防災のこの部分を国が切るんかというたら、僕は切るとは思われへんねんけれども、今の制度はそうですよ。令和2年で切れるけれども、そこらもやっぱり長として見きわめて、この予算、厳しい予算やから言うんで、やっぱりそこらはきちっと見てほしいというふうに思います。

その中で、市長が今おっしゃったように教育のこと、防災のこと、これはそうやな。それは市民のため、そうやな、そういうふうには思いますけれども、この中で特にやらんでもええのと違うかというのが、この土木費の8,600万円。これ、市長も誰かの議員のときに、今現在薑や新村に工業ゾーンがあるんやんか。そこでやろうと、そこやと初めおっしゃってたように俺、記憶してるねんけども。いや、俺、わからん。増田委員の質問やったかと言うてはるけれども、俺は正直、ちょっとそこはわからん。そういうふうな答弁はしたんかどうかも知らんけれども、そんなんは別にして、これを今やらんなんのか。今、少なくともこのことを。これを今、設計委託いうんか、計画いうんか、そういう費用やと思うんやけど、これ

を進めていくということは、将来5億円と言わはったけども、橋を含めて。僕はそんなんでは済まんと思いますよ。そのところ、7億円、8億円とかけていくんかいなど。このところをそれだけしはるのやったら、これは将来にわたって税収が入るように何をするねんとおっしゃるけど、今、そういうことをやらんなんのかな、今。

僕は、これはもうちょっと議会とも、先ほどおっしゃったように議会とも議論をしていただいて、県の様子もきちっと僕らにわかるような形で説明もしていただいてからでも、別にこれ組んでいくのも、別にええのと違いますか。僕は、これは少なくともいろいろあってもっと絞り込めるはずやけれども、いろんな意味で絞り込めるとは思いますけれども、特にこの部分については一番、これをずっと僕、言うてますわ。このことだけは、ちょっとおかしいですよ、これ、今やるのは。それだけ、今ずっといろんな人の予算に関する危機感を言うてはる中で、それで市長もそれに答弁してる中で、これいかなものかなと、こういうふうにするんですけど、どうですか。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。西川委員からいろいろ、財源対策についてご心配とご提言をいただきまして、ありがとうございます。

確かに緊防債につきましては、もともとは平成29年度までであったものが延長されまして令和2年度までとなったわけでございますが、これ、本来は東日本大震災の復興に対するものとして、緊急に時限的な措置がされたものでございまして、ただその当初の年限であれば、復興が十分ではないということで延長されたものでございます。したがって、これは西川委員がおっしゃったのと同じでありまして、私も特別対策が切れた後も、地方としてはやはり南海トラフ巨大地震をはじめとしたいろいろなものに対する安全、安心の備え、これは引き続き投資が必要でありましようから、何らかの地方財政措置をしていただきたいと。これはぜひとも地方一丸となって国の方に要望は続けてまいらなければいけないと、これは思っているわけでございますが、一方で責任を持って予算編成、予算案を提案をする立場からいたしますと、将来の希望的観測のもとに大きなハード事業の財源を見込む、これはできないということで、残念ながらこれをもっと計画的に、それであれば早くから着手をしたらいいじゃないかという部分についてはご意見あるかと思いますが、順番に一生懸命やってきた結果が、やはりこの駆け込み需要的なものが来年度の緊防債を使った予算の中には出てきていることであることにつきましては、これはもうご意見は真摯に受けとめてまいりたいと存じます。

ただそういったことですので、次期対策については、これはあるかもしれませんが、現時点ではその見込みはできませんので、緊急防災・減災事業、これを財源といたしまして、来年度事業の予算を計上しているものでございます。この点についてはご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 工業ゾーンの件につきまして、ご意見いただきましてありがとうございます。



考え方はそんなに変わりはないんです。いかにそれを分散していかなあかんかという考え方で、委員はこれは当然分散できるものじゃないかというご意見やろうと思います。やっつけない事業ではないと思われてるのはわかります。当然のことながら、葛城市の財政を見ますと、今の財政規模を維持していくのはなかなか大変な作業であるというのは、委員もこの予算特別委員会等でご審議していただきまして、一定のご理解をいただいていることやと思います。じゃあどうすればいいのかということになりますと、やはり出るものを抑えるという作業をするというのは一番大切なんですけど、もう一つ将来を見据えて大切なことは、いかに税収、入るものを増やしていくかという作業にどのタイミングで入れるのか、そのタイミングというのは早いにこしたことはないと思っております。それが実は5万人チャレンジ、非常に5万人という言葉がつかますので皆さん方に刺激を与えるわけなんですけども、5万人チャレンジの本質は、活気あるまちづくりをする、その活気あるまちづくりをする理由はというと、その理由の大きな1つに財源を確保する、行政サービスを維持するために財源をいかに確保していくかという作業が伴う、両方が大切やという意思でございます。

工業系ゾーンの第1種農地の件につきましては、委員会の中で異例ではございましたけれども、休憩時間を設けていただきまして、その中で説明をさせていただいたことでございます。これは就任以来、いろんな企業誘致等を図る中で、やはりその問題が、そのゾーンが本来のゾーンとしての使用ができるような形に持っていくということが誘致をしていく中で必要であると判断した中での、2年間の経過を踏まえての事業設計でございます。私といたしましては、できるだけ早い時期にその事業に着手をし、工業誘致を完結できるような形に持っていきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

先ほど緊急防災・減災事業の、事業の年度につきまして、私ちょっと誤った発言をしております。もともとの当初の対策は平成28年度で、それが4年間延長されて平成29年度から令和2年度末までというのが現行の対策でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長、どんな事業であれ、防災・減災のことや事業をやれば、やっぱり予算は膨らみますよ、抑えても。前政権のときは180億円やどうのこうの言うけれども、それがいろんな意見、反対意見もいろいろあったけれども、事業をやったら、給食センターにしろ、市民にとって、学童や、そういう子どもさんたちにとっては必要な施設を整備し、それで今のクリーンセンターもそういうふうに整備した。それは合併特例債を全部使う、そういう市長の、全部あるから使うたらええねんと。それでもやっぱり、何でやったかというたら、あれは市長がおっしゃるように有利な、今もやろうとしてんのは有利な補助やと。せやさかい使うんやと、こういうふうにおっしゃる。せやからそういう、どんな形であれ事業はやっぱり有利なお金、国からの有利なお金を獲得してきて、そして自分らの住んでる葛城市をちょっとでもよろし

ていこうというのは、それは首長をトップにして行政、理事者、行政側が考え、そのことをきちっとわかって、議員もそのことを理解して進めていくという。せやから何ぼやったって、やっぱりそういうふう考えたって、防災であれ減災であれ、こうや、教育であろうと、そういうふうなことは事業としてやっていったら、お金はかかりますよ。僕はそこは理解しますよ。そのところは。

せやけれども、今それだけ厳しいことを言われてる中でこのことは、今言うてる新町・柳原線、それはちょっと違うだろうと。市長ももともと、薑や新村に工業ゾーンがあんねんから、そこでやっぱりやっていかはったらええのと違うかと僕は思いますのやけどね。初め、そういうゾーンを利用するとおっしゃってたのと違うかな、そういうふうなこと。違うの。それは答えたらええやん。違うんやったら違うと言うたらええやん。違うやん。せやから、そういう厳しい厳しいとおっしゃってるのに、何でこういうふうなものを将来にわたって、将来の税収確保でそういうふうなことができるのかが、俺、何でこの話が、今のこんだけ膨らんである予算で何でこんな話が入ってくるのかが、僕はようわかりません。僕が言い間違ってるねやったら、それは訂正するねやったら訂正しはったらよろしいけど、あるのは事実やからね、ゾーンは。わざわざやらんでも、そこにあるのは事実やからね。それを、いや、こういう規制ある、ああいう規制ある、こういう規制あるというのやったら、そこら、きちりと、そういうふうなことを今、何で持ち出してきてるのんかがちょっとようわかりませんねや。第1種農地や言うてるのを、無理やり道路つくって分断せんかったら、工業ゾーンになりませんやろう。幹線道路で分断して初めて工業ゾーンとして認められるということですよやろう。そのために道路、工業ゾーンとして認めてもらうがために、先ここへぼんと幹線道路をつけるねんて。そういう考えはちょっとようわかりませんので。

**岡本委員長** どなたが答弁されますか。

松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。いろいろご心配、ご意見ありがとうございます。

委員おっしゃいますように、平成18年当時に県の方で設定されました工業系ゾーンというのは、現行の薑・新村の工業地域の周りの調整区域の中に3カ所ございます。そのうちの、委員お述べの今の新町・柳原線エリア以外につきましてはそのほかの規制はございませんので、それはその工業系ゾーンの取扱いの中で一定の条件をクリアすれば、工場進出、これが可能となっております。一方もともと、そもそもその工場の工業の誘致等を行うべき都市計画法上の市街化区域内の工業地域につきましては、これはもうほぼ、94%はもう工場が今でも張りついておりますので、これにつきましては、今後更なる工場誘致を図っていくためにはこの工業地域内では無理だということで、工業系ゾーンにつきましては、その活用を図っていくというのは、市の方向性としてはその部分についても検討していくということでございまして、その一環として他のエリアにつきましても、これはそれぞれ活用を図りながら、あわせて今、課題にさせていただいております新町・柳原線の隣接するエリアにつきましても、本来これは県としても工業系ゾーンとして活用すべきということで位置づけなされたんだから、これは県と協調しながら一緒に活用できるように図っていきたくて、そういった方向で

ございまして、いろんな点でご心配いただいておりますが、そういった意味では平成18年度以降、市としても県と一緒に目指していく方向を、着実に実施をしていく中の1つの段階であるのご理解をいただければと思います。

**岡本委員長** よろしいか。

**西川委員** もうええよ。もう言うてもあれやから、もうこれは結構です。

**岡本委員長** ほかに総括質疑ありますか。

西井委員。

**西井委員** 総括でちょっと質問させていただきます。

市長は何ぼほど、補助金を有利に使って事業をすると。先ほど梨本委員もリサイクルプラザの話で、理事者側は業者の関係もあってそういう決断になったということは、仕事をこれ、いろいろ、屯所も何カ所、ほんで、全部必要は必要です、金がたっぷりあれば。中央公民館にしても、ほんでまた武道館にしても、これ全部業者で、今年度の予算で消化できますの、現実には。それはやっぱり消化する予定で補助金があるけどと、ほんで今、世界的には非常に不景気になるんじゃないかというのが、もう現状で出てるわけです。例えばニューヨークダウが3万円弱から今1万9,000円を割れてるか、割れそう。日経平均は2万3,000円余りから1万6,500円。まだ、最近は1日の変動が大きいから。せやから、各国が景気刺激策としていろいろ考えてるわけや。そしたら今有利であろうと、事情が変わった景気刺激策を持ってくる可能性があります。現実、今の時点で。それやのに基金を順番に使うていったら、先ほど新町・柳原線でも、これ今設備投資せんなん時期か。50から55%補助金あるよってと。しかしながら、これは先行投資やって、いつ返ってくるかわからないと。これ、現時点で約9,000万円弱の委託料を使うたから、それで実際工事せんなんがなと。来年、例えばこれで6億円か7億円ほど使うただけで、補助金いうたら3億5,000万円。3億5,000万円、基金減りますよ。今の予算からいったら。それが、基金が潤沢にあるんやったらええけど基金自身が、これだけの大幅な状況をするのやし、財政シミュレーション、議員のときようおっしゃってたけど、ある程度のシミュレーションを聞かれたんか。

ほんで、なおかつ今、葛城市でも大きな問題になるのは柘の郷の訴訟で、3億5,000万円とかいう訴訟結果が出てきたら、3億5,000万円、どこから、もし負けたら、負けないように努力してもらいたいけど、現実もし負けたらその3億5,000万円、どうしますねや。それと、道の駅の補助金がまだ決定してないと。1億6,100万円で、全体構造が全部白紙ということが出てきて、それで追加で返還と、これは基金、あと何ぼあると言うてはりましたんや。バブル崩壊して、奈良県下でもいろいろ聞いて、崩壊したときに各市町村の財政基盤がないから、ええ補助金があったかて手出されへんねんと。補助金でほとんど100%と、まず少ないですわ。ほんなら、あと30%なり20%なりでも補助金があれば、そういう補助金が出てきたときに、基金がある市町村が柔軟にええ補助金を使えるわけや。何も基金ないところは手も足も出ないと。経済状況の中で言えば、個人企業でも、まずは市町村でも同じやと。現実今、コロナの対策でそのような状況の中で、日本でも1人5万円ずつ出そうとか、また景気減退した中でどういうことを考えていくか、これ、現実を考えてたら市町村も、地方の

振興のために何なりの補助金、絶対出てくると。そのとき、それを受けれる準備もやってるんかというたら、この現状からいったらやってないに等しいと。

**岡本委員長** 西井委員、端的にお願いします。時間押してます。

**西井委員** その辺、どのように思われてるかどうか、はっきりとちょっと答弁してもらいたい。

それともう一遍、新町・柳原線、今の先々の状況からいっても、先行投資できるほどの基金の状況ではないと私は思っております。それについても答弁もらいたい。

**岡本委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。西井委員のご質問のうち、私から答弁できる範囲の部分について、私からはさせていただきたいと存じます。

まずは財政見通しの件でございますが、これについては当初予算の編成とあわせてということではやっておりません。これにつきましてはご意見賜ったということで、今後の課題といたしたいと存じます。

それから、今ご照会ございましたけど、確かに柘の郷の方から訴え、訴訟を提起されているという部分につきましては、これは現在継続中でございますので、先ほど西井委員からご照会のとおり、決して負けないつもりで訴訟については進めてまいりたいと存じます。

それから、道の駅の建設にかかわります補助金につきましては、これも以前からご説明しておりますように、最終的には精算をして額を確定していただいた上で、やはり残念ながらその返還をしなければならないお金が出てくるようであります。これにつきましては現在県としっかりと、まずはその違法行為に基づくものについて等については真摯に受けとめながら、考え方の部分でできるだけ減額といいますか、精査できる部分については県と調整をしながら実施をしておりますところでございます。これは現在の、今提案をしております当初予算案の中には入ってはいませんが、今後またご相談を申し上げなければいけない事項として存在していることは事実でございます。

私の方からは以上でございます。

**岡本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。

経済というのは生き物ですから、そのとき、そのときによって考え方等が変わります。じゃあ例えば今、新型コロナウイルス、昨年12月に中国の方で発生した感染症なんですけども、それというのは従前には予測はされてたんでしょうけども、そういうことの、どのタイミングであるのかということまでは予測はできない。そういうようなものが起こるといことです。ですから、そのことがどのように波及するのかということは分析していく必要があるとは感じております。新型コロナウイルスの感染症が発生したことによって、かなり民間企業等が影響を受けるということはほぼ間違いがないであろうと考えます。そのことによって、例えばご心配いただいております公共事業等の事業が非常にしやすい状況になるという可能性は高いのかなという予測はしております。逆のことを言いますと、世界経済が縮小することによって日本経済に影響が起こる、それが地方の、これはもう委員会のところでも軽く触れましたけれども、これが地方の経済にどのように影響するのか、その地域にどのよう

に影響するののかということは、その影響を分析をして、その事業そのものを修正をしていくという作業を常にやっていくということです。

ですから、今回新型コロナウイルスが日本に入ってきた、そのことについて対応すれば、当然のことながら葛城市では対策本部を立ち上げて、それについて緊急に対応していく、そういう作業が常にどの部門でも入ってくるということです。ですからその分析というのは、私はまだその段階には来てない、もうしばらく時間かかるであろうと思っております。逆の考え方をすれば、中国が世界の工業地帯として存続することへのリスクの問題が問われたときには、逆のことを考えれば、国内に企業が工場を建てられる可能性が高くなるということも考えられる。いろんな分析の上に乗って、その都度その都度行政は、これはもうどこも一緒なんですけども、民間企業もそうなんですけど、行政もそのような対応をしていく必要があるということでもあります。

今回、予算として上げさせていただいております工業ゾーンの、第1種農地を工業系ゾーンとして、本当の意味で工場を建てられる用地として活用するための事業でございますが、この2年間分析をした結果、葛城市はそれを持たないと、これから活気のある葛城市に持っていくことはできないであろう、現実として工場を誘致しても、そのセールスをしてでも建てるべきところがない、それを解消しなければ、税収として確保できるような施策に持っていくことが難しいであろう。そのための、確保するための事業でありますので、当然のことながら行政としては必要であるという判断をして予算計上をさせていただいてるわけでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**岡本委員長** 西井委員、よろしいか。まだ。

**西井委員** 今年予算で組んでる工事費を全部、今年でできるんかという質問してますやろう。消化できるの。

**岡本委員長** 阿古市長。

**松山副市長** 消化するように全力を尽くしたいと思います。先ほど申し上げましたように、建築関係の事業もどのような変遷をたどるののかということも含めまして、入札が成立するように、速やかに工事が行われるように努力をしてみたい。

以上でございます。

**岡本委員長** よろしいか。

西井委員。

**西井委員** 速やかに全部、事業を消化できるように努力するという答弁でございますが、先ほど梨本委員もおっしゃってるように、何か私はそういうふうには感じてませんねんけど、議員各位でちょっと不審かなというふうな状況の中で、無理して事業のないように、現実的に。それでおまけに、単なる合計、合わせて8,000万円ほどの工事さえそのような状況起こってるのに、屯所が6カ所か。こんな、ほんまにスムーズにできるかどうか、ほんまにできるように努力しますと言うけど、私自身、ほんまにそんなんでできるかどうか不安で、補助金あるからするねんと、どの事業も補助金があったらするねんというたら、したら悪い事業はほとんど

どありません。その中で順番とか、また将来性を考えて、この事業を採択するとかいうことを各課でもやっておられるんやけど、どうも何かそのように考えにくいと。答弁、これはよろしいですわ。私はそのように考えてるということだけ申し上げといて、もう質問は終わらせてもらいたいと思います。

**岡本委員長** それで、大半の方が質疑されたと思います。先ほど梨本委員の方から修正動議の話ありましたけども、これを受けていこうと思います。

まず動議という形で出していただいて、お願いしたいと思います。

(発言する者あり)

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** これまで一般会計の審査を行ってきたわけですが、可燃ごみ処理事業、それに付随する資源ごみ収集事業に係る質疑に対する答弁をるる聞かせていただいた結果、私としては本事業に係る予算は納得できないところがございまして、該当する予算について減額する修正議案を本委員会開催中に提出し、委員会で審査いただきたいので、委員長、取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

川村委員。

**川村委員** 私の方からも、今回の令和2年度葛城市一般会計予算に対しまして、減額の修正案を出させていただきたいと思います。

今回の一般会計の予算は災害に強いまちづくりということで、消防団の屯所、また耐震改修の促進事業など、やはり市長が市民の安心、安全を確保した事業として多く盛り込まれているところは、一定その必要性を認めざるを得ないというところでございまして、しかしこの土木費におけます市道新町・柳原線改良事業につきましては、このエリアが平成18年からの工業系ゾーン、誘導ゾーンとして一定の条件をクリアさえすればというもに今回の委託費、そして役務費が計上されております。しかしながら、非常に準備段階で農業者問題、農業の問題というところに視点を置きますと、まだまだその解決に至ってない段階であると思っております。ですから、やはりこの問題をしっかりと解消、そして調整を行って、はっきりした輪郭が見えて、今の段階では非常に玉虫色であると、こんな明白な答弁もできない状態の中で、私はこの予算につきましては審議のできない部分であると思っております。

以上でこの部分、要するに6款土木費の道路橋りょう費、社会資本道路改良交付金事業としての8,600万円、ここの部分を減額したいという動議を出させていただきます。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、今、梨本委員、川村委員の方から、いわゆる修正動議の案が提出の話がありました。今、修正動議につきまして委員長宛てに話がありましたので、一般会計予算についての全ての審議が終了した後、総括質疑後までに修正案議題として委員会に審査を願うということにしたいと思っておりますので、一応、暫時休憩したいと思います。

休 憩 午後0時18分

再 開 午後1時47分

**岡本委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総括質疑を終結をいたしたいと思います。

この際、川村委員と梨本委員から本案に対してそれぞれ修正案が提出されておりますので、まず初めに川村委員から趣旨の説明をお願いをいたします。

川村委員。

**川村委員** それでは先ほど動議で提出いたしました、令和2年度葛城市一般会計予算に対する減額修正案につきまして、その提案理由と訂正箇所についてご説明をいたします。

資料でございます、まず歳出の方から申し上げます。6款土木費、社会資本道路改良交付金の事業費でございます。全体予算として原案は3億431万9,000円ですが、修正案は2億1,831万9,000円となります。そして修正する箇所でございますが、まず11節役務費、原案は130万円ですが30万円に訂正し、100万円を減額といたします。これは土地鑑定手数料でございます。そして、12節委託料でございます。原案は9,800万円でございますが、修正は1,300万円となります。訂正する箇所は、測量設計等委託料8,500万円。合計、減額する金額は土地鑑定手数料100万円と測量設計等委託料8,500万円の計8,600万円という形になります。

それに対し歳入は、お手元の資料をごらんいただいて、14款国庫支出金で、減額の部分だけ申し上げます。修正のところは、社会資本道路改良交付金事業補助金、減額4,250万円。そして18款繰入金、財政調整基金繰入金で530万円。そして21款市債、修正の減額のところは、社会資本道路改良交付金事業債3,820万円。収支はそれでございます。

私が今回の減額修正に至る提案の理由でございますが、全体の一般会計予算につきましては、一般会計の災害に強いまちづくりという市長のいろんな思いが今回に反映しておりますが、消防団の屯所管理事業や耐震改修促進事業などの市民の安心、安全を確保した事業は多く盛り込まれています。また近年の高温気象に対しての熱中症対策についても、空調設備の整備も積極的に進められ、また子育て環境や整備の教育関係は将来を見据えた思いがしっかりと入った予算でございます。この内容につきましては事業費がかかっているけれども、私たちが100歩、200歩譲ってもその必要性を否定することができないので、認めざるを得ないところでございますが、しかしながら今回、6款土木費に上がっております市道新町・柳原線改良事業につきましては、そもそもこの改良事業のこのエリアにつきましては、平成18年から工業誘導ゾーンとして一定の条件をクリアさえすればという、こういった条件のもとに位置づけられたところでございます。

この地域は農業振興地であることから、第1種農地があるところでございます。工場誘致の条件を整備していくにも、農業上の問題、課題というところがどうかというところがございますが、今回の質疑にもそういったところのまだ見えない部分が非常にたくさんあるということがございます。葛城市の南部地域のまちづくり目標というのは、良好な田園環境と活力ある産業が調和した地域と位置づけられています。ほかに同じような市街化調整、工業系誘導ゾーンとして3ヘクタール、4ヘクタールの場所があるということもございますが、ま

た近くに走る県道樫原・新庄線につきましては道路改良、歩道整備を促進し、京奈和道のアクセス道として既存の工業地の利便性の充実を図るために、県とまちづくりが着々と進められています。そのような中で、市の単独事業として今回の整備事業、土木費、道路橋りょう費、社会資本道路改良交付金事業として役務費100万円、委託料8,500万円、合計事業費8,600万円が計上されていますが、準工業地への地域指定の方向性が、農地法の縛り、つまり他の法令での規則がある中、いまだ地元農業者との合意形成がどうなっているのか、まず課題であると思います。

理事者からはまだ調整中といったような表現、合意に至った明白な答弁がないため、全く審議にも至らないということです。私の議員活動の中でも、この事業による地域指定がなされることで、農家組合など農業者に納税にかかわる一切の説明が本当になされたのか。合意に至ったというようなことは、過去からいろんな問題はあるとは聞いていますものの、いまだに地元からはそのことは、解決したような話は聞きません。農業分野における県の関連機関とも、ひょっとしたらできるかもしれないというような表現そのものが、都市計画の見直しが何の目的を主としているのかまだ見えない。その調整も終わっていないのに、この事業を進めるかということでございます。つまり、農業者を無視してはいけないと私は思っております。

また、財政においても将来にわたり基金の減少が懸念される中、幾ら有利な起債があるといえども、また財源が確保できたといえども、今回の設計委託料の規模から見ても、また答弁からも市道新町・柳原線改良工事が将来5億円、6億円の、その中の事業になるわけです。工場誘致自体確約できたものというような答弁もなく、急いで進める必要がある事業とは全く思いません。時期尚早であると思うわけでございます。翌年度においても公債費は更に2億円の増額ともなる、先行投資である事業と言われますが、まだ組み立てもせずに予算に組み入れるには性急過ぎる、葛城市の厳しい財政の中に進めていく事業ではないと思います。市民にきっちり説明していけるような計画を示してほしいと私は思います。よってこの事業を減額し、令和2年度の一般会計予算の修正を求めたいと思います。

以上です。

**岡本委員長** それではまず、以上で説明は終わりましたけれども、これから川村委員提出の修正案に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 質疑がないようですので、続いて梨本委員からの修正案の趣旨説明を求めます。

梨本委員。

**梨本委員** では、よろしくお願いいたします。私の方の修正案に関しましては、お手元の資料の2枚目をまずめくっていただけますでしょうか。

まず歳出よりご説明させていただきます。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料におきまして、4,048万8,000円。これに関しましては、ごみ焼却施設運転管理委託料の3カ月分でございます。この3カ月分ということにつきましては後ほどご説明させてい



ただきますが、これによりまして、修正案といたしましては塵芥処理費を、修正案、6億4,747万9,000円に、そしてそれに伴いまして歳入は18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金を、こちら4,048万8,000円減額いたしまして、財政調整基金繰入金を7億4,951万2,000円とさせていただくものでございます。

この内容につきまして少し説明させていただきます。お手元の予算書をごらんいただけますでしょうか。103ページでございます。こちらに委託料、ごみ焼却施設運転管理委託料2億9,432万7,000円とございます。この内訳は、可燃ごみ処理事業におきますごみ焼却施設運転管理委託料として計上されているわけですが、これには2つの委託契約の分が含まれております。1つは焼却施設運転管理業務委託、こちらが1億3,237万3,500円。そしてもう一方が、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理事業委託、こちらが1億6,195万3,000円となっております。この契約に関しまして、このリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理委託に関しましては、私が契約のあり方を一般質問などにおいて随時指摘してきた部分でございます。この契約に関しまして、4月以降本委員会におきましても私の質問に対しましていただいた答弁が、まだ方向性が定まっていないというようなことでございまして、答弁では1カ月の随意契約を随時更新していくと。その中で、次の契約に移るタイミングを図っていくというような答弁だったと考えております。

そもそもこの契約は、平成28年度に約3年半の長期の随意契約として結ばれているわけですが、平成30年度は、運營業務検討委託料として378万円が決算額として使用されております。またその翌年、平成31年度も民間委託契約支援業務委託料として、540万円予算計上をされております。これだけの予算を投じて、この3年契約が切れるこの3月末までに全く方向性が定まっていないというところに、まずは私自身非常に不満といたしますが、少し、ここまでどんな議論が交わされてきたのかというところに非常に残念な思いをしておるわけです。この先ほどの答弁の中に、1カ月の随意契約をずっと更新していくというようなことがあったんですけども、これは業者の立場からしても非常に迷惑な話ではないかなというふうに考えております。例えば1カ月後にその仕事が契約できるかどうか分からない。そのために職員十数名をずっと雇い続けられないといけないとなってしまうと、職員さんにおいても、職員さんというか従業員さん、雇われている従業員さんにおいても、来月仕事があるかないかという状態で仕事をさせるということになってきます。少なくとも期限を区切らないと、安心して業務に携われない。私自身、このように考えるわけでございます。

また、この金額の積算根拠にも、私は不審を感じる部分がございます。といいますのも、今回市民生活部長から詳細な答弁をいただきました。人数におきましても、どれほどの人数が必要かというところで人数の詳細をいただいたわけでございますが、実はこの場ではもう詳細は申しませんが、私が6月に一般質問でいただいていた答弁とのずれがございます。そういったところもあり、この積算根拠自体をもう一度しっかりと見直していただきたいということも思っております。

本来、このリサイクル施設運転管理と資源ごみの収集は一体として契約すべきものなのか、また、直営と比較することなども本当にされたのかということをしかりと、中身をもう一

度検討していただきたいという思いがございます。

実は、私が議事録をさかのぼったところ、平成28年度にこの長期随意契約を結んだ際も、予算特別委員会においてこの資源ごみ関係の議論は一切されていないんです。そしてこの答弁では、何度も繰り返しますが、その1カ月の随意契約を更新するというところでございますが、これを12カ月分認めてしまうと、ずるずると1年たってしまうという可能性も否定できません。この契約、2つあると申しましたが、一方の焼却施設運転管理業務委託に関しましては、前年ベース9カ月、それにプラスして、新たな契約形態を前提に3カ月分の予算計上がされています。であれば、このリサイクル施設運転管理業務を、同じく期限を切り、新たな方針が決まった段階で補正予算を組んでいただければいいのではないかと、このように考えております。ただし市民に、このごみ収集というものは市民に迷惑かけるわけにはまいりません。少なくとも余裕を持たせて9カ月分の予算を計上し、3カ月分の減額を提案するというところで、私は9カ月分、1億2,146万5,000円分のみを残し、3カ月分の4,048万8,000円を減額するという案を提案させていただきます。

以上でございます。

**岡本委員長** ただいま梨本委員に説明いただきました。

梨本委員に対する質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私も、とりわけ資源ごみの収集運搬処理事業については不透明なところがあるということで、この間一般質問でも取り上げ、また本予算特別委員会におきましてもこの予算書の説明の仕方が、可燃ごみ処理事業が4億7,000万円、資源ごみ収集事業が317万8,000円ということで、全く資源ごみ収集分別処理が、現在のクリーンセンターのリサイクル施設で行われており、業者に民間委託されている、その経費が全くこの予算書の中で項目として出てこない。そのために、先ほど梨本委員がおっしゃった平成28年度については、このことの長期契約に議論がなかったと。私は平成29年度の予算の中で、この体裁で始まって、やっぱり平成28年度でも資源ごみの収集費用についてそれまでの費目立てと全く変わってるために、4,000万円ほど、資源ごみの収集関連事業の予算が4,000万円増額しているにもかかわらず、こうした費目の振り分けによってそれが出てこない。そのために予算特別委員会でそういうことが審議されないまま、この長期契約が結ばれたということになっておろうかと思えます。だから私は当初に、これはもう委員長の采配で、ぜひ私は文書としてきちっと議論できる形でこれを出してほしいと言うたんですけれども、今回これで行くということになってしまいましたので、総括質疑の中でお話ししようと思ったんですが、修正案が出るということでしたので、改めてこの場で言えばいいと思って今ちょっと発言させていただいてますけれども、これ本当わかりにくいんです。

今の梨本委員の修正提案も、私は非常によくわからない内容だったのでちょっと質疑したいと思うんですが、先ほどありました焼却ごみの管理運転事業、これは川崎技研ですかね、これがやっておられる。これについては3カ月の契約の後、9カ月のあれになってるというふうに今おっしゃったように、9カ月の前年ベースで3カ月の新たな予算のような形になっ

ていると。ところが、資源ごみの収集運搬処理事業は、これは2つの契約が1つになった契約なんです。リサイクル施設運転管理業と、それから資源ごみ等収集運搬処理事業とです。これはそうではないということなので、結局資源ごみ、可燃ごみ、焼却施設運転管理の契約の方に合わせる形で減額をされるということの理解でよろしいのでしょうか。ちょっとそれだけお伺いします。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ちょっと説明が不足しておったかもしれません。申しわけございません。

私のこの予算特別委員会の清掃事業に関する答弁をいただいたときに、クリーンセンター所長からどういった答弁があったかといいますと、この焼却施設の運転管理業務委託に関しては、次の契約形態に対して予算がもう計上されてるわけです。この4月、5月ということではないと思うので、まずは9カ月間、今年度12月までの前年ベースでの予算組みをまずされている。その上で、来年からの3カ月分の予算に関して、新たな予算枠を増額してとっておられるということなんです。ということは、少なくとも今年度中の、次の契約形態に対する意向がある程度想定された上での予算組みがされていると言えらると思います。

一方、私が指摘しておりますリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理委託事業に関しましては、これは前年ベースの金額がそのまま上げられてるわけです。消費税分が若干上がっておりますので、昨年1億5,800万円が今年度は1億6,200万円弱というふうに増額されていますけれども、全く前年と同じ金額を計上されてるということなんです。その際に答弁としていただいておりますのが、これは1年契約をするということでもなく、1カ月ごとの随意契約をずっと重ねていって、業者の新たな選定のあり方を原課の方で考えていくというようなことをお聞きいたしました。であるならば、これ、1カ月ごとの随意契約を12カ月続けるなんてことは、私は現実的ではないと思うんですよ。これが半年間随意契約、前年度ベースで認めましょうと、半年後からは新たな契約形態でやっていくとかということであればある程度納得できるわけなんですけれども、このまま12カ月分、この予算特別委員会で認めてしまうと、下手すると12カ月何もしないで随意契約がずっと重なっていくということも可能になってしまうわけです。であれば、ある程度可燃ごみ焼却施設の運転管理と同じレベルで、合わせて9カ月分の前年ベースでは、まず予算として認めた上で、その期限内に新たな契約形態をきちっと模索していただくというやり方の方がいいのではないかと、こういう提案でございます。

よろしいでしょうか。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 契約の見積り、予算の金額の根拠となる、そういう積算にかかわる問題だと私は思います。先ほどの議論でもありましたよね、例えば必要な人員に対して何日間の必要なものが、幼稚園のあれですかね。幼稚園の預かり保育について、幼稚園児が今これだけいるので、この中で大体この程度預かり保育するでしょうと。そのためにこれだけの時間が必要だから、この分の計算をして、そしてこれだけの予算見積りをしましたと。私、そういう見積りこそが正しい予算見積りだと思うんですね。

ですから、先ほどありました焼却施設についてはそういう形で予算組みをされているだろうというのは想定できるんですが。資源ごみの方は、私、だからここは議論が非常に不十分だったので私は不満足なんですけれども、資料を出してくださいと、トン当たりの、資源ごみの種類別のあれを出してくださいということで、出しますということだったので、またそれについては業者からは出てこなかったけれども、こちらが契約する金額を算定する上で持ってますということだったので、それは出していただきました。私、非常にびっくりしました、これ。ここでは言いませんけれども、こういうことで積算になるというのは、本当に井ですよね。私はそう思いました。つまり、以前の業者だとちゃんとしたトン当たり、資源ごみ収集別に出しておられる。それが全て人員だけで、人員の人数だけで出してこられてる。これではコスト削減すらできないんです。やっぱり仕事量と時間がどれだけかかっているかということを見て適正かということになるんですが、人員だけのものではおよそできないような算定になってたので、その間3カ月なり前年度ベースということは、私は非常にどうかとは思いますが、それでもその間の3カ月の分を見て、その間に適正なものを出していくということでは、そういう機会も必要なのかなというふうに私は理解いたしました。

以上です。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

**西川委員** 梨本委員言うてはるの、これ、12カ月、普通予算は1年で組むんやさかい12カ月、1年間の予算組むわけで、その組んだやつを9カ月だけ認めて、3カ月はあれやからと言うて、普通は川村委員の言われた、こういう事業はこういうこととて、それは梨本委員、議員やから、どんな議員でも修正案みたいなんは何ぼでも出せるねんで。せやけど、この1つの事業を捉えて、それで中身がどうのこうの、この執行はどうのこうのと言うんやったら、決算もあるわけで、この予算組みを、それで修正案出しにいったら、何か僕が勉強不足なのかどうかようわからんけど、こんなところで、いや、うまいこと契約でもちゃんとしてくれへんなら、こんなことになっていくとかね。それは言うのは勝手やけど、何でこのことを、この1項目の1個の何を持ち出してるのか。ごみ焼却、説明のところのごみ焼却施設運転管理料2億9,400万円の、これがどうもわからんというねやろう。そやさかい、ここで修正せえと。これ、言うのは勝手やさかい。

せやけど何で今、これ、このことやの。もうちょっと事業として、これ谷原委員言うてはるように、事業として、このところは資源ごみの、これはちょっとあかんでと、このことはもっと増額予算でもせんかいという、どっかから引っ張って、組替えせんかいと。組替えでもせんかいと言うねやったらあれやけども、これ組替えを出すんやったらわかるけど、これを減額するというのは、組替え修正をさすというんやったらわかるけど、この事業そのものを梨本委員言うてるねやったら、何で組替えをさせへんの、自分らで言うて。これを何で減額するん。先に出てあるやつは、事業としてこれはおかしいと、この事業のあり方はおかしいと言うてるから、これは今の財政状況も見、いろんなことを見てあれや言うてるけど。何かようわからんけど、そうさせた方が、そんな9カ月だけ認めて3カ月、ほんなら、あと

どないするというのが。1年で組むんと違いますのか、予算は。3カ月、どないするの。  
ちょっとどないしたらよろしおますの、梨本委員。

岡本委員長 よろしいか。

西川委員 そうやんか。こんな出し方してるねんもん。3カ月分をするいうねんもん。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 これが、私の提案が法に触れるのかどうか、これが問題あるのかどうかというのは、ちょっと私はわかりません。今回出させていただいたことに関しましては、先ほど言った趣旨ですし、積算根拠としても私自身は先ほどから言ってるように、収集にかかわってる人数、リサイクル施設運転にかかわってる人数からして答弁に違いがあるわけです。こういったところも再度検討していただきたい。この9カ月の間に期限を設けることによって、少なくとも進むのではないかという思いから、今回提案させていただいております。

実際に、先ほども申しましたが、この運転管理の委託業務をどうしていくかということに関しては一昨年に378万円、昨年は540万円の予算が計上されて、ここまでのいろんな審議が、審議というか中で計画がつくられてきてるはずなんです。この3月の段になって出てきた予算が、前年ベースと全く変わらないということ自体が私には理解できないわけです。であれば、そういったものをしっかりと計画の中に含んだ、私も何度も言っておりますが、直営と民間委託と、どちらが安いのかということも十分に検討していただいた上で、この予算に関しましては9カ月分、市民さんの生活に迷惑をかけることができないという思いから、本来であればこの予算丸ごと私は消したいわけです。こんなものは認められないと言いたいんですが、苦渋の決断として、市民に迷惑をかけることができない、じゃあ焼却施設と合わせた9カ月分だけで一度やられたらどうですかという提案でございます。

岡本委員長 西川委員、よろしいか。

西川委員 何ぼ言うてもわからん。組替え出したらええのと違うんか、そんなん。

岡本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 その款の中でいろいろと質疑をされて、契約上の不透明な部分といいますか、適正な契約をするべきというふうな議論もあったり、提出書類の不備があったりというふうな議論もあったというふうに私も記憶をしております。これは予算上の問題なんかなという疑問がちょっと私、あるんです。予算というのは、前年度から見てこのぐらいの確保が必要であろうということは、私、ある程度認めるべきかなと。ただ、ご指摘があったような契約の不備とか、提出書類の不備の問題については、これはいろいろとご質問いただいたところが適正であれば、不備な点を直していただくということは、私はなるほどなところではご賛同はさせていただきます。ただ、ここで想定といいますか、9カ月分とりあえずみたいな予算の組み方というのが、ちょっと私、令和2年度予算ということで、年間の予算をくくる中で、あとは補正で足してきなはれというのはいかがなものかなということをちょっと感じましたので、その契約上の不備な点の改善というところで何とか解決、この問題について解決できへんのかなという思いを少しいたしましたので、以上でございます。

ご答弁は結構でございます。

岡本委員長 よろしいの。

杉本委員。

杉本委員 僕もちょっと、急に来てわからないです。これは梨本委員に聞いたらいいか、誰に聞いたら、わからないんですが、これは9カ月後にもし何もなかったら、また補正で出してくるということになるんですかね。

西川委員 そうやねん。

杉本委員 やったら、そういうことやんね。

西川委員 1年間、12カ月の予算組まんなんのに。

杉本委員 わかりました。

岡本委員長 答弁されますのか。

松山副市長 今のはこちらに対するご質問と受け取って発言してもいいですか。

岡本委員長 ほんなら、松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。先ほどの杉本委員からのご質問にご答弁をする形で少し、今ご議論いただいている件について、予算の考え方についてご説明を申し上げたいと存じます。

今の梨本委員の修正案のご提案につきましては、これはまずは対象の内容自体は、市のごみの処理の経費でございますので、政策的というよりは義務的な経費の一部でございます。それにつきまして、執行方針についてそれぞれいろんなご意見を賜っております。ここにつきましては、今後とも理事者として真摯に受けとめて、適正な執行を努めてまいりたいと存じますが、ただ一方では、先ほど杉本委員がご質問の中でおっしゃったように、このご提案の趣旨自体は9カ月分だけの予算を組むということで、本来12カ月必要な部分の中の3カ月分がないと。そういたしますと、この3カ月分につきましては補正予算を組まないと対応できないこととなりますが、予算案の、これ議会と町の関係においては二元代表制度とか車の両輪とか、いろいろとそれぞれお述べいただいているところではありますが、この予算案の提案権につきましては、これは市長、長の専権事項でございます、こちらからでないとならないと提案はできません。したがって、梨本委員の修正案にはどこかしかるべきタイミングで、3カ月分の足らず前をしっかりと適正に見積もった上で市長から予算案を提出しなさいという内容が含まれているように存じますので、こういった修正案について、議会の方で修正の動議の中で、増額でも減額でも構わないわけではございますが、そういったことについて議会の権限の中でご議論ができるのかどうかということについては、十分にご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 副市長がおっしゃることはわかります。私も梨本委員の提案について最初に質疑したところではありますが、私としては単純に4,000万円減額、これは妥当だと私は思っております。つまり3カ月とか9カ月ではなくて、ただ残念ながら、積算根拠となる資料を平成28年までの業者も出してない、行政もちゃんとしたものは持ってない。その中でクリーンセン

ターができて、リサイクル施設ができた。この減価償却分、どこ行った。これだって確かめようがないんですよ。だから正確のところを出しようがない中で、私は4,000万円というのは非常に妥当だと思ってますので、こういうふうな修正、そういう理屈はつけられたけれども、出しようがないんですよ。だから私としては、こういう修正案で減額予算を出す、これは私としては大いに結構だと思ってます。ただ、理由そのものは、確かにそういう部分は当たる部分があるのかなとは思いますが、これで私はぜひ組む努力をしていただいて、先ほどあった1カ月間の随契の間でも精査していただくということがあればいいと思いますので、減額予算そのものとして出していただくのは、私は大いに結構だと思ってます。

**岡本委員長** 西井委員。

**西井委員** 答弁はよろしいの。

**谷原委員** ちょっと、副市長が言い合ったので、ちょっと意見を述べさせてもらいました。

**岡本委員長** よろしいの。

**谷原委員** 質疑じゃないです。

**西井委員** 私は年次予算の中で、その部分で3カ月だけは外すねんと。ところが、本来ならば3カ月を外して担保をとっておくねんと言わんがばかりの、こういう修正に思うわけですが、実際はこの部分であろうと、予算いうのは全体の中で一括にくくってるわけです。私自身は、この部分のきちとした根拠の中の修正なら、なるほどいうことになるねんけど、今の説明からいうたら3カ月分で、またあれやったら、そこまですべては認めたるわいうような形やったら、これは現実に、今までおっしゃってる意味合いからいって委員会でも、私の委員会するときでも、その辺のいろんな会話の中で再度説明をしてくださいということで、議案には外れますが、先に説明してもろうた経緯もごさいます。せやから、それならばこの辺、この修正の部分がどないしてもとしたら、その根拠にもならないような金額が3カ月だけの金額やというのならば、本来はこの間全体で、予算特別委員会なら我々もずっと思いますが、この中でも気に入らんことは否決したいねんと。しかしながら、これを全部で採決するいう意味合いからいって、あまりにもその制度から見たら、この部分がほんまに気に入らへんねやったらこういう修正やなくて、これが全体としてはこの部分が得心いかへんから、これは否決やとかいう答えになるのが普通やと私は思います、このような提案やったら。この3カ月分だけ担保とったような提案やったら、現実的には議論の中で、一生懸命議論してもらった中で得心してもらおうべきような話ではないかなと私は思いますが。それは意見の差やと思いますが、梨本委員、ちょっと意見あったら言うてください。

**岡本委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 私の言い方もまずかったかもしれませんが、先ほどから言ってるように、本当であればこの予算自体が、私自身ちょっと問題があると思ってるんですよ。ただ、市民の方に迷惑はかけられないというところで、ひとまず前年ベースで年度内はやらないと、原課もこの予算がなければできないわけですから。そういったことを考えた上で、その期間に適切な次の契約に移っていただくという意味を持っております。ですので、先ほどからこれは年度で予算を計上しているものだから、9カ月間はおかしいと、その理屈も当然、私も理解いたします。

ただ、これを12カ月分ということを出してこられると、このままいけば何もせずにそのまま12カ月分、今回予算が通った以上は、その予算を使えるということなんです。そのことを少し考えていただくという機会も含めて、私自身、まずは市民に迷惑がかからない、その上できちっと次の対応に移っていただくという思いを込めて、この減額案を出させていただいております。よろしく願いいたします。

**岡本委員長** ちょっと簡単に頼みます。

**西井委員** 梨本委員おっしゃる意味は確かにわかるわけですが、実際は我々としてもこの予算全体の中で、実際言うたら予算の中やなくて、予算だけじゃなくて基金も含めてこの全体の使い方がどうかということは今、現状に思案してる状態なわけです。結局、基金も含めて考えたら。そやから、ところがどの部分がどうや、この部分はどうやとかいうことについていけば、1つでも問題があったら反対しなければ、これは決められないという制度の中で考えてる中、年次予算の中で組入れされてるんやったら、その方向にするのが私たちの、この制度の中で義務じゃないかと、私だけの考えかもしれませんが、それは見解の違いだと思います。答弁結構ですので、よろしく。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** ちょっとお聞きしたいんですけども、契約が、普通は1年、12カ月契約だと思うんですけども、これ仮に9カ月ということで、その9カ月目が来て、次に入札というんか、応札していただければ、これ、そういうこともあると思うんです。やはり考え方としては多めに予算を確保して、契約を12カ月するのが普通ではないかなと私は思うんです。そして、この予算書の中の資源ごみの収集運搬処理委託料、この部分がごみ焼却施設運転管理料に含まれる、この予算書を僕、議員になったときから、平成30年からこれをいただいたんですけども、そのときとこの記載、型は全く同じやと思うんですよ、これ、様式は。ほんで、今まで過去、去年もあったし、そのときになぜ谷原委員も梨本委員もこの部分を指摘をされなかったのかなということも、私もおおむね理事者側にいろいろ尋ねればそれなりの回答も返ってくるし、また今後、これ厚生文教常任委員会の所管であると思うんですけども、この部分でまた不審な点があれば、また審査していくことも可能であるし、ほんで、またいろんな資料請求をしてもいろいろいただけると思うので、だから僕はおおむねこの予算書も全て含めてですけども、整合性というか、透明性は私は担保されておるんかなと、このように思います。今、この間からそうです。こういうテーブルにぼんと上げられて、これいかがなものかなと。今までもっと時間があつたやろうなと思うところなんです。これからちょっと、私の一方的な話なので、ここら辺ちょっとわからんところでございまして。

**岡本委員長** よろしいか。

梨本委員。

**梨本委員** 今、松林副委員長おっしゃっていただいたように、去年も同じ金額、おとしも同じ金額載ったやないかということなんですけれども、これは3年間の長期契約してはるわけで、去年もおとしも数字はいらえないんですよ。もう3年間契約してらっしゃるから、それを3年後にどうするかということはずっと、これは検討を重ねてきて、この3月末で契約が切



れるんです。やっこの段階で、じゃあ次にどうするかというところの議論を今させていたでいてるわけで、それと同じ金額がそのまま計上されてるから、私はそれはおかしいのではないですか。今まで3年間、ずっと何してらっしゃったんですかということも込めて、ちょっと今回、そういった新たな、次に移るのであれば迅速に移っていただきたいということも含めてお伝えさせてもらった次第でございます。

以上です。

**岡本委員長** よろしいですか。

**谷原委員** 議員間の討議になってよろしいですか。

**岡本委員長** 後でまた聞きますねん。議員間討議はちょっと待って。後で行きますし。もうよろしいな。

一応、ほとんどの方は質疑されたようですので、一応ここで質疑を終結したいと思います。これから、今谷原委員ありました議員間討議を希望される方につきましては、おられたら議員間討議やっていただいたらと思います。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっと、松林副委員長が私の名前出されておっしゃったので。おっしゃるとおり昨年の案で、あなたこれ同じ体裁ですよと、何でここをちゃんと言わなかったんやということですよ。おっしゃるとおりですよ。私もわかりませんでした、そのときは。これ見てわからないですよ。資源ごみ収集費用がどれだけかかっているかと、これ300万円しかかかってないんですよ。そのときに私、おかしいと思えばよかったですよ。これ可燃ごみが4億7,000万円、102ページ、103ページですよ。ここの可燃ごみ処理事業、これは予算の概要もそうなるんですよ。予算の概要も可燃ごみが、可燃ごみというたら燃えるごみですから。資源ごみいうのはもう分別して燃やさないわけですから、この点さえ私もわからなかったですよ。だけど、今回私があえて言い、またこの前の一般質問の後から原課の方にも申し上げたのは、これ具合悪いですよと、どうもごみ焼却施設運転管理料の2億9,400万円の中に、要は焼却ごみの運転管理と資源ごみの方が一緒に抱き合わせで入っていると。これでは審議できませんよと。正確に審議できない。これは申し上げてるわけです。それは気づいたのは、おっしゃるとおりです。去年は気づきませんでした。

実はこれ、平成29年度から変わってるんですよ、この予算書に。それ以前私、ずっと一般質問する前に、平成16年からずっと資源ごみの費用がどうなってるか、費目を追っていきました。追えるんですよ。それがここで、平成29年度でこの体裁になったから追えなくなったんです。追えなくなったからわからないですよ。それで何度もクリーンセンターにお尋ねしたら、どうもごみ焼却施設運転管理料の中にリサイクル関係のこれまでののが入ってた。それを見ると4,000万円上がってることがわかったものだから、4,000万円も上がって、平成29年度にこれが予算特別委員会で審議されてるか、議事録見たけれども、全く触れられてないんですよ。これ、おかしいんですよ。皆さんが多分予算を見るときに、前年度と比べて見ますやん。前年度と比べて、実際にそのように体裁もなってます。予算の概要は。だから、前年度から増えたのは何でかなと見ますやんか。だけど、そういうことが平成29年度、できな

なくなつたんですよ、それ以降が。だから資源ごみが異常に増えてるということ、かなり私は調べて一般質問でも言わせてもらったので、今後、もう答弁がありましたからあれですが、次年度からは、あるいは決算からはこういう体裁はやめますと、もうちょっと正確に資源ごみの委託料関係が、可燃ごみとは分けていくような形で載せますというふうな答弁があったから、それで私はもう今回おさめたんですが。

おっしゃるとおり、これ議論できないんですよ。そういうことを認識してほしいんです。だから何で減額してるかという、梨本委員がそこまで詳しく調べられて、この中に資源ごみ関係の方が入ってることがあるからですよ。あるから、それで減額修正をされたら、そういうふうなことです。だから本当に予算審議がきちっと市民の皆さんに対して、特に私は何度も繰り返し言いますけれど、市民の方がごみ収集に協力されてるんですよ。減量も分別も。それに対してきちっと予算特別委員会で審議して、納得していただけるような形でこの予算審議ができるよということ、松林副委員長がおっしゃるとおり、わからなかったというのはそのとおりなので、けどこのままじゃあかんということ、ご理解をぜひいただきたいと思います。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 理事者側の、谷原委員が質問されたことの中の回答で、財務会計システム、事業別に区分で直したんだというお答えで、私、そうかなと、このように思っておるんですけども、こういう要望もありますので、また今後資料なり何なり、ここに表記の仕方を、また変えていただくということも大事ではなからうかなと、このように思います。おおむね私はこれ、透明性も担保でき、やっぱりそういういろんな意味合いで整合性もとれておる予算ではなからうかなと、私はこのように判断しております。

**谷原委員** ありがとうございます。そういうことでご理解いただいたらいいんですが、透明性は私もほとんど確保されてると思うんですが、この一点はどうも納得できないので、改善されるということでしたので、先ほど言ったように、引き続き透明性を確保できるような審議ができたらと思っておりますが、この点については非常に不透明だと。これは市民の方が見てもわかりませんよ、ごみ焼却施設運転管理料だから。だから、ちょっとこれは改めていただくということなので、この点についてはちょっと不透明さが、この予算書にあったということなので。

**西川委員** そんなん、理事者に言ったらええやんけ。

**谷原委員** これは松林副委員長がそういうご理解だったので、ちょっと認識していただいたなと思いますので、ありがとうございます。

**岡本委員長** ほか、ないですね。

それで、議員間討議を終結いたします。

それでは討論に入っていきたいと思います。討論につきましては議第18号の原案と、川村委員、梨本委員の提出されました議第18号に対するそれぞれの修正案を一括して行いたいと思います。

まず原案に賛成者の方、おられたら討論等をお願いいたします。

松林副委員長。

**松林副委員長** 議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和2年度の予算において、平成28年10月に阿古市長が就任され、今回が4回目の予算となり、予算編成に当たっては昨年度に引き続き災害に強いまちづくりと人口増加を図るため、住みよいまちづくり施策を全面的に押し出された積極的な予算で、前年度より約12億4,900万円の増額予算となっております。主に事業といたしましては新庄小学校区学童保育所建設に伴う事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、ため池ハザードマップ作成業務、當麻庁舎を含む公共施設再配置検討支援委託などの、市民の生命と財産を守る防災面、また子育て世帯の増加を重点的に配慮した予算となっております。また新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成事業、昨年度より引き続き高校生までの医療費の助成事業、高齢者が運転する車への後付け急発進等抑制装置の費用助成事業等、乳幼児から高齢者まできめ細やかに予算が計上されています。阿古市長の公約である日本一より市民第一の目線で、これらの事業の執行に当たりましては職員皆さんが一丸となって全力を尽くしていただくことは無論のこと、議会とも協議を重ねていただき、実行していただくことをお願いして、私の賛成討論といたします。

**岡本委員長** ほかに賛成者の方、おられませんか。

おられませんね。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようでしたら、次に原案に反対者で修正案にも反対という方の討論を行いたいと思います。

谷原委員。

**谷原委員** 私は原案そのものに反対でありますし、したがって今、川村委員から提出されました修正案についても反対いたします。

先ほど松林副委員長が賛成討論の中で述べられました、12億4,000万円の増額した積極的な財政となっております。この間の予算特別委員会で、総括質疑の中で多くの委員の方が述べられましたけれども、こうした予算で果たして葛城市の財政が今後どうなっていくのかということの大きな不安が語られました。私はこの間合併特例債があつて大きく膨らんだ予算を、阿古市政1年目、2年目と大きく規模を縮小してきたと思つてます。しかしながら、それでも財政赤字、財政調整基金の取崩しをしなければなりません。しかしその間、議会でもどの程度の財政調整基金を持つのが妥当なのかという議論も行われました。これは副市長がその中で、国全体が赤字の中で、地方財政で黒字を持っているのはいかがかという国の指導もあつて、適切な財政調整基金のあり方についてもおっしゃいました。私も調べましたけれども、小都市におきましては大体予算の1割、今回やったら16億円程度ということで、先ほどから答弁が理事者の方からありましたように、妥当な範囲で何とかこれを、財政調整基金を納めようというふうに努力されてるのはわかるんですが、じゃあその一方で膨らんだ歳出をどうやって帳尻を合わせるかと見ますと、実はこれはこの間、市債が大きく膨らんでいっているわけでありまして。平成30年度、平成31年度、それから今年度と、この予算

だけのベースを見ましても、平成30年度の予算としては11億円の市債、そして昨年度、平成31年度の予算ベースで13億円、2億円ほど増加させました。じゃあ今年度、幾らの市債を立てておられるかということですが、それにつきましては19億円になっているわけです。つまり平成30年度と比べても8億円、予算で市債を増やしているわけです。

その点につきましては、内容については先ほど西川委員の方から細かく、土木費及び教育費、とりわけ教育費について新たに多くの市債を起こしておりますけれども、土木費につきましても社会資本道路改良整備事業とか吸収源対策公園事業費等、そういう市債を膨らませていると。結局そういうところで帳尻を合わせるために、葛城市の市債残高200億円を超えました。これは私、先ほど議論の中で標準財政規模を伺いましたけど、98億円ですから、大体小都市では1.5倍までだと思います、私は。市債残高は、望ましいのは大体100%、同じ程度だと思うんですが、もう倍に膨れ上がっております。

このことによって公債費が、令和4年に向けて更に19億円、公債費の支出が見込まれている中で、私はこの積極財政の中身だと思っております。1つは、例えば屯所の整備事業は、これは工事請負費、契約すれば後年度負担は発生いたしません。ところがGIGAスクール構想になりますと、これはパソコンの買替えとかソフトの管理とか、後年度に負担が生じます。あとはスポットクーラーの問題、これも大変体育館に必要です。全部つけるということになったわけですが、そうした議論の中で當麻スポーツセンターの体育館については格技場と、それからアリーナと2カ所にもなって、しかもアリーナは大変高額になってしまった。これ、小学校の体育館も全てつけます。そうすると、これは光熱費、後年度負担として上がるわけです。だから、要は事業費を膨らませる中で、後年度負担がどうなるかというのは常に議会としては注意しておかなければならないと思います。

その上で私は、会計年度任用職員制度の問題、これが必ず後年度負担になる。それから葛城市は小さいお子さんが増えておりますから、保育の無償化、これ、全額国負担じゃありません。4分の1は葛城市負担でありますから、これも増えてくる。したがって、経常収支比率が非常に悪化してくることは誰が見ても明らかなんです。そうした中で、しっかりとしたやっぱり財政方針を持って、今後4、5年、本当に合併特例債が終わって、合併の優遇措置が終わった後、市政の財政運営をどうするか、これ全国で苦しんでるわけです。合併したために財政が悪化した自治体はたくさんあるわけですから、だからそういうときに、本当にこういうふうな積極財政でいいのか、僕は根本的に疑問を持っておりますので、そういう意味では私は姿勢としてこのたびの修正案、これまでは修正案、1年目、2年目は賛成してまいりました。阿古市長が直接つくられた案につきましては、それは提言していくという前提があったからですが、昨年度からアクセルを踏むというか、5万人都市構想ということもあって非常に財政を積極財政に転換された、果たしてこれでいいのかという思いで、原案には私は基本的に賛成できません。

更に言えば、この新町・柳原線の問題につきましてですが、これにつきましてはもうちょっと議論は必要な部分だろうと私は思います。というのは荒井知事が、これは私も県政フォーラムとか出席させていただいて、荒井知事のお考え、何度も聞く機会を得ました。これは

議員研修の中でそういうフォーラムを案内されてるからですけれども、奈良県は、要は工場誘致について大変すぐれた実績を荒井知事が上げてこられたというのは、工場誘致率について全国のトップクラスの誘致をされてこられてます。工場立地の場所が足りないということで、それぞれ働きかけがあって、今回の新町とかは出てきたんだろーと思います。私は薑におりますので、薑工業ゾーンのことについては関心はありますが、実は薑については、私が議員になって都市計画マスタープランを見て初めて知って、今の役員さんにお知らせしたところ、もう皆さんびっくりされたんです、工業系ゾーンになってることを。なぜかという、これは市街化調整区域のまま工業ゾーンにできると、工業団地が造成できるように切り替わるということで、税制上市街化調整区域ですって行ってるものだから、地権者の方は全く理解されてなかったんです。でもそれを、じゃあどうするんだというふうに議論したときに、やはり離農で手放したい方もおれば住環境の問題、農業の問題、いろいろ様々あって、やっぱり地元調整がある程度進まないという受け皿はできない、これはもう川村委員がおっしゃるとおりだと思います。

薑についてはそういう状態ですから、当然こういう工場誘致というのは遠いでしょう。でも新村につきましては、長年議会におりましてそういうことがちらちら出てたり、そういうことがあったわけで、地元の方についても最初の説明の中ではほぼ地元についての了解を得たということがあって、川村委員が聞かれてることと違うということでもありますけれども、これについては本当にどういう状況かというのはまだよくわからないけれども、理事者側が提案されてきたのはそういうことが整ったという形の提案であり、私なども県知事の発言とか、うちはシャープがありますからシャープの跡地の問題でも、県知事の発言とかを見ましても、これは財政を、収入源を得る上で、奈良県は非常に財政基盤が弱いですから、工場誘致いうことでいろんな地域でやってるわけですから。これについて私は、逆に葛城市は非常に財政的に圧迫する中で、どこで収入源を得るのか。シャープ自身も当初は法人住民税及び、それから償却資産、固定資産税についても5億円近い市財政への貢献があったけれども、今そういうのはありません。そういう中で、やはり積極的に工業団地があり、工業ゾーンがあるならば、そこは今進んでるところについては前向きに、私は進めるべきではないかと思っております。しかし、これは予算全体のことですから、私自身は予算全体が賛成できませんし、修正案が、これがさっきも言った積極財政が片一方残ってるわけですから、およそそういうことで賛成できかねるという気持ちでおります。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

増田委員。

**増田委員** ちょっとややこしいので、自分で整理します。原案に反対で、梨本委員……。

**岡本委員長** 違う。原案に反対で、両方の修正案、また後、別々に言うさかいに。2つの修正案、原案反対と2つの修正案に反対。

**増田委員** 全部反対の人だけ。さっき……。

**谷原委員** 僕は川村委員のだけ反対したんや。

増田委員 そやろ。そやから私も言うてるねん。

西川委員 全部言うからおかしいんや。

松林副委員長 原案に反対も入っとるさかいに。

西川委員 原案にも修正案にも反対や言うねやんか。

増田委員 この人、梨本修正案に賛成する立場で言うてはるから。

松林副委員長 原案に反対してはるさかいに、今言わはったんや。

谷原委員 いや、原案に反対いうふうなことが。

西川委員 原案に反対はわかるやん。

松林副委員長 その上で修正案にも反対という。

岡本委員長 もっぺん、ほな、谷原委員。もっぺん言いますか。

増田委員 じゃあ、私はどうしたらいいんですか。いつ討論するんですか。

岡本委員長 もうええやん。せえへんねやったら、次行ってくれたらええやん、次に。今、もうやめて。次してくれたらええやん。

増田委員 いつ言ったらいいんですか。

岡本委員長 川村委員のやつ言ったらええねや。

西川委員 せんど言うた言うてるやんか。ほんなら、谷原委員は両方に反対やということやで、修正案。

岡本委員長 ほんで、ちよっともっぺんやり直して言うてるねん。

もっぺん、ほなやり直してくれたらええ。

谷原委員 やり直しより、私、勘違いしておりました。原案に反対いうのは、川村優子委員の先にやるものだと思ったので、一番最初に、どういうのかな。予算修正額が大きい方が先にやりますということだったので、その反対であったと思います。

以上です。

岡本委員長 わかりました。

西川委員 どないしたらええねん。どない運ぶねん。

岡本委員長 それから今言うてる、原案反対も修正反対の方もおられたら、討論しはるけども。

西川委員 せやから、原案反対で、一方の修正案に反対やというのでええんかい。

岡本委員長 いや、それは違いまんがな。ほな、原案反対でんな。

ほな、ちよっと暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時00分

岡本委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、谷原委員の討論ありましたけども、これは取下げをさせていただきます。ご了承ください。

それでは次に、3番目の川村委員提出の修正案に賛成者の討論を行います。

増田委員。

増田委員 討論をさせていただきます。

新年度の一般会計予算につきましては、総括質疑でもお話ししましたように12億5,000万円の増ということで、167億7,800万円と、こういうふうになっております。全体としては、施政方針にもございましたように広く市民の皆さんに対応といたしますか、配慮した結果であるということで評価したいというふうには思います。ところが、葛城市の財政状況ということで先ほど少し触れましたけれども、平成30年度決算、直近の決算につきましては平成30年度決算でございますので、その中において市の財政では最も重要ということとされる指標であります経常収支比率、これが平成30年度で98.9%ということで、3.3%前年よりアップやと。それから、10年前から見ますと7.7%悪化していると、財政の硬直化が進んでおると、こういう、監査委員さんからも指摘をされておる。また市長の方から、令和2年度の予算編成に当たっての予算編成方針のところでも、同じことを各原課の課長の予算編成に当たっての注意点ということで、そういうことも十分頭に入れて当初予算組んでくれよということで、令和2年度の予算を組んでくれよということで望まれたということでございますけれども、結果的に令和2年度の予算編成についてはこの施政方針、それからこの数字、どちらから見ても当初予算編成方針で述べられてた、十分そういうことにも気をつけて、今後の財政のことも十分頭に入れて緊縮財政で節約をして、1円でも安くというふうな言葉も数字も、私には見当たらないと。ここを私は非常に懸念をするわけでございます。このままでいきますと経常収支比率100%、これも超えることも懸念をいたします。懸念ぐらいにしておきますけれども、懸念をいたします。

それから、予算の中においても特に、先ほど川村委員からご提案ございました市道新町・柳原線でございます。ここの改良工事でございますけれども、この周辺の土地、私も耳なれん言葉で、第1種農地ということであるということが非常にこの改良工事の問題点というふうに伺っております。都市計画マスタープランにおいては工業系ゾーンということで、平成18年ですか、位置づけられたということでございますけれども、今後企業誘致するために、今は必要のない予算ということは十分私も承知をしております。

以前に工業誘致の一般質問をさせていただいたときに、これは、以前というのは2018年の9月です。私の一般質問をさせていただいたときに、先にちょっとご照会、西川委員からもご照会ありましたけれども、阿古市長はこの第1種農地が含まれておるということを非常に懸念をされておりました。これをクリアしていくのには年数がかかりますので、今現在ご希望のところ、これは私、今議題になっております新村の工業系ゾーンの第1種農地の部分でございます。このご希望のところは今使えるところで、今使えるところというのは新町3ヘクタール、それから薑4ヘクタール、新村は8ヘクタールあるわけでございますけれども、その新町と薑のところ、環境を壊さないところで誘致を進め始めているところでございますと、こういうふうにご答弁をいただいております。要するに市長もその当時でございますので、今は状況変わっておるので、もう当時のことと違うよと言われるかもわかりませんが、私が聞いたのは2018年の9月でございますので、そのときには第1種農地というものに対する難しさ、なかなかすぐにはいかないよということでご答弁をいただいております。

それから、先ほども述べましたように第1種農地である以上、これ、転用は認められない

というのがきょうまでのいろんな皆さん方からのご回答でございました。それだけちょっと頭に入れて、次行きますけども、道路網の整備については私、再三いろんな場面で整備に当たっていろいろとお願いなり要望も、ご提案なりさせてもらいました。京奈和自動車道、それから高田バイパス、この辺の進捗に伴って市内の生活道路の環境が悪化しておるということは、各地域、それから市民の皆さん方からも改善を求められておるということを再三お願いをしております。たとえ実態調査からでも、そういう生活道路の渋滞であったり問題点をご検討してくださいという、道路に対するお願いもさせていただきました。ところが、全くの手つかずでございます。弁之庄・尺土線に関しては県に任してあるから、高田バイパスは国に任してあるから、生活道路は安全対策で終わりです。こういう回答しかもらってないんですよ、道路整備に関しては。私の質問の道路整備に関してはそこどまりだったのが、きょうまでの現状でございます。

企業誘致をして、工場を建てられる。ここまではいいんですよ。見込みの立っていないエリア、見込みの立ってるエリアじゃないんですよ、見込みの立ってないエリア。これについては先ほどありましたように、工事の予算を今、組むべきじゃないかと。めどが立ったらそこでいいんじゃないですかということ。それとこれ、第1種農地というのを私もちょっと、いろいろと調べさせていただきました。間違ったら、またご助言いただいたら結構かと思えますけれども、過去において非常にこの新村の土地は農業に適しているんだということで、土地改良事業等の、知りませんよ、私、どんな事業をやったか。補助金が恐らくついてるのかな。といいますのは、第1種農地という位置づけをされるという理由の1つに、こういう補助金の投入した優良な農地であるということ。これを前提に第1種農地という冠をつけて、補助金つけてんから、農業振興をするために補助金つけてんから、ちょっとさわらんといてねと、こういうふうな意味かなというふうには私は解釈いたしますけれども、いやいや、この補助金はもう50年前にもうやった事業で、もう既に期限が、そういう縛りの期限は切れてますよというふうなめどが立ってるのやったら、それも1つの目安として、判断材料としてなるのかなと思えますけれども、この第1種農地、要するに当時の補助金の投入に関する問題をどのようにクリアするのかと。これが私にはちょっと見えてこないですので、その辺のところが見えるようなご答弁をいただけたら、また判断材料とさせていただくことも可能でございますけれども。

阿古市長は市民第一ということで、この予算についても市民のための予算を組んでいただいたと。これも冒頭に評価をさせていただいたところでございますけれども、先ほど言いましたように市民の生活に支障を来している道路整備、これを置いといて、見通しのついてない工業系ゾーンの周辺の道路改良工事、これは現時点で見直すべきじゃないかなと、こういうことで私、この修正案に賛成、原案に反対をする立場で討論とさせていただきます。

**岡本委員長** ほかに川村委員の賛成討論はありませんか。

西井委員。

**西井委員** 川村委員提出の修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほども総括でも申し上げましたとおり、全体の中では基金やいろんな状況に見たら、ち



よっと慎重にやるべきものが多々あると。しかしながら、先行投資をせなあかんという、何かいちずな答弁で、現実にはその地域の中で農家の意見も聞いてるとか、集約もできてない、また農業委員会から県に、農業会議の方にも相談もされてないように聞いてると。そしたら8つ橋をつくって、本日の議題に出てくる9,000万円弱の予算を設計料とかそういうだけでお金使うて、ほんまにそのお金をほかすのがもったいないがために、だらだら工事してしまうと。そしたら、今年の基金から見たら、来年も基金使ってやっていかんなん。なので、今年だけ違くて、去年もその前もそのお金を投資した、きちっとしたバックの見通しは全然ない。今の状況で、それがそれだけ早くしなければならないかと。

先ほどもあれで申し上げましたけど、現状ではその50%か55%の補助金という予定で補助金もらえんねやったらしようという話がございますが、現実にはコロナ対策やいろんなあれで、地方、個人、ないしは企業、また市町村にも補助金を考えていかなければならない状況になってきたときにその事業をやって、別に補助金がなくなるものじゃないと。だから、わざわざ有利な補助金をもらえるときに基金も底をついて、事業をしたいけど手をつくねたという市町村の例もあるわけです、バブル崩壊して。そやから、そういうふうな予算はちゃんと、そういう有利なときに出てくるためにも残しておく時期やと私は思うわけでございます。

そういう意味で、少なくともこの予算の最低限は先行投資とされてる道路予算、道路に関する予算については反対させてもらいたいのと、原案自身でももうちょっと節約したり、またもうちょっと順番をきちっと考えるべき問題もあるということで、原案についても反対したいと思っております。先ほどからもう皆さんおっしゃってるとおり、原案、どの事業も市民は絶対にしてほしくないようなことはないと思います。しかしながら、財政を悪化させるんやったらもうちょっと辛抱したろうかという考え方も市民が持っておられると。その辺の中で、財政の健全との中のバランスをとった中の運用の予算かなと思ったら、その辺がちょっと考えにくいと私は思っておりますので、そのような方向でございます。

以上でございます。

**岡本委員長** ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、次の梨本委員提出の修正案の賛成者に対する賛成の討論を行いたいと思えます。

谷原委員。

**谷原委員** 先ほどはどうもすいませんでした。またお時間をいただくことになり、申しわけなく思っております。取消しとなりましたので、短い時間、端的に申し上げます。

梨本委員の修正案に賛成の立場で討論いたします。理由につきましては、質疑の中で申し上げましたとおりであります。私自身は現状としては昨年度と同等の予算、あるいはさらに、ちょっと増額予算になっておりますけれども、そうすべきではないと。この間それについては一般質問でも申し上げてきたとおりであります。したがって、4,000万円の減額修正に賛成いたします。原案については先ほど述べたとおり、これについてもやはり優先順位を決めて、持続可能な財政悪化を防ぎながらソフトランディングして、合併事業での様々な収入の

膨らみを抑えていく、そのためにはやはり優先順位をしっかりと考えて、後年度の負担も考えて予算を組むべきであろうと思いますが、残念ながらその点についてそういう部分が見れなかったということで、これについても反対いたします。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割して行います。

まず、川村委員から提出されました議第18号に対する修正案について採決をいたします。

川村委員提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**岡本委員長** 起立多数でありますので、よって議第18号に対する川村委員提出の修正案は可決すべきものと決定をいたします。

次に、梨本委員から提出された議第18号に対する修正案についてを採決いたします。

梨本委員提出修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

**岡本委員長** 起立少数であります。よって、議第18号に対する梨本委員提出の修正案は否決されました。

次に、ただいま川村委員提出の修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分について、賛成の諸君の起立を求めます。

**松林副委員長** 全部ですか。

**岩永事務局長** もう修正案はこれで決まったので、除いた部分、残りのその部分。

**岡本委員長** 修正案を除いて。

**岩永事務局長** 修正案だけの、今は決定をしたんです。

**西川委員** 修正案やけども、全体変えてあるやんか、もう。

**岩永事務局長** せやから、修正案を除く残りの部分の賛成か。これ、反対が多かったら成立しません。

**増田委員** それは、さっきはセットやったんと違うの。

**岩永事務局長** いえ、あくまでも修正案だけ。

**岡本委員長** 修正案さえ除いてくれたら原案賛成しますということを、今言うてるわけや。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時21分

再 開 午後3時25分

**岡本委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、ただいま川村委員提出の修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分についての賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

(発言する者あり)

**岡本委員長** それでは、起立多数ということでございます。よって、議第18号の修正議決した部分を除くその他の部分につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時40分

**岡本委員長** それでは休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。時間が押していますので、質問者、答弁者ともに本当に簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず最初に、1ページをお願いいたします。第1条では事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億8,000万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,592万9,000円、2目連合会負担金では661万9,000円、3目共同事業負担金では559万2,000円の計上でございます。次に、2項徴税費、1目賦課徴収費では247万1,000円の計上でございます。次のページの、11ページ中段です。3項運営協議会費、1目運営協議会費では29万2,000円の計上。

次に2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億5,000万円、2目退職被保険者等療養給付費では100万円、下のページ、12ページでございます。3目一般被保険者療養費では3,600万円、4目退職被保険者等療養費では50万円、5目審査支払手数料では830万2,000円の計上でございます。次に、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費では3億5,000万円を、2目退職被保険者等高額療養費では50万円の計上でございます。13ページをお願いします。3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円を、2目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上でございます。4項移送費では1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。次に、5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で2,100万円、2目支払手数料で1万1,000円の計上でございます。下14ページ、2つ目です。6項葬祭諸費でございます。1目葬祭費で180万円の計上でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金におきましては、9億2,812万2,000円の計上でございます。

次に、4款共同事業拠出金、1項1目共同事業拠出金では1万円を計上しております。

次に、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では3,772万5,000円の計上でございます。めくっていただき、15ページの下の方でございます。2項1目保健事業費として、

835万6,000円の計上でございます。

16ページです。6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では1万1,000円を計上しております。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では300万円、2目退職被保険者等保険税還付金では40万円、3目一般被保険者保険税還付加算金では20万円、4目退職被保険者等保険税還付加算金では10万円、5目償還金では1万円の計上でございます。

おめくりいただき、17ページ2つ目でございます。7款諸支出金、2項1目療養費等指定公費立替金として20万円の計上、8款予備費、1項1目予備費では100万円を計上させていただきます。

次に、歳入に移らせていただきます。6ページをお願いします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億3,100万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では118万円の計上でございます。

7ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして10万円の計上でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして、931万9,000円の計上でございます。

次に、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして、27億7,278万1,000円の計上でございます。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万1,000円の計上でございます。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億4,818万5,000円の計上でございます。次に、2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金で1万円を計上しております。

8ページです。7款繰越金、1項1目繰越金で1万円を計上しております。

次に、8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金では400万円、2目退職被保険者等延滞金では1万円の計上でございます。次に2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして、1,105万4,000円の計上でございます。次に、3項1目療養費等指定公費返還金では20万円の計上でございます。一番下、4項雑入では1目滞納処分費で1万円、2目一般被保険者第三者納付金では200万円、3項退職被保険者等第三者納付金で10万円、4目一般被保険者返納金として1万円、ページをおめくりいただきまして、5目退職被保険者等返納金として1万円、6目雑入といたしまして1万円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほど質問いたします。

1つ目は、全体で見た方がいいのかもわかりませんが、5ページの歳出、事項別明細を見れば詳しくはわかるんですけども、2款の保険給付費が、前年度比と比べて1,100万円ほど減額となっております。これは、保険給付費が下がるということは、つまり国保加入者の方の様々な保険給付が少なくなるということなので、ちょっと私、こういう予算立てが、これまでずっと右肩上がりで保険給付費が伸びてきたというふうな認識があるので、ちょっとここがどういうことの予算立てになってるかということについてお伺いします。

2つ目は8ページになります。歳入の、8款諸収入の中の延滞金加算金及び過料ということですけども、延滞金ということで今、未納の方で保険税を延滞されてる方については引き続き徴収努力されてると思うんですけども、その方たちに短期保険証、場合によっては資格証明書みたいなものを出してということになってるんだろうと思うんですが、その方の、資格証明書を出されてる方が昨年度おられたのかどうかだけ、ちょっとお伺いします。短期保険証じゃなくて資格証明書の方を、ちょっとどうなのかということ、切替え時期なので、ちょっとそのことをお聞きします。

それから3点目は、8款の諸収入のところ、特定健康診査等受託料、8款諸収入、1目特定健康診査等受託料の受託事業収入、2項の受託事業収入ですが、これが前年度と比べてちょっとふえているというのは、これについて説明をお願いします。

以上3点です。

岡本委員長 葛本補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本でございます。よろしくお願いをいたします。

まず1点目、お問合せの内容でございます。保険給付費が減少したというところでございます。予算書の方でいきますと12ページの方と13ページ、順番にごらんいただければと思うんですけども、まず一番大きな項目といたしまして、12ページの一番上の方で一般被保険者療養費の方を減額させていただいております。これまでもやや少なくなってきている推移、療養費に関してはあったんですけども、昨年度は一般診療といいまして、以前社会保険に加入したときに、社会保険を資格喪失した後に誤ってその社会保険の保険証を使って給付を受けられた方、その後国保の手続をしていただいたときに、前に誤って使った被用者保険での費用を国保の方に振り替えてる実績がございまして、こういうのが割とたくさんあって、昨年度も決算の方は4,400万円を超過してたと、補正予算をお願いしたというところでございましたが、経年的に、今お使いいただいている費用としましては月平均300万円を下回るぐらいの費用で推移しておりましたので、今年度に関しましては通常通りの300万円掛ける12カ月分というところで予算計上させていただいたところで、費用が下がっているものでございます。

そのほか審査支払手数料と、あと保険給付費、高額療養費の退職被保険者等高額療養費で減額させていただいている部分がございます。まず審査支払手数料に関しましては、基本的には通年と変わりがありませんけれども、この科目で国民健康保険特別会計予算全体の最終的な調整をさせていただいているために、毎年上がり下がりが多いとございまして、その差額と

なるものでございます。それと、次の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者制度そのものが廃止となって、ちょうど今年度で経過の中での対象者がなくなるところでございます。あと、月遅れの請求分等がございますので、その枠組みだけを残して減額をさせていただいたということで、制度的なものでございます。保険給付費の方の減額について、そういうことになります。

次に、お問合せいただきました部分でございます。

**岡本委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願いいたします。

2つ目に谷原委員の質問にありました、資格証明書の発行の件数ですけれども、令和元年度、特にありません。今、保険証の方は一応年度切替えて送付の方をしております。

3つ目の、特定健診の受託料の方の増額ということですが、国保特別会計で経理している保険事業のうち、後期高齢者医療制度対象者の健診事業に係る出費について、広域連合の方より収入するものになります。

以上です。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。給付費が下がってるというのは真水のところではなくて、要は社会保険関係で誤って払った人の分を、年度をちょっとまたがって返還してるのがこの間多かったということだと理解しました。実際のところがどうなのかというのはまた改めて教えていただきたいと思いますが、この点についてはそういう部分を除いて、実際に医療機関でかかっておられる方の給付費はどのような状況になってるかいうのを、ちょっとお聞かせ願えたら、お願いします。今、ちょっと資料がなかったら、また後でも結構です。

それから2つ目の質問いたしました資格証明書につきましては、ちょっと心配しておりましたのは葛城市、ずっと発行されておらないということで、非常によくやっていたかと思えます。今、新型コロナウイルス感染症の対策問題で資格証明書を発行しているところでは、要は医療機関にかかりにくいということで、そういう方がかからないために感染が広がるということがあって、国の方も、これについては短期保険証を発行しなさいという形で、野党も要求してそういう形の方に行ってるので、ちょっと念のために伺いました。

それから、3点目の方はよくわかりました。後期高齢者を対象とした健診ということで、今増えておられますので、その受託料が増えたということです。

最初の件でわかりましたらお願いします。

**岡本委員長** 葛本補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

保険給付費の方なんですけれども、すいません、先ほどちょっと説明が不足しておったかわかりませんが、減額になっておりましたのは、言いましたように退職者医療制度の廃止に伴う部分、それから一般被保険者の療養費という部分で、これは療養給付費を補完する部分でございます。一番大きなところでは一般被保険者保険給付費という部分で、こちら予算は23億5,000万円を、今年度の方も同じように要求させていただいているところでございます。

被保険者の方は少し減少していく方向にはありますけれども、1人当たり医療費に関しましては現在も上昇している傾向にありますので、医療費自体は増嵩しているという認識で考えております。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。療養諸費の1のところ、これは昨年どおりということで、わかりました。

増加傾向は続いているということでありました。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

**増田委員** 時間がちょっと詰まってるのにすみません。

ちょっと、私ずっと特別会計の方で聞いていこうかなと思ってんのは繰入金です。2億4,800万円やと、これ、私なりにこの一般会計予算、非常に厳しい状況やというところの中で、県下いろんな市町村と比較したときに、公債費が高いとか低いとかというふうなことを盛んに議論ありますけども、私から見たらこの繰出金の全体から占める、繰出金の割合というのは非常に葛城市、高いような、県下でも2番目ぐらい、12市のうちの11番目ぐらいの高い率で繰入金が出てるというのが、非常にこの全体の予算のウエートが高いというふうなことを感じてますので、この繰入金について、こんなん、もうどないもできまへんねんと、こういう算出根拠でこれだけの費用が繰入金として必要ですという、その辺のご説明をいただけたらありがたいですけど。

**岡本委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願ひいたします。

増田委員の一般会計からの繰入金でございますが、法定外の繰入れはございませんで、全て法定内の繰入れということで1つ、保険基盤安定繰入金というのが2点ございまして、1点目は保険税負担の緩和を図るために設けられております。所得の低い世帯への保険税の軽減措置に係る軽減分でございます。これは一定の所得基準を下回る世帯について、保険税の均等割と世帯割を7割、5割、2割軽減するもので、この軽減した額を繰り入れるためのものです。

2つ目に、職員給与費等繰入金というのがあります。事務の執行に要する経費でございます。国保特別会計の歳出予算で計上いたします総務費と共同事業拠出金のうち、補助金等の公費で負担されるものと、都市協議会等への負担金を除いたものが繰入れの対象となっております。

3つ目に、出産育児一時金の繰入れと、歳出予算で計上いたします保険給付費のうち、出産育児一時金に係る費用の3分の2が繰入れ対象となっております。

4つ目、最後ですが、財政安定化支援事業繰入金というのがありまして、国保財政の健全化を目的として、保険者の責に帰さない特別の事情に基づく要因として被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していること、病症数が特に多いこと、及び高齢者が特に多いことに着目して限定的に繰り出しが認められるもので、地方交付税による財源措置として、国の

方で算出された金額を繰り入れることとなります。この繰入金につきましては、全額が国民健康保険事業費納付金の財源となっております。

以上の内容です。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。法定内の繰入れやということで、そういう範囲内やということでございます。

こんなん、県下一律このぐらい、人口当たり同じぐらいやなというふうに推測はするんですけども、県下12市の人口1人当たりの繰入金の金額とかというのは出てますかね、データの。出てないですか。ほかと比較するような物差しはないですかね。ないですか。なかったらいいです。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですから、質疑を終結いたします。

ここで議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

この国保の予算につきましては、先日厚生文教常任委員会で条例改正案が出されました。つまり、国保税引上げを前提とした予算となっております。その際に私も引上げの反対について意見を述べさせていただきましたので、改めて、時間も押しておるところでありますから、あえて言うものではありませんけれども、とりわけ子どもの均等割の問題については、これは全国知事会等も意見書も出しているところであります。とりわけ6ページなんか見てみますと、私はもう子どもの均等割、とりわけこれ、後期高齢者支援分がこの子どもの均等割に入っておりまして、赤ちゃんが生まれて後期高齢者の方の医療の支援金を払うような均等割制度というのは、どうも私は納得がいきません。そういう意味で、本当に子育て世帯を支援するという観点からもこの均等割の問題、これからも取り上げてまいりたいと思います。反対意見については、詳しくは厚生文教常任委員会のところで述べましたので、この場では詳しく述べませんが、以上の理由で本予算案に反対いたします。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** 議第19号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は国民皆保険制度の最後のとりでとも言われ、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら国民健康保険の現状は、被保険者の高齢化



や被用者保険等と比較して所得水準が低いことなど、特有の構造的問題を抱えています。多くの市町村国保では高齢化や医療の高度化により医療費が増加しており、国民健康保険税収入の確保を含めて厳しい財政運営状況となっていたことから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度から県も市町村とともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うようになりました。県全体で国民健康保険制度を支えるため、奈良県は県下の保険料負担を公平になるよう、市町村が県へ納める国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村の保険給付に必要な費用は保険給付費等交付金として全額交付されるようになりました。

こうした中で、令和2年度の葛城市国民健康保険特別会計予算においては、令和6年度の奈良県下での保険料統一に向けて段階的な引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、国民健康保険事業費納付金は激変緩和措置を活用した保険料額が計上されております。また、保健事業におきましては生活習慣病を早期発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費の増加に歯止めをかけるよう、特定健康診査等事業において受診推奨や節目年齢対象者への無料クーポン券の交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実を図り、被保険者の健康保持増進に努めることとされています。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも奈良県と十分に協議し、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成の討論といたします。

**岡本委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**岡本委員長** 起立多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず1ページをお願いします。第1条では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,810万円と定めるところでございます。では、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

8 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、257万4,000円の計上でございます。2 項徴収費では、1 目徴収費で139万9,000円の計上でございます。

次に2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金で4億9,347万7,000円の計上でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金として50万円、おめぐりいただき、2 目還付加算金として10万円の計上、4 款予備費、1 項1 目予備費といたしまして、5万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6 ページをお願いします。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料では、1 目特別徴収保険料といたしまして2億3,821万1,000円を、2 目普通徴収保険料といたしまして1億4,341万5,000円の計上でございます。

次に、2 款使用料及び手数料として、1 項手数料では1 目証明手数料として1万円、2 目督促手数料として1万円の計上でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、1億1,579万4,000円の計上でございます。

4 款繰越金、1 項1 目繰越金として1万円を、5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料では、1 目延滞金として1万円、2 目過料として1万円の計上でございます。7 ページに移らせていただきまして、2 項償還金及び還付加算金では、1 目保険料還付金として50万円、2 目還付加算金として10万円の計上でございます。3 項預金利子、1 目預金利子として1万円の計上、最後の4 項雑入でございます、1 目弁償金として1万円、2 目雑入として1万円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** じゃあお聞きします。後期高齢の方で1つ、これ毎年お伺いしてるんですけども、歳入のところ、6 ページのところ、特別徴収保険料の部分と、それから2 目の普通徴収保険料、これについてお伺いしております。この区別と、これが前年度比、それぞれ伸びてるのはわかるんですけども、その中の滞納繰越分の普通徴収保険料というものがあります。これがどの程度の人数のことになってるのかということについて、お伺いいたします。この1 点だけお願いいたします。

**岡本委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

普通特別徴収については、口座振替等により保険料を納付されている方です。特別徴収については年金から徴収されている方になります。令和2年度の特別徴収の対象者は4,267人、普通徴収者の対象は933人です。滞納の方の、滞納繰越分の対象になっておられる方が323名いらっしゃいます。

以上です。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** もう人数で結構です。人数でいきます。1つはこれ、お聞きしたのは滞納繰越分の方の保険証のあり方なんです。これについてお聞きしたんですが、323名の方が滞納繰越されてるということで、この方の保険証の扱いがどうなってるのかということ、口座振替になっておられる方、普通徴収の方は基本的に所得の低い方が、特別徴収にならずに普通徴収ということになって、なかなか支払いが困難な方が多いんだろうと思います。その上で、滞納繰越者の中で保険証の扱いが、後期高齢者保険証の扱いがどうなってるか、ちょっとお聞きします。

**岡本委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。

短期証の対象となられる方の要件として、前年度に賦課した保険料のうち、納期限から6カ月を経過してもなお当該納期限に係る保険料を納付されていないことで、前年度に賦課した保険料の総額のうち2分の1以上を滞納している方、また前年、前々年度以前の保険料を滞納している方、文書もしくは訪問による納付相談、または納付指導に一向に応じようとしない方、また納付相談、または納付指導において取り決めをした納付誓約を履行しない方、こういう方々が短期証として発行させていただいております。

以上です。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。こういう方が引き続き、普通徴収の方、933名の中にこうした滞納者の方がおられるということ、わかりました。ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

葛城市後期高齢者医療保険特別会計ということでありますけれども、実際にはこれは広域の方でやっておられて、全てそちらで保険料等も決まるようなことになっており、葛城市議会で関与できるところはないわけでありますけれども、国の制度としてこうした後期高齢者制度が設けられました。高齢者が多く増える中で医療費を抑えるということで、こういう制度になったわけでありますけれども、以前は老人保健制度ということで無償だったわけですが、医療費が。そういう時代がございました。言ってみれば、高齢者の中にも大変経済的に困窮されてる方もたくさんおられます。その中で75歳になる、あるいはそれ以上、もう本当に高齢者の方でも年金では暮らせない、その中で一生懸命働いて収入を得てる方も大勢おられま

す。その中でこうした滞納等も出てくる方もおられまして、本当に保険料を払うのが精いっぱいになってしまって、医療費まで1割負担となっているわけですから、そうした医療にかかることすら厳しい方が出ておられます。

消費税が導入されて、社会保障のために充てるということでもありますけれども、こうした方々には消費税の重みもかかってまいります。社会保険全体にあって、こうした大変所得の低い方に対する減免措置、それなりに行われているわけですが、それでもなおかつこういう方が出ておられるということで、制度について、やはり高齢者に基本的には温かい医療制度をつくるべきだと思います。所得の高い方については2割負担にする、さらには、将来的には多くの方々の医療負担も2割にしていこうという動きがありますが、基本的に私は高齢者の方、しっかりと最後、医療に安心してかかる制度にすべきだと思っております。以上の理由で反対いたします。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

川村委員。

**川村委員** 私は議第25号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、超少子高齢社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するために、平成18年度に決定された医療制度改革の1つの柱であります。超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するために、平成20年度より開始されました。社会保障制度改革国民会議の報告書（平成25年8月）におきましては後期高齢者医療制度について、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当であるとされていることから、制度は定着していると考えられるが、必要な改善を行っていくことが適当であるとの方向性が示されております。

令和2年度予算は歳入歳出総額4億9,810万円となっており、前年度比4,050万円ほど増額になっております。これは被保険者増により、広域連合納付金の支出が増えたものであります。高齢化が進む今後において、財政運営のことを十分に勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であるものと考えております。

今後とも奈良県後期高齢者医療広域連合との情報交換など、緊密に連携を図りつつ、歯科検診の実施など保健事業の推進や、医療費適正化事業に積極的に取り組み、被保険者の方々のために様々な努力を重ねられることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

**岡本委員長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**岡本委員長** 起立多数であります。よって議第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第23号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議第23号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。まず1ページをお願いします。第1条では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,340万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページをお願いします。

1款霊苑事業費、1項1目霊苑事業費につきましては941万7,000円の計上でございます。主なものといたしまして、12節委託料で、緑化植栽等管理委託料が189万7,000円でございます。22節償還金利子及び割引料といたしまして、墓地の返還に伴う償還金として653万4,000円を計上させていただいております。

2款諸支出金では、1項基金費、1目霊苑整備基金費として1,378万3,000円、3款予備費、1項1目予備費として20万円の計上でございます。

前のページ、6ページをお願いします。歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料では888万2,000円の計上でございます。2項手数料、1目霊苑手数料では4,000円の計上、同じく3項使用料、1目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では23万円の計上、3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金では653万4,000円の計上、4款繰越金、1項1目繰越金では100万円の計上でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 歳入のところですか。6ページですけれども、歳入の1款使用料及び手数料、1項管理料の1目霊苑管理料が、昨年度と比べて大きく霊苑管理料が増収となっております。この理由についてお伺いします。前年度が、これ225万1,000円が本年度は888万2,000円と、600万円余り増額予算となっているので、ちょっとこのことについてお伺いします。

以上です。

**岡本委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

霊苑管理料でございますが、去年度に比べて増額の理由でございますが、令和2年度は霊苑の開始年度、昭和62年度の分も含む管理料になりますので、その分が増額の理由になります。

す。昭和62年度は500件ほどありますので、その分で増額になるということでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** わかったか。

**谷原委員** わかりません。意味がちょっとよくわからない。すいません、もう一回わかるように、ちょっと説明していただけますか。昭和62年の区分管理料、件数が500件あるので、なぜ上がるのかわかりません。

**岡本委員長** 西川補佐。

**西川環境課長補佐** 環境課の西川です。よろしくお願いたします。

霊苑の管理料につきましては、3年に1度の支払いということになっております。今年、3年に1回の中で、初年度昭和62年にオープンしたときに500件余りの申込みがありましたので、来年度は増額ということになっております。それから多い年があつて、来年再来年となったら少ない年ということになるので、3年に1度は、これだけの収入がなってくるということになります。

以上です。

**岡本委員長** わかったか。

**谷原委員** 要は、初年度はたくさん申込みがあつて、その方々が3年に1度管理料を払うので、だから年によって増減があると。だから昨年度と比べたら、3年ごとの加入者の回りが、この年は多いからということの理解でいいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

**岡本委員長** よろしいか。

ほかに質疑ありますか。

増田委員。

**増田委員** 霊苑整備基金繰入金、ちょっと増えとるんですけども、内容についてお聞かせください。

**岡本委員長** 庄田課長、わかるか。

庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

霊苑整備基金繰入金でございますが、これは墓地返還金に伴う償還金に関するものであります。令和2年度はA区画、2区画32万4,000円、B区画、17区画459万円、C区画、3区画162万円、計653万4,000円を見ております。

以上でございます。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** 返還が多いから、その返還に対する処理を基金に積み込んでると、そういう解釈でよろしいですか。そういう解釈ですか。わかりました。

ずっと、返還あるたびにこの基金に積み上げてると。基金の目的というか、最終的にどういう場合に基金運用されるのかというのは、何かあるんですか、目的というのは。というのは、これ先ほどもお聞きしたように、結構他会計繰入金という1つの財政支援をしておりますよね。今年度、650万円です。繰入金、一般会計から。それはそれとして、こっちでたまった分は貯金しといて、これだけ赤字出るからちょうだいと、余るねやったら自分ところで所帯

せえやと、こういうこともあるのかなど。いや、これは決まってるのでここにためるんですということですか。それでも、目的ははっきりしてるということなんですかね。返還に伴うお金は、全部ここに入れるんだという決まり事があるということでもいいんですか。もう一度、ちょっとお願いします。

**岡本委員長** 庄田課長。理解して、はっきり説明してや。

**庄田環境課長** 基金の中身でございますが、霊苑の整備等、工事とかに要する資金に充てるためのものでございます。それと、霊苑会計は一般会計からの繰入金はございません。基金等で運用しております。

以上でございます。

**岡本委員長** 増田委員。

**増田委員** 繰入金653万円というのは、これはどこからの繰入金ですか、そしたら。基金からの繰入金ということですか。わかりました。

**岡本委員長** よろしいか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって議第23号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは私の方から、ただいま上程になっております議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。当予算につきましては、平成30年度からの3カ年の計画である第7期介護保険事業計画の最終年度の事業計画に基づき予算化しておりますので、まずご報告させていただきます。

それではお手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。保

険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億9,620万円と定めるものでございます。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,800万円と定めるものでございます。

それではまず保険事業勘定から、事項別明細書の歳出により簡潔にご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。まず歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では478万1,000円を計上、2目連合会負担金では96万7,000円を計上、3目計画策定委員会費では502万8,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、2項徴収費、1目賦課徴収費では143万円を計上いたしております。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では937万1,000円を計上、2目認定調査等費では2,753万9,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では25億3,439万5,000円を計上、2目介護予防サービス等諸費では1億1,405万1,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、2項その他諸費、1目審査支払手数料では284万円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では7,482万2,000円を計上いたしております。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では1億3,590万6,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では8,800万7,000円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費では1,796万1,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費では2,970万9,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では316万2,000円を計上、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では397万3,000円を計上、3目任意事業費では、22ページまでわたりますが、合計4,063万8,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、23ページ、ちょっと飛んで申しわけないですが、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では2万円を計上いたしております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2目償還金では8万円を計上、3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上しております。

6款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

次に歳入についてご説明申し上げます。8ページにお戻りください。歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では7億46万7,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億9,144万9,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金では1億1,649万4,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,714万5,000円を計上、3目



地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,840万2,000円を計上、4目総合事業調整交付金では552万2,000円を計上、ページめくっていただきまして、5目保険者機能強化推進交付金では359万4,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では7億7,275万3,000円を計上、2目地域支援事業支援交付金では3,664万2,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億3,872万4,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,696万9,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では920万6,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では2万円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億5,775万1,000円を計上、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,695万9,000円を計上、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では919万6,000円を計上、4目その他一般会計繰入金では4,910万6,000円を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金では2,458万1,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では100万円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上、2目過料では2万円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金では10万円を計上、2目返納金では2万円を、3目雑入では2万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。27ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では150万8,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では2,638万2,000円を計上いたしております。

3款諸支出金、1項1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。26ページをお願いいたします。1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では1,921万4,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では877万6,000円を計上いたしております。

3款諸収入、1項1目雑入では1万円を計上いたしております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 幾つか質問させていただきます。

まず歳入の方ですけれども、8ページになります。1款保険料の1項介護保険料の1目第1号被保険者保険料の中で、これも現年度分特別徴収と普通徴収保険料と分かれております。それから滞納繰越分保険料とあります。この滞納繰越分の保険料とありますけど、これ何人の方、大体今、滞納されてるのか、ちょっとお伺いします。あわせてちょっとこれ、私の理解が不十分なのであれなんですけど、普通徴収というのは口座振替だと思うんですけども、今でもずっと普通徴収が介護保険の方でも行われ続けているのかどうか、ちょっとそれがよくわからないんです。要は年金担保をされた方が、年金を担保されたということがあった方については特別徴収を外れて普通徴収になるのかなと思っておりまして、年金担保は禁止するというふうなことをお聞きしてたので、普通徴収がこういう形で上がってるのが、これ私の理解が間違ってるかもわかりませんので、ちょっとお聞きいたします。

それから12ページの歳出の1款総務費、1項総務管理費の中の3目計画策定委員会費ということで、これにかかわって委託料のところにも第8期介護保険事業計画策定委託料ということで、今年度が第7期の最終年度ということで、先ほどご説明がございました。この計画を策定して、そこに第8期の基準保険料いうんですか、保険料についての提言がなされるものだと思います。3年前、私が議員になったときにも第7期のときの審査がありましたけれども、5,000円から5,960円やったかな。約2割ほど第7期は上がったんです、第6期から比べて。これについては基金で3年間ならして、1年目はたくさんとり過ぎるかもわからないけれども、計画的に給付が増えていくことを見込んでやりますと。それについて基金が余れば、次年度の、次の計画の中で算入しますということだったので、これが今どれぐらい基金があるのかどうか、これについてお伺いいたします。

それから3つ目ですけれども、13ページになります。1款総務費の3項介護認定審査会費の1目介護認定審査会費なんですけど、これが昨年度と比べて減額となっています。私としては認定数が増えていくのではないかと考えてますので、これ減額になってる理由がちょっと、どういうことかよくわかりませんので、以上3点お願いいたします。

**岡本委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いたします。

まず1つ目の滞納の方の人数ということですが、平成31年の2月の時点、ちょっと記録を持っていないんですけど、その当方で大体催告書というのを年度の末に送るという作業をしてるんですけど、ちょっと今年まだできてない、数字上がってないんですけど、その当方で大体230人程度の方にお送りしておりますので、大体それぐらいの人数の方が対象になってると思っております。

続きまして、普通徴収のお話かと思えます。それにつきましては、まず介護保険の方の特別徴収と普通徴収というのがございます。特別徴収につきましては、先ほど言っていたい

た年金からの天引きをさせていただいている徴収になっております。65歳になられてすぐに特別徴収ということで切り替わるわけではございませんで、大体特別徴収に切り替わるまでの期間として1年ぐらいいは、通知等の関係がありましてかかっておりますので、まずその方についてはどうしても普通徴収という形で発生してしまいます。それとは別に、年金が年間18万円以下の方につきましては、直接年金から天引きはせずに普通徴収で徴収させていただいてるところにありますので、まだどうしても普通徴収という徴収の仕方は存在しているところです。

平成30年度の決算終わりました、基金の方は現在9月の補正でお願いしまして、1億3,187万7,248円となっております。

最後に、基金は。

**谷原委員** 基金は今の時点で大体どのぐらい。今の数字です。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** 今、決算終わった後の。審査会の減額の理由につきましてはこちらの方の人件費の方が、配置される職員が、ちょっと配置変わっておりまして、前回の職員、去年度の予算でとりました職員と、今年度予算でとらせていただきます職員の年齢層といいますか、が変わりましたので、そこにつきまして負担金まで響いてきているところがございます。お願いいたします。

**谷原委員** 結構です。

**岡本委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私はちょっと、21ページの3項包括的支援事業・任意事業の部分で、節がその他事業1,756万6,000円、この部分なんですけれども、この中に、概要の中の70ページにはなると思うんですけれども、この中で毎年、平成29年度と平成30年と、認知症サポーター養成事業というのが11万円ほど計上しとるんですけれども、今回認知症サポーター養成事業という費目がないんですけれども、認知症サポーターの養成事業の模様、どの程度、どういうふうな形でやっておられるのかということと、そしてその認知症サポーターの、どの程度今おられるのかという、そういう部分と、そしてもう一つは22ページの認知症初期集中支援事業43万1,000円、ここ計上されておるんですけれども、認知症集中支援事業の内容、どのような内容か、活動内容です。そして委員会とあるんですけれども、委員会の構成メンバー等をちょっと教えていただきたいと思います。

**岡本委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** まず1つ目の認知症サポーターの養成講座ですけれども、こちらの方はその他事業の、先ほどの予算案の概要でいいますと、3その他事業の4番と5番のところに含んでおりまして、認知症サポーター養成講座というのは職員といいますか、地域包括の者とかがその場に出向きまして講座をするんですけれども、そのときの消耗品、冊子料と、オレンジリングといたしまして、こんなリングのお金を計上して行っておるものです。

それと次が、人数の方が令和元年度、今年度は68人の方に講習を受けていただいております。今までの全部で言いますと、すいません、全累計がちょっと出てないんですけど、令和元年度はきょう現在で68人の方に受けていただいております。平成30年度につきましては90名の方に受けていただいております。平成29年度につきましては48名の方に受けていただいております。大体年間でそれぐらいの、2回から3回は講習の方をご依頼いただいたりして、お伺いさせてもらってる状況です。

最後に認知症初期集中支援業務委託料につきましては、まず予算の方の内訳なんですけれども、メンバーといたしましては、今は御所にあります秋津鴻池病院の方に認知症の先生の方がいらっしゃいますので、そちらの病院の方に委託をする予定で行っております。メンバーといたしまして、ここではお医者様と精神保健福祉士の方に委託料としてお渡しするための予算を上げております。あとは委託料といたしまして、医師の方に依頼をしまして会議等を持つことは、なかなか時間の都合でできてない部分あるんですけども、それとは別に、もちろん私ども、ケースワークとして毎年毎年件数の方、まず平成30年度におきまして22件の、初期集中についての関係の専門職を交えたケースワークとかは適宜行ってっております。お願いします。

**岡本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 認知症サポーターというのは令和元年度68人程度ということで、ただ認知症施策として、認知症サポーターの方も結構講習を受けていただければ、そういうサポーターとして認定されるということなんですけれども、結構な人数になるかなと思うんですけども、そういう方たちが本当に活動できる場というのか、そういうような部分もまたしっかりと考えていただきたいなと思います。そしてまた認知症初期支援チームという、これは認知症を抱えているご家族の方がそういうご相談に来られて集中的に、多分半年間、6カ月間ぐらいかけてお世話をするという、そういう事業なんですかね。徹底的にその半年間お世話をするという、そういう事業ですか。依頼があって、初めてこういうメンバーというのは構成されるという、ご依頼があって、実際活動されるということなんですか。

**岡本委員長** 鬼頭補佐。

**鬼頭長寿福祉課長補佐** 長寿福祉課、鬼頭と申します。

認知症の初期集中ということですが、半年、目安としてはありますが、そういう期間にはこだわりませず、困難事例が起こってきたときとかにご相談ありましたら、保健師や医療職と、それから福祉職、ケアマネージャーさんと、例えば保健師とが一緒に訪問させていただいたり、受診する医療機関と連携をとらせていただいて、スムーズに受診ができるだとか、介護のサービスにつなげていくというような支援をさせていただいております。

**松林副委員長** 最後、言いつ放しなんですけども、もう既にこの認知症初期支援チームとして、実際活動というのか、そういう部分は稼働はしておることなんですかね。わかりました。また今後とも、どうかよろしく願い申し上げます。

**岡本委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

令和2年度葛城市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

介護保険制度の恩恵をこうむってる方は数多くいらっしゃいます。また長寿福祉課等で職員の方々、大変ご苦勞されていることもよく存じております。国の制度として発足して、大勢の方がこういう介護保険制度を利用して、家族の方は負担軽減も含めて大変助かってる制度だということはよくわかっておるわけでありますけれども、制度の中で取りこぼされてるという方々がおられます。それは何かと申しますと、介護保険料を滞納される方の問題なんです。滞納してすぐ払えたらいいんですけども、なかなか所得の低い方が払えないと。そうすると、国民健康保険とか後期高齢者医療保険制度、医療制度と違って介護保険制度の場合は10割負担というふうになります。すぐ10割負担ということになりますと、本当に介護が必要なときになかなか介護が受けられずに、大変家族の方が苦勞されるという例がありました。

こういう例についても長寿福祉課、あるいは社会福祉課の方でご相談申し上げて、市の職員の方には大変努力させていただいて、何とかそういう方を救おうということで尽力される、それで何とかなっていくという例も、私も体験いたしました。その点では大変感謝しているわけですが、この介護保険制度というのは確かに介護保険料、先ほどありましたように年金で天引きされる、その方は当然そのままいいんですけども、年金が年18万円以下というたら大変な収入でありまして、その方は普通徴収と。そうすると、なかなか生活も大変な中で払いきれない、滞納する、いざとなったときには介護保険が全く利用できないと。10割です。丸まま負担ということではできないわけですから、そういう制度上の問題があります。

これは国庫も同じですけども、社会保障というわけでありますから、これはサービスの、いうたら消費者とその受け手、供給者と消費者ということではなくて、社会保障という考え方からするならば、こうした大変低所得の方々の社会保障のあり方について、この介護保険料をそういう方々からもとる。場合によってはそれは10割負担になってしまうよということでは、とてもその恩恵にこうむれない、そういう方々がいらっしゃいますので、この点については政府の方も、それなりに消費税が上がれば当然そのとら辺の手当てを、低所得者の方々の介護保険料の軽減ということをされるわけですが、いずれにしても支払いが発生するということがあります。この問題については、国の制度の問題ということにもなるかと思いますが、引き続きこうしたとら辺の改善をして、本当の意味での社会保障制度となるようにこれからもやっていくべきだというふうに考えます。現状ではそういう制度にな

っておりませんので、反対ということでございます。

以上です。

**岡本委員長** ほかに討論ありませんか。

増田委員。

**増田委員** 議第20号、令和2年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この制度、感謝をするなら賛成せいと、こういうことを言いたい。それから、低所得者対策については、低所得者対策としての対策で講じていただくと。介護保険とは、これはこれということで理解をする必要があるのかなというふうに思います。葛城市の高齢化率、27%を超えているということでございます。全国平均とほぼ同じ水準で推移しておる。高齢者の方々を取り巻く環境、非常に厳しい状況でございます。こういう状況におきまして、令和2年度の予算につきましては、第7期介護保険事業計画3年目の最終年でございます。地域支援事業においては、これまで取り組んでこられました地域での自主的な介護予防活動への支援、介護予防教室など一般介護予防事業や、また認知ケア向上のための推進事業など、更なる充実を図る計画となっております。

また、介護予防・日常生活総合支援総合事業は幅広い展開と、お互い支え合い、助け合いのまちづくりを目指す生活支援体制整備事業の事業展開を充実していくということで、介護保険事業の持続性の確立を図ろうとする施策においては期待をするところでございます。令和2年度は第7期の事業計画を着実に執行していただき、更なる高齢者等を支える体制づくりの充実と強化をしていただくことをお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**岡本委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**岡本委員長** 起立多数であります。よって議第20号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第24号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それではただいま上程になっております議第24号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予

算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770万円と定めるものでございます。

それではお手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では984万円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では648万2,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では137万8,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では759万6,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では65万3,000円を計上いたしております。ともに広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では872万6,000円を計上、2目一般会計繰入金では72万5,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後5時09分

再 開 午後5時25分

**岡本委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第22号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についての議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

議第22号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきまして説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ33万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしまして1万円、率にいたしまして3%の増となっております。歳出の主な内容といたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で7万4,000円、一般会計繰出金で19万3,000円となっております。これらの財源につきましては、貸付金回収管理組合配分金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号、令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議第21号、令和2年度葛城市学校給食特別会計予算をごらんください。予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,670万円と定めるものでございます。第2条では一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページ目の歳出をお願いいたします。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では2,387万4,000円の計上でございます。人件費で2,211万6,000円、一般管理事業で175万8,000円でございます。



次に下のページ、2目学校給食管理費では3億5,282万6,000円の計上でございまして、学校給食センター運営事業で3億1,282万6,000円でございます。このうち、学校給食センター調理・配送等業務委託料1億247万6,000円につきまして、7月末に5年契約が終了することから、公募プロポーザルによって本年2月に業者を選定しております。次に、学校給食センター管理事業で4,000万円でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。6ページにお戻りください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では1億8,335万8,000円の計上でございます。

次に、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1億9,329万1,000円の計上でございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1万円の計上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。

僕、この概要の73ページ、これ給食負担金の経緯として書いていただいているんですけど、令和2年の4月1日から上がるということだと思っておりますけど、これ、上がる理由と、あと幼稚園の3歳児が1,000円上がるんですけども、これ、表見る限り、いつもほかの学年は200円とか100円とか、ちょっとずつ上がってきてるのに、なぜ今回だけこんな1,000円ぼんと上がるのか、この2つ、ちょっと教えていただきたいです。

**岡本委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** ただいまの杉本委員のご質問でございますが、この負担金については、上がることにつきましては、こちらの方につきましては減となる分につきまして、令和元年度予算と令和2年度の予算の人数の比較をしますと、幼稚園が……。

**岡本委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 私の方で説明させていただきます。

3歳児の給食費が上がるという件なんですけれども、これ前の厚生文教常任委員会でも説明させていただいたと思うんですが、3歳児、今年度から預かり保育を実施するとともに、給食の回数を増やさせていただきました。今までだったら月曜日だけお弁当持ってきてということで、ほとんど給食、3歳児の方は2学期の後半からの給食だったんですけれども、今年度考えてみますと、4月は給食はないんですが、5月ぐらいから給食の回数を徐々に増やしていくと。その回数につきまして給食費を試算したところ、3歳児の方が月額3,000円ということで、今までよりも額が上がっているというようなことでご理解いただいたら結構かと思うんですが。細かな回数、わかるか。

**岡本委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 3歳児の学校給食の回数の変更につきましては、令和元年度につき

ましては9月から始まりまして3月末までで70回、70日の提供であります。令和2年度では、先ほど教育長が申しましたように、6月から給食の方を提供を始めさせていただきまして、6月については週2回、7月については週3回、9月から3月につきましては4、5歳児と同じく週5回の提供とさせていただきます。合計の日数といたしましては135日の提供に変わります。よろしくお願いいたします。

**岡本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。今の教育長のお話やと、徐々に増やしていくけど、3,000円に上がるのは1日からということですかね。6月から増えていくのに、4月からもう3,000円、先、違うの。

**岡本委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 話の腰を折って済みません。

給食代としていただく分につきましては、給食が開始される6月からいただくことになりまして、この135回を年間でならしまして9カ月で割った金額が、1月当たり3,000円というふうな形でいただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

**岡本委員長** ほかにありませんか。

増田委員。

**増田委員** 歳入のところで、一般会計から1億9,300万円繰入れをされてると。それから原材料費については2億643万4,000円と。それから負担金、要するに給食費として徴収するのが1億8,300万円と。原則論、ちょっと私、思い起こしてるんですけども、原材料費分は給食費で賄うと、徴収すると、こういう基本的な考え方があったと思うんです。それに基づいた試算したらこれだけやけども、何かの理由をつけて下げますよというふうなシミュレーションとこのをさせていただくべきと違うかなと。非常にこの学校給食については、私、誇りやと思ってますし、非常にいろんなアドバイザーなり支援をいただいて、おいしい給食やと。

それから、5万人チャレンジの1つのグッズといいますか、材料として、給食がおいしいから葛城市に行きたいとかいうことも人口増加の1つの鍵、更に言うと、住みやすいまち34位の1つの理由に、この給食のことも入ってると思うんです。ただ、これだけの一般会計からの繰入金をするによって、給食のレベルアップができるんですよね。これ、1億円しか繰入財源としてなかったらもっと、ここまで立派な給食ができなかったというふうに思いますので、今いろいろとできる間、こうやって繰入れをできる間は、経常収支比率が100%を超えない範囲内ではこういうことも可能やけども、それを超えていくようになると、こういうところにもいろんな、やっぱり締めつけといいますか、絞っていかんなん、繰入金をちょっと減らしていかんなん、給食費を見直さんなんという時期が、私、来ると思うので。やっぱりこれだけフォローしてもらえるから、繰入れ、一般会計からしてもらえるから、もう給食費はこれでいいんだという認識は、徐々に緊張感を持って、父兄の方にも本来はこれだけやけども、負担を市がこれだけしてるんですよというふうな、基本的なところの理解はさせていただく必要があるのかなというふうに思うので、ちょっと教育長の見解、お願いします。

**岡本委員長** 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、増田委員のご指摘のとおり、学校給食法では材料の方は全て家庭持ちというようなことで話は進んでいます。でも葛城市の場合は、本来ならばもっとたくさんかかっているけれども、これで抑えてますよというようなことで、給食運営委員会の方でも給食費の仕組みについて、ここ1、2年ずっと理解をしていただいているというのが現状でございます。今後、今おっしゃっていただきましたように一般会計からの補助、これもこうしてしていただくのもありがたいですけれども、もっと今後、よりおいしいものを求めたらどうしてもこの原材料費がアップしてまいりますので、そういうふうなことも視野に入れながら、今後の給食費のあり方について市としても考えていきたいというふうなのが現状でございます。

以上でございます。

岡本委員長 よろしいか。

増田委員 結構でございます。

岡本委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口です。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第27号、令和2年度葛城市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。本市下水道事業は令和2年度から地方公営企業法を適用することに伴い、本予算より地方公営企業会計基準を適用して予算書を作成しております。

まず1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量でございます。1、水洗化人口3万4,255人。2、年間有収水量は362万5,000トン进行予定しております。3、1日平均有収水量は9,932トンでございます。主な建設改良事業といたしましては、管渠整備事業費等で

7,959万4,000円を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページ記載の第4条、資本的収入及び支出につきましては、予算明細書に基づきまして説明させていただきますので、25ページをお開きください。

収益的収入から説明させていただきます。1款下水道事業収益は12億8,487万8,000円でございます。その内訳といたしましては、1項営業収益では3億8,043万5,000円、うち1目下水道使用料で3億8,000万円、3目その他営業収益で43万5,000円でございます。次に2項営業外収益は9億444万3,000円で、内訳につきましては1目受取利息及び配当金で1,000円、2目他会計負担金で595万6,000円、3目他会計補助金で5億6,887万8,000円、4目補助金で国庫補助金・県補助金の合計額1,000万円、5目長期前受金戻入として3億1,960万8,000円でございます。

次に26ページに移りまして、収益的支出でございます。1款下水道事業費用は12億3,074万2,000円でございます。内訳といたしましては、1項営業費用で10億4,910万8,000円、うち1目管渠費では4,256万3,000円を計上しております。一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と下水道維持管理に要する経費でございます。人件費以外の主な経費といたしましては、13節光熱水費で270万円、17節委託料で2,207万9,000円、27ページに移りまして、38節工事請負費で500万円となっております。次に、2目業務費では17節委託料で1,120万8,000円を計上しております。下水道使用料の徴収業務に要する経費でございます。次に、4目総係費では3,477万8,000円を計上しております。一般職員3名、会計年度任用職員1名の人件費と一般管理に要する経費でございます。人件費以外の主な経費といたしましては、19節賃借料で120万円でございます。次に、5目減価償却費では有形・無形固定資産減価償却費として7億1,654万6,000円の計上となっております。次に、7目流域下水道維持管理負担金では2億4,401万3,000円を計上しております。

次に、29ページをお願いいたします。2項営業外費用につきましては1億7,139万6,000円の計上で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1億6,827万5,000円、3目消費税及び地方消費税で312万1,000円でございます。3項特別損失では4目過年度損益修正損、5目その他特別損失の合計で1,023万8,000円の計上となっております。

30ページに移りまして、資本的収入でございます。まず1款資本的収入合計は4億8,358万3,000円で、1項1目企業債で3億6,420万円、3項1目他会計補助金で1億1,538万3,000円。4項1目国庫補助金で400万円となっております。

31ページをお願いいたします。資本的支出でございます。資本的支出合計は9億3,465万7,000円で、内訳といたしまして、1項建設改良費で9,869万1,000円、うち1目下水道建設費では7,056万8,000円の計上でございます。一般職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。人件費以外の主な経費といたしましては、17節委託料で700万円、38節工事請負費で4,600万円となっております。2目流域下水道建設負担金では2,159万4,000円の計上でございます。32ページに移りまして、3目固定資産購入費では652万9,000円の計上でございます。続きまして、2項1目企業債償還金では8億3,596万6,000円の計上となっております。

おります。

2ページにお戻り願います。第4条、括弧書きの中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,107万4,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするとなっております。

第4条の2、特例的収入及び支出では、法適用移行前に発生した未収金及び未払金の額をそれぞれ7,300万円及び5,760万円と定めております。

第5条、企業債では起債の限度額を総額3億6,420万円と定めており、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記載のとおりとなっております。

3ページに移りまして、第6条、一時借入金では、一時借入金の限度額を7億円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、1、職員給与費5,329万3,000円と定めております。

第9条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額を6億8,426万1,000円と定めております。

第10条では、利益剰余金の処分では当年度利益剰余金の一部を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして、4,707万8,000円を処分すると定めております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度葛城市下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 下水道事業会計予算については、来年度から地方公営企業会計法にのっとって財務諸表につけられたものとなっていると思います。私、ちょっと先ほどの説明で2ページのところ、いわゆる資本的収入と資本的支出にかかわる第4条のところでありませけれども、下水道事業につきましては本当に資本投下が多いから、企業債使って下水道事業を整備するために、大変なお金をこれまで投資してこられたと思いますが、資本的収入と資本的支出、これは明らかに支出の方が多いと。しかも見ていただいたらわかりますが、資本的支出のほとんどは企業債の償還金であります。8億3,500万円余りですけれども、それに対して資本的収入については企業債と他会計補助金となっております。他会計補助金というのは市財政、一般会計からの補助金だろうと思いますが、収入が企業債やから、借金借りて借金返してるような、そういうふうには受け取れるんですよね。

それに対して、第4条で今年度この不足分の4億5,000万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額とか当年度損益勘定留保資金とか、これで充てるとあるんですが、これは今後の見通し、来年度スタート時点だからこういうふうな形になるのか、それとも企業債というのはずっとこれ、多分資本的支出の中で償還金というのはずっと続くものだ

ろうと思うので、これがずっと欠損という状態になるとどういう形で埋めていくのかということが、この案だけではよくわからないんです。だから、それについてまずお伺いします。

それから、これは難しいのかもわかりませんが、7ページの予定キャッシュ・フロー計算書のところなんですけれども、このキャッシュ・フローの中で当期純利益4,900万円とあって、減価償却費が大変大きいですよ。7億1,600万円、下水道事業については本当、装置産業のようなもので、とにかく資本投下が大きいわけです。したがって減価償却費がこのように計上されておりますけれども、実際減価償却費というのは現金としては計算上のものですから、本当の意味でのキャッシュ・フローとしての現金ということはないので、実際このような形でいくというのはちょっとよくわからないので。減価償却費とか、あとはその下にあります長期前受金戻入額、これは補助金を逆に割り戻したものだと思っておりますけれども、こういうのを精算した時点で、どれぐらいのキャッシュ・フローがあるかというのはやっぱりつかんでおくべきではないかなと思うんですけれども。キャッシュ・フローの考え方ですけど、それについてまた機会がありましたら、ちょっと教えてください。今の時点ではそういうのはないということで、これで出しますということだったら結構です。

それからもう一つ、減価償却費についての償却にかかわる部分があったと思うんですが、来年度から償却を始めるということで、これまでの償却費はなしで、来年度から減価償却費が計上されるという計算になるんでしょうか。ちょっと言いたいことは、言ってみればこれまで投下している様々な、管を入れたり何やかんやしてて、そのための減価償却資産がございましてね。それは更新年数というのが、法定更新年数で定められてますよね。だから、もう既にかなり減価償却として終わった部分があった上で、来年度一から入れられてるのか、それとも過去の分も含めて計算に入ってるのか、ちょっとよくわからないんです。どういう計算、これはちょっと、今の時点で答えが難しかったらそれで構わないんですけれども。ちょっとその3点ほどお聞きいたします。

**岡本委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。よろしく申し上げます。谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、2ページの第4条に定めております資本的収入及び支出の件でございますが、通常、企業会計におきましては4条予算、資本的収入及び支出予算につきましては、赤字になるのが一般的でございます。企業債償還金の額が多額なことと、その分に見合う収入がないというところで、資本的収支予算につきましては赤字になるということが多いわけですし、これはスタート時点だからということではなく、当面といいますか、多分恐らく永劫続いていくことになろうかと思っております。ただ、企業債償還金につきましては8億3,596万6,000円ございますが、令和2年度をピークとして今後減少してまいりますので、その赤字幅といたしましては縮小してまいります。

次に、7ページのキャッシュ・フロー計算書の考え方ということでございます。キャッシュ・フロー計算書とは企業内の資金の動きをあらわす財務諸表です。公営企業会計では発生主義を採用することから、収入支出と実際の現金の動きが必ずしも一致しません。また、長

期前受金戻入や減価償却費などの非資金科目も存在し、損益計算書や貸借対照表だけでは現実にどれだけの資金が企業内に留保されているのかわかりにくく、従来の資金計画書にかわって、新会計基準ではキャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられました。キャッシュ・フロー計算書は、資金の動きを業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示します。キャッシュ・フロー計算書の作成方法には直接法によるものと間接法によるものがありますが、本市の下水道事業では民間企業の多くが採用している間接法により作成しております。

続きまして3点目、減価償却の件についてでございますが、まず17ページの令和2年4月1日時点におけます予定開始貸借対照表をごらんください。資産の部におきまして、1款固定資産の合計額216億149万8,000円となっておりますが、これはこれまでの減価償却累計額相当額を差し引いた残額をもって当初の企業をスタートするということで、ここには減価償却累計額相当額が既に控除された形の金額が入っております。ちなみに、それを控除しないであらわそうといたしますと、今までの取得した固定資産が合計344億9,000万円程度になります。それと、今まで減価償却をしていたらどれぐらいになろうかというその累計額におきましては、128億8,900万円程度になりまして、その差額の216億円を予定貸借対照表とあらわしているものでございます。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

ちょっともう一つ、最初の1番目の質問、よく理解できなかつたんですけども、言ってみれば資金的支出の方が資金的収入を上回っているんで、それを埋めるために補てんをするということで、第4条書いてあるんですけども、これはずっとそれがあふ限り補てんし続けるということなんですけれども、補てんの財源は大丈夫なのかということをお聞きしたんです。だから、この第4条のところのそれぞれの補てん、それぞれの勘定があるんだろうと思うんですけども、それが大丈夫なのかということをお伺いしたいと思います。ほかのところでは、説明はよくわかりました。ただ、7ページのキャッシュ・フロー計算書のところでは、減価償却費と長期前受金戻入を入れるというのは、これ言うたら架空の数字になりますので、実際には差額を引いた4,900万円程度が実際の現金になるのかなと思いますので、これを入れることによって、業務活動によるキャッシュ・フローが大変大きく膨らむわけですよ、4億4,900万円というふうな。でも実際の現金の動きをつかむのに、この減価償却費と長期前受金戻入額を入れるのは、ちょっとどうかなと思いますので、こういうものかどうかということであれば、もうそれで結構です。

それから、減価償却の方はわかりました。これまでの全部を控除した上で、そこから始まっていくということで、令和2年4月1日の分と予定、20ページの令和3年3月31日の分の、ここではもう減価償却、大体こんなものだということが出てますので、おおよわかりました。ありがとうございます。

**岡本委員長** 答弁よろしいか。

井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。

補てん、まず2ページの資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源につきましてでございます。まず、当年度計上しております3つの補てん財源がございますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額におきましては毎年度発生しますので、この分についても相当投資の差がない限りは、この程度の調整額が出てまいります。また、当年度損益勘定留保資金と申しますのが、これは減価償却費の収益的収支における減価償却費を計上しておりますが、これは現金支出の必要のないものでございまして、その減価償却費から長期前受金戻入額を引いた額が3億9,600万円余りとなりまして、これも今年度以降ずっと永久に、この財源につきましては保たれていきます。ただ、当年度利益剰余金処分額につきましては、今後の様々な影響によりまして増減する可能性は出てまいります。

また、次のキャッシュ・フロー計算書、7ページでございます。まず業務活動によるキャッシュ・フロー計算書の1行目に出てまいります当年度純利益といいますものにつきましては、当然この中に減価償却費なり長期前受金戻入額なりが入った上での金額を当年度純利益とされておりますので、実際の資金の動きをそこから増減する形であらわしております。これがいわゆる間接法によるキャッシュ・フロー計算書というものでございまして、確かに業務活動によるキャッシュ・フローでは4億5,000万円弱のキャッシュが発生しておりますが、1ページめくっていただきまして8ページ、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、それぞれのプラスマイナスいたしました金額が、最終行に記載させていただいてます691万8,000円、これが年度末に残存するキャッシュということになります。

以上でございます。

**岡本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。よくわかりました。勉強になりました。確かに当年度純利益を見ておけば、大体ここはわかるということで、最終的には減価償却費とか長期前受金戻入金については、投資活動によるキャッシュ・フローとか財務活動によるキャッシュ・フロー、トータルの中で最終の利益として、最後の行が出るということで。ありがとうございます。よくわかりました、ありがとうございます。

**岡本委員長** ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 企業会計になったということで、ちょっと緊張感といいますか、収支については意識をしていく必要があるのかなと思いますので、少し質問させていただきます。

補助金という形で一般会計から6億8,000万円ですか、出ているということで、それをもって690万円の黒字決算をしたと、簡単に言うとそういうことやと思うんですけど。先ほど減価償却の数字がありました。私、ちょっとよそとの比較、わからへんで、この減価償却がいかげなものか。7億円という、部長に言うて、この管の延長どれだけあるねんと。減価償却のもとになる267キロメートル、葛城市で。これ人口1人当たり直したら、7.15メー



トルです、割り算したらね。おもしろいと言ったら何ですけども、これ奈良県12市のうちで7.15メートルというのは断トツの1位というか、長い。要するに、人口1人当たりを持って下水管の長さというのが一番多いですよということです。要するに、減価償却からいうと非常に重い荷物を、財産をずっと管理しているというイメージかなと私は思います。葛城市よりちょっと少ないのが、11番目が5.98メートル、天理市です。一番短いのは高田市で2.17メートル。人口1人当たりで、それだけの差があるんですわ。管を持ってる、人口1人当たりの負担額ですよ。

そやから私、恐らくこの7億1,600万円の減価償却というのは、過去に非常に細かく下水管を入れといていただいたという財産かなというふうに思いますけれども。その細かく入れていただいておいた財産を、今後どんどん人口が増えて有効に使っていただくというのは非常に、私は今後の負担としてはほかの市よりも、隣の2.16メートルの市よりもずっとずっと安定的に、大きな投資の要らんいい財産を持ってるかなというふうに思うんですけども。ここでこれ、今利用されているのが90何%ということで、非常に高い利用率なんですけども、これ、企業会計になったよって、これだけおまえ、補助金出して賄わんなんやつ、受益者が負担やっぱりせえよとなると、ちょっと待ってと。将来のために余分に持ってる管は、これはもう今後のための市民共有の財産やから、受益者負担のところに入らんやろうと。その辺のところをちゃんと多くの皆さんに理解してもらおうとかなと、これ、料金上げなあかんぞとなったときに、補助金、これ多過ぎるぞと、もっと上げたらいいのと違うかというときの理論武装としては、その辺の将来のための管をたくさん持っていていただくということで、この妥当な補助金であると、6億円、7億円の投資が当然ですよと、将来のための管理費やというふうに私は思うので、間違うてたら教えてください。

それから2点目が、この料金、今の下水の本市の料金というものが、私、さっき人口1人当たりのメートルはこれだけやと言うたけども、どんなものなんですかね。ちょっとほかの市の料金わからへんので、ちょっとわかったら教えていただきたい。

それから、先ほどの268キロの本市の下水の量が、私が言うてることが間違うてるんやったら、また間違うてると説明していただいたら結構ですけども。ちょっとその2点だけお願いします。

**岡本委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。増田委員から大変難しいご質問をいただいております。

まず、確かにちょっと私も12市調査いたしまして、1人当たり何キロという計算の裏返しで、1キロ当たりの人口というのを算出いたしました。確かに、その中では葛城市が12市中第9位、ということは後ろから数えて4番目ということになっております。その理由というのをちょっと考えましたけども、当市の普及率というのが12市中、奈良県では1位で99%に近づいております。それとまた市街地において、特に旧村においては間口の広い、結構立派な建物が多いこともあるのかなとか、それと高層マンションが少ないので、メートル当たりの人口が少ないであろうと。そして何よりも普及率が高いということで、区域外人口という

のが12市を比べても断トツに少ないということになっておりまして、当然普及率が高いというところで、全ての管網が住宅の点在する地域まで広がっているということだと思います。

それと、12市の中では行政区域内人口自体が少ないことも原因かなとは推測しております。この多額の資産を抱えておりますがゆえに、減価償却費も相当な額になっております。これを、受益者負担に入るか入らないかという議論につきましては、確かに減価償却費といいますが、それは原価を算定するもととなりますので、減価償却費が高ければその分原価は高くなるというところで、全額を受益者に求めようとする、相当な額の値上げをしなければならないという原因の1つにもなってしまうかと存じます。

以上でございます。

**増田委員** 井邑課長と私のはじき方が違うんですけども、要するに私、何が言いたいかというと、非常に今後の下水道事業を進めるに当たっては、あとはもう接続して利用してもらっただけやと。ちゃんとそういう装備は早い時期から細かく整備されてるという特色があるよねということを確認したかった。そのための装置の投資は、もう既に多くの投資をやってるので、ほかの市から比べるとその都度その都度穴掘って、もう家が狭うて、コンボが入らんようなところもやっぱりあるんですよ、市街化の中では。そういうところはなかなか下水道も通っていないという、非常に苦勞されてる、香芝市なんかでも非常に70%ぐらいの普及しかないとか、非常にそういう意味では将来にわたって恵まれた、私、下水道投資で、きょうまであったかなというふうに思いますけれども。そういう重荷が、今後市民にとってのいい道具になるということ、企業会計になったからちょっとシビアにならんと、その辺のいい装置であるという考え方で、下水道事業をこれからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

**岡本委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 失礼いたしました。下水道課、井邑でございます。

まず、今の件でございます。確かに99%の普及率というところは、今後の管網に対する整備に対する資金がそう多くは必要でない一方、他団体におきまして70%程度のところは、あと30%の資金需要が必要であり、その分の減価償却費も相当額上がってきょうかと思っております。ですので、その面から申しますと、葛城市におきましては減価償却費が今は天に達しているであろうとは推測されます。

それと、先ほど2点目の料金につきまして答弁漏れがございました。失礼いたしました。

まず下水道使用料につきましては、県内12市の中では一番安い金額となっております、本市で1カ月20立方メートルお使いのところで、消費税込みで1,760円となります。一方、一番高いところでは、ちょっと今資料がないんですけども、2,600円程度の市があるかと記憶しております。

以上でございます。

**増田委員** ありがとうございます。非常に安いということですけども、これは先人が既に細かく投資をして、こういう装備をつくっていただいたということやと私は理解をしております。ただ単にこの2,600円と1,700円と、本市もちょっと安過ぎるから上げんなんとかというふうな簡単なものやないと、これはもう既にそういうことをやったからこうやと。それから、先ほどの普

及率の99%は、どこへ行ってもすぐにつながられるような状況やから99%やと。70%のところは、つなぎどうでも前に管がないから70%と、こういう理由らしいです。網の目のように配管あねんけども、つないでないから、70%はあったらあかねんけど、ほかの市はつなぎどうでもその資金力がなかったら、家の前に管掘ってくれはらへんから、つなぎたいねんけども下水通ってないねんということで、非常に普及のしてないところは今後大変な負担に、私は下水道事業、なると思うので、企業会計になりましても安定した経営に励んでいただきますようお願いをしておきます。

**岡本委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後になりますが、議第26号、令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第26号、葛城市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず1ページ目をお願いいたします。第2条の業務の予定量でございます。1、給水戸数につきましては1万4,818戸、2、年間配水量につきましては457万3,000トン、そのうち県営水道からの受水量は100万トンとなっております。3、年間給水量は436万7,000トンを見込んでおります。次に、4、1日平均給水量は1万1,964トンでございます。5、主な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定していただいております。

次に第3条、収益的収入及び支出と、次のページ記載の第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入支出の見積基礎に基づいて説明させていただきますので、31ページをお願いいたします。水道事業会計につきましては、収入からご説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では、7億9,877万4,000円でございます。その内

訳といたしましては、1項営業収益では6億7,486万9,000円。うち1目給水収益では6億1,570万円の水道使用料収益でございます。説明欄の供給単価につきましては、140円99銭でございます。2目の受託工事収益では700万円で、受託工事あるいは消火栓新設工事等の収益でございます。3目その他営業収益では5,216万9,000円で、給水分担金、下水道料金の徴収に伴います事務手数料などでございます。

次に、1款2項営業外収益で1億2,390万5,000円、内訳につきましては、1目の預金の受取利息及び配当金で164万5,000円、3目長期前受金戻入として1億1,950万円。4目雑収益といたしまして276万円でございます。

次に、32ページに移りまして収益的支出でございます。1款水道事業費用といたしまして6億9,056万6,000円で、説明欄の給水原価につきましては127円57銭となっております。内訳といたしましては、1款1項営業費用で6億7,338万3,000円。うち1目の原水及び浄水費では2億9,228万4,000円でございます。ここでは職員2名分、会計年度任用職員1名の人件費と、浄水場関係の経費について計上しております。33ページをお願いいたします。人件費以外の主な経費としましては、18節委託料で4,666万9,000円。水質検査及び浄水設備の管理保守点検などの委託料でございます。20節賃借料は653万1,000円。25節動力費は3,660万円で、浄水場及び原水取水ポンプの電気代でございます。26節薬品費は1,366万1,000円。31節負担金は617万4,000円となっております。34節受水費では1億6,128万円で、県水及び原水取水費等でございます。

次に、2目配水及び給水費では4,185万8,000円で、職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、配水管給水管維持に係る経費を計上しております。主なものといたしましては、34ページに移りまして、18節委託料で816万9,000円。21節修繕費では1,400万円で、給配水管の修繕費でございます。次に、3目受託工事費では1,287万1,000円で、職員1名分の人件費と受託工事関係の経費となっております。人件費以外で主な経費としましては、35ページに移りまして、35節の工事請負費で690万円を計上しております。次に、4目総係費でございますが、8,430万3,000円で、職員4名と会計年度任用職員2名の人件費と、総係関係の経費を計上しております。36ページをお願いいたします。人件費以外の主なものといたしましては、14節光熱水費で729万8,000円、18節委託料2,958万4,000円は電算システムの保守、検針、開閉栓業務などでございます。続きまして37ページ、5目減価償却費2億3,490万円は、説明欄に記載のとおり有形固定資産の減価償却費でございます。6目資産減耗費609万円は、有形固定資産の廃棄損及びたな卸資産の変質等除却費でございます。7目その他営業費用は107万7,000円で、給水工事材料の販売原価でございます。続きまして、2項営業外費用につきましては1,718万3,000円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で742万8,000円。3目消費税及び地方消費税につきましては、945万5,000円でございます。

次に、38ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず、1款資本的収入は8,236万6,000円で、3項補助金、1目1節国庫補助金で2,236万6,000円、4項1目の負担金その他諸収入、1節工事負担金で1,000万円。6項投資返還金、1目長期貸付金返還金、1節一般貸付金返還金で5,000万円でございます。

39ページに移りまして、資本的支出では1款資本的支出で3億8,585万8,000円でございます。内訳といたしまして、1項建設改良費で3億2,739万7,000円。うち1目浄水設備費では8,606万3,000円で、各浄水施設の設備改良工事などがございます。2目配水設備費は2億2,810万円で、配水管の布設替等及び舗装本復旧に伴う工事請負費、あるいは設計委託料でございます。4目固定資産購入費は1,323万4,000円でございます。続きまして、2項1目企業債償還金は5,846万1,000円でございます。

最後に、2ページにお戻り願います。第4条の括弧書き、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、3億349万2,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、1、職員給与費7,332万5,000円と定めております。

3ページに移りまして、第6条では、たな卸資産の購入限度額は667万1,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度葛城市水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**岡本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。

2ページのところなんですけれども、先ほどの下水道会計等を見たら非常によくわかると思うんですが、収入支出のところ、支出のところでも企業債償還金なんかは、もう本当に少ないものであります。そこでお聞きしたいんですけれども、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、これは損益勘定留保資金等で補てんするということでありますけれども、この損益勘定留保資金ということが今、幾ら積み上がってるかということ。それについてお伺いしたいんです。

あわせて、私いつも疑問に思うんですけれども、本当に企業債の償還金はごくわずかなんですよ。これ、一遍に償還するわけにいかないのか、単純にそういうことはできないのかなといつも思うので、これは単純な疑問なんです、お願いいたします。

それから、非常に葛城市の水道事業につきましては、従来から先人たちがすぐれた水道事業の結果、県下で最も安い水道料金になっているわけでありまして、それにかかわってのことになるかと思えます。ちょっとお伺いします。

33ページになります。33ページの、これは収益的支出の1款水道事業費の中の、1営業費用の1目原水及び浄水費ということの中の、34節受水費、33ページですが、県水受水費と原水取水費、これは原水というのは自己水源からの取水費だろうと思えますけれども、一体県水の受水費、この費用になってますけど、何トン受水予定なのか。原水取水費が幾ら、何トン取水予定なのか、これを出せば原価が出てまいらると思えますので、まずそのことについて伺います。

これは、次は確認なんですけれども、こうやって原水をいろいろと浄水をして、県水の場合はそのままでしょうけれども、32ページのところに、これ説明書きのところになるんですが、一番右上に給水原価ということで、経常費用そのほか様々な経費を入れて、あるいは有収水量等を加味して、立方メートル当たり給水原価が127円57銭となっております。31ページに戻りますと、今度はこれも説明の一番右上のところでありますけれども、予定給水戸数と予定年間給水量があって、供給単価、これも立方メートルで割ってありますから、1立方メートル140円99銭となっております。単純にお伺い、私はこう考えてるんですが、いわゆる原価、葛城市が水道原価として得ているのが32ページのこの給水原価で、そして各ご家庭に配るのがこの供給単価と考えていいのかどうかということです。この差額が、いけば利益として上がってくると。それに予定年間給水量を掛ければ利益が大体計算できるものなのかなと、私はちょっと単純にそういうふうに捉えたんですけど、そういう理解でいいのかどうかについてお伺いいたします。

**岡本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。どうぞよろしくお願いたします。

まず1点目の内部留保資金につきましては、平成30年度資金残額ということで、平成30年度におきまして17億4,234万6,878円となっております。

続きまして、企業債の償還金につきましてはですけども、先ほど来年度5,800万円いうことでさせていただいてます。これの繰上償還につきましては平成19年、平成20年におきまして、水道事業におきまして5%以上に限りましては繰上償還できるということで、一括で平成19年度、平成20年度にさせていただきます。

なお、今のところ5%以上で、その後の年度につきましてはまだ厚生労働省からそういう通達が来ておりませんので、今のところ毎年償還をしております。この償還につきましては、このまま起債を借りない場合につきましては令和14年度で完済する予定になっております。

県水受水費につきましては、来年度の予算、県水申込みが100万トンで、それから令和元年度につきまして、補正予算で10万トンで110万トンの受水ということで補正予算を通していただきましたけども、来年度につきましては県水100万トンと予備費5万トンの105万トンを予定しております。

原水の取水費につきましては、年間の配水量が例年どおり450万トンですので、県水の100万トン受水いう形で、450万トンから100万トン引いた約350万トンの原水の取水を一応、予定をしております。

あと、供給単価と給水原価、この差額ですけども、令和2年度につきましては先ほど委員がおっしゃられたように、水道会計上1立方メートル当たり13円42銭の利益が出てるということにはなってますねんけども、これにつきましてはその表のように長期前受金の戻入額が控えているということもありまして、毎年の全体の現金につきましては、毎年約4,000万円、5,000万円、最近では3年間で約1億5,000万円ほど減っているのが現状です。これに伴いまして、営業活動による営業利益も毎年減少しておりますので、これにつきましても今後見直しまして、費用の削減に努めていきたいと思っております。

先ほどの内部留保資金ですけれども、17億円と言ってますけれども、葛城市の土地開発公社に今のところ2億8,000万円ほど貸付けしておりますので、それを合算しますと約20億円という形になっております。

以上でございます。

**谷原委員** ありがとうございます。今年度末には水道事業の県域水道一体化のことがありますので、今のことをお伺いしまして、また勉強していきたいと思っております。利益につきましては、おっしゃるとおりこれは損益についての計算書を見て、確かに長期前受金戻入とかその他のものがありますから、単純にはいかないとは思いますが、1立方メートル当たり13円何がしかの利益を得ながら、こうした事業を進めておられる。その中で、本当に企業債も償還してやっておられること、本当によく努力されてると感謝いたします。

以上です。

**岡本委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**岡本委員長** ご異議なしと認めます。よって議第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員の発言がありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

**岡本委員長** ないようですから、委員外議員からの発言を終結いたします。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

それでは、委員の皆さん方には4日間にわたりまして、夜遅くまでご審議を賜りまして本当にありがとうございます。私も未熟でございまして、皆さん方、大変ご迷惑をかけたと思っておりますけれども、皆さん方のご協力によりまして終了することができました。本当にありがとうございました。

これで予算特別委員会を閉会したいと思います。

閉 会 午後6時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

岡本 吉司

予算特別委員会副委員長

松林 謙司